

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和5年修正）」を踏まえ記載しています。

1. 葛飾区地域防災計画（令和6年修正）【第1編 総則】 新旧対照表

番号	頁	旧	新	備考				
1	5	第2章 葛飾区の現状と被害想定 第1節 葛飾区の概況 3 土地利用 本区は、令和4年（2022）年現在の地目別土地面積（課税地）によると、約95%が宅地（工業地・商業地含む）であり、残りを農地と鉄道用地がほぼ二分している。また、都市計画地域の指定状況は、住居系用途が51.2%と大きな割合を占めている。	第2章 葛飾区の現状と被害想定 第1節 葛飾区の概況 3 土地利用 本区は、令和4年（2022）年 1月時点 の地目別土地面積（課税地）によると、約95%が宅地（工業地・商業地含む）であり、残りを農地と鉄道用地がほぼ二分している。また、 <u>用途</u> 地域の指定状況は、住居系 <u>用途</u> が51.1%と大きな割合を占め、 <u>住宅・人口が密集した市街地を形成している</u> 。					
2	6	第2章 葛飾区の現状と被害想定 第2節 被害想定 5 産業 区内の事業所数、産業従業員数は、平成28（2016）年現在で16,636事業所、産業従業者数128,556人となっている。従業者数の内訳は、第3次産業が約79%と大半を占めている。	第2章 葛飾区の現状と被害想定 第2節 被害想定 5 産業 区内の事業所数、産業従業員数は、 <u>令和3（2021）</u> 年現在で <u>15,883</u> 事業所、産業従業者数 <u>141,421</u> 人となっている。従業者数の内訳は、第3次産業が約82%と大半を占めている。					
3	20	第3章 基本的理念、役割 第2節 関係機関の役割 4 指定公共機関の役割 <table border="1"> <tr> <td>東日本電信電話（株）</td> <td>1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること。</td> </tr> </table>	東日本電信電話（株）	1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること。	第3章 基本的理念、役割 第2節 関係機関の役割 4 指定公共機関の役割 <table border="1"> <tr> <td>東日本電信電話（株） 東京東支店</td> <td>1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 2 災害時における通信回線等の疎通確保と通信設備の復旧に関するこ と。</td> </tr> </table>	東日本電信電話（株） 東京東支店	1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 2 災害時における通信回線等の疎通確保と通信設備の復旧に関するこ と。	[東日本電信電話]
東日本電信電話（株）	1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること。							
東日本電信電話（株） 東京東支店	1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 2 災害時における通信回線等の疎通確保と通信設備の復旧に関するこ と。							
4	21	第3章 基本的理念、役割 第2節 関係機関の役割 4 指定公共機関の役割 <table border="1"> <tr> <td>東京ガス（株） 東京東支店</td> <td>1 ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の建設及び安全保安に関すること。 2 ガスの供給に関すること。</td> </tr> </table>	東京ガス（株） 東京東支店	1 ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の建設及び安全保安に関すること。 2 ガスの供給に関すること。	第3章 基本的理念、役割 第2節 関係機関の役割 4 指定公共機関の役割 <table border="1"> <tr> <td>東京ガスグループ</td> <td>1 ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の建設及び安全保安に関すること。 2 ガスの供給に関すること。</td> </tr> </table>	東京ガスグループ	1 ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の建設及び安全保安に関すること。 2 ガスの供給に関すること。	[東京ガス]
東京ガス（株） 東京東支店	1 ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の建設及び安全保安に関すること。 2 ガスの供給に関すること。							
東京ガスグループ	1 ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の建設及び安全保安に関すること。 2 ガスの供給に関すること。							
5	21	第3章 基本的理念、役割 第2節 関係機関の役割 4 指定公共機関の役割 <table border="1"> <tr> <td>東京電力 パワーグリッド（株） 上野支社</td> <td>1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 電力需給に関すること。</td> </tr> </table>	東京電力 パワーグリッド（株） 上野支社	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 電力需給に関すること。	第3章 基本的理念、役割 第2節 関係機関の役割 4 指定公共機関の役割 <table border="1"> <tr> <td>東京電力 パワーグリッド（株） 上野支社</td> <td>1 電力設備等の建設及び保全に関すること。 2 電力供給に関すること。</td> </tr> </table>	東京電力 パワーグリッド（株） 上野支社	1 電力 設備 等の建設及び 保全 に関すること。 2 電力 供給 に関すること。	[東電 PG]
東京電力 パワーグリッド（株） 上野支社	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 電力需給に関すること。							
東京電力 パワーグリッド（株） 上野支社	1 電力 設備 等の建設及び 保全 に関すること。 2 電力 供給 に関すること。							

番号	頁	旧	新	備考
6	27	<p>第4章 計画修正の概要 第2節 対策の視点</p> <p>4 要配慮者・男女等のニーズへの配慮</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 要配慮者支援体制の強化</p> <p>① 安否確認、避難誘導等の支援体制</p> <p>② 社会福祉協議会や福祉事業者等と連携した、福祉避難所での支援</p>	<p>第4章 計画修正の概要 第2節 対策の視点</p> <p>4 要配慮者・男女等のニーズへの配慮</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 要配慮者支援体制の強化</p> <p>① 安否確認、避難誘導等の支援体制</p> <p>② 社会福祉協議会や福祉事業者等と連携した、福祉避難所での支援</p> <p>③ 助産師会等と連携した妊娠婦・乳児向けの福祉避難所である妊娠婦・乳児避難所の設置</p>	
7	30	<p>第5章 減災目標 第1節 死者の半減</p> <p>1 建物被害による死者の半減 1-1 住宅・建物の耐震化</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 葛飾区耐震改修促進計画の策定：令和4年3月一部改定（都市整備部）</p> <p>① 住宅については、令和7年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。</p> <p>② 特定緊急輸送道路沿道の建築物については、令和7年度までに100%とすることを目標とする。</p> <p>③ 一般緊急輸送道路沿道の建築物については、耐震化を図りながら、正確な状況を把握し、耐震化の目標年度や目標値を定めることとする。</p> <p>④ 民間特定既存耐震不適格建築物については、令和7年度末までに耐震性が不十分な建築物をおおむね解消することを目標とする。</p> <p>⑤ 区営住宅については、耐震化率100%を達成したため、適切に維持・保全していくこととする。</p> <p>⑥ 区有建築物については、耐震化率100%を達成したため、適切に維持・保全していくこととする。</p>	<p>第5章 減災目標 第1節 死者の半減</p> <p>1 建物被害による死者の半減 1-1 住宅・建物の耐震化</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 葛飾区耐震改修促進計画の策定：令和6年3月一部改定（都市整備部）</p> <p>① 旧耐震基準の住宅については、令和7年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。</p> <p>② 特定緊急輸送道路沿道の建築物については、令和7年度までに100%とすることを目標とする。</p> <p>③ 一般緊急輸送道路沿道の建築物については、耐震化を図りながら、正確な状況を把握し、耐震化の目標年度や目標値を定めることとする。</p> <p>④ 民間特定既存耐震不適格建築物については、令和7年度末までに耐震性が不十分な建築物をおおむね解消することを目標とする。</p> <p>⑤ 区営住宅については、耐震化率100%を達成したため、適切に維持・保全していくこととする。</p> <p>⑥ 区有建築物については、耐震化率100%を達成したため、適切に維持・保全していくこととする。</p> <p>⑦ グレーブラン住宅については、耐震性が不十分な住宅を令和17年度末までにおおむね解消することを目指す。なお、耐震性が不十分なグレーブラン住宅を令和12年度末までに半減することを中間の目標とする。</p> <p>(中略)</p>	

2. 葛飾区地域防災計画（令和5年修正）【第2編 震災編】 新旧対照表

番号	頁	旧	新	備考
8	46	<p>第1部 第1章 区民と地域の防災力向上</p> <p>第2節 予防対策 1 自助による区民の防災力の向上</p> <p>1－2 防災意識の啓発、防災教育の充実</p> <p>■消防署の活動</p> <p>(中略)</p> <p>ク 各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行う「防火防災診断」及び要配慮者宅を対象とする「住まいの防火防災診断」の実施</p>	<p>第1部 第1章 区民と地域の防災力向上</p> <p>第2節 予防対策 1 自助による区民の防災力の向上</p> <p>1－2 防災意識の啓発、防災教育の充実</p> <p>■消防署の活動</p> <p>(中略)</p> <p>ク <u>防火防災対策等の普及啓発を目的に行う「防火防災巡回」及び要配慮者や希望する区民に住居の立ち入りを前提とし、防火防災上の安全性の確認、改善指導を行う「住まいの防火防災診断」の実施</u></p>	
9	47	<p>第1部 第1章 区民と地域の防災力向上</p> <p>第2節 予防対策 1 自助による区民の防災力の向上</p> <p>1－3 外国人への支援</p> <p>(1) 防災意識の普及</p> <p>区は、外国語対応の生活ガイドブックや防災マップの作成及び配布、国際交流イベント及び講座における都作成の防災動画の活用等により防災意識の啓発を行う。</p> <p>(2) 外国語による標識等の設置</p> <p>区は、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物等に外国語での表記を行う。</p> <p>(3) 通訳ボランティアによる支援</p> <p>区は、通訳ボランティアの協力を得るなどにより、防災訓練等において外国人を支援する。</p>	<p>第1部 第1章 区民と地域の防災力向上</p> <p>第2節 予防対策 1 自助による区民の防災力の向上</p> <p>1－3 外国人への支援</p> <p>(1) 防災意識の普及</p> <p>区は、外国語対応の<u>生活ガイドブックや防災マップの作成及び配布、国際交流イベント及び講座における都作成の防災動画の活用等や日本語教室等での防災学習の実施等</u>により防災意識の啓発を行う。<u>また、ホームページに外国人向けのページを作成し、防災・災害対策情報を発信することで、自分が分かる言語で理解・情報収集できるようにする。</u></p> <p>(2) 外国語による標識等の設置</p> <p>区は、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物等に外国語での表記を行う。</p> <p>(3) 通訳ボランティアによる支援</p> <p>区は、通訳ボランティアの協力を得るなどにより、防災訓練等において外国人を支援する。</p>	
10	49	<p>第1部 第1章 区民と地域の防災力向上</p> <p>第2節 予防対策 3 消防団の活動体制の充実</p> <p>(1) 現況</p> <p>葛飾区における消防団は、2団27分団で団員数（定員）は、1,200名である。</p> <p>(2) 活動体制の充実</p> <p>① 区は、消防署と連携して、消防団の活動を支援する。</p> <p>② 女性、学生などの対象に応じたリーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団をPRし、入団</p>	<p>第1部 第1章 区民と地域の防災力向上</p> <p>第2節 予防対策 3 消防団の活動体制の充実</p> <p>(1) 現況</p> <p>葛飾区における消防団は、2団27分団で団員数（定員）は、1,200名である。</p> <p>(2) 活動体制の充実</p> <p>① 区は、消防署と連携して、消防団の活動を支援する。</p> <p>② 女性、学生、<u>事業者</u>などの対象に応じたリーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団をPRし、入団等を促進する。また、大規模災害団員などの制度の活用、</p>	

番号	頁	旧	新	備考																																				
		等を促進する。また、大規模災害団員などの制度の活用、消防団員の活動環境の整備、消防団の相互連携体制の構築等を進める。	消防団員の活動環境の整備、消防団の相互連携体制の構築等を進める。																																					
11	50	第1部 第1章 区民と地域の防災力向上 第2節 予防対策 4 事業所による自助・共助の強化 4-1 事業所への指導 (1) 事業所防災計画の作成指導 消防署は、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を指導し、事業所の自主防災体制の充実強化を図る。 (2) 自衛消防隊の活動能力の向上 消防署は、自衛消防隊の訓練の指導、発生初期段階での傷病者に対する応急救護能力を向上させるため自衛消防活動中核要員を中心に上級救命講習等の受講の促進を図るとともに、自衛消防隊の活動能力の向上を図る。 (3) 啓発 区は、広報紙等により事業所相互間及び事業所と防災市民組織等の連携の重要性について啓発する。	第1部 第1章 区民と地域の防災力向上 第2節 予防対策 4 事業所による自助・共助の強化 4-1 事業所への指導 (1) 事業所防災計画の作成指導 消防署は、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を指導し、事業所の自主防災体制の充実強化を図る。 (2) 自衛消防隊の活動能力の向上 <ins>消防署は、震災初期段階における自衛消防隊の初期消火能力をはじめとした自衛消防力の向上を図るため、防火管理者を中心とした効果的な自衛消防訓練を推進する。</ins> (3) 啓発 区は、広報紙等により事業所相互間及び事業所と防災市民組織等の連携の重要性について啓発する。																																					
12	59	第1部 第2章 安全な都市づくりの実現 第2節 予防対策 1 防災都市づくり 1-1 防災都市づくり (中略) ■地域の指定 <table border="1"> <tr> <td>整備地域</td> <td>立石・四つ木・堀切地域</td> <td>約 415ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>松島・新小岩駅周辺地域</td> <td>約 135ha</td> </tr> <tr> <td>重点整備地域</td> <td>四つ木一・二丁目地区</td> <td>約 28.1ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東四つ木地区</td> <td>約 40.0 ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東立石四丁目地区</td> <td>約 19.5ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>堀切二丁目周辺及び四丁目地区</td> <td>約 68.5ha</td> </tr> </table> ③不燃化特区制度 重点整備地域において、老朽木造建築物の建替え・除却への助成や固定資産税の減免措置など、従来よりも踏み込んだ特別な支援を継続し、不燃化を強力に推進する制度。なお、防災都市づくり推進計画の基本方針の改定により、令和7年度まで期間が延長された。	整備地域	立石・四つ木・堀切地域	約 415ha		松島・新小岩駅周辺地域	約 135ha	重点整備地域	四つ木一・二丁目地区	約 28.1ha		東四つ木地区	約 40.0 ha		東立石四丁目地区	約 19.5ha		堀切二丁目周辺及び四丁目地区	約 68.5ha	第1部 第2章 安全な都市づくりの実現 第2節 予防対策 1 防災都市づくり 1-1 防災都市づくり (中略) ■地域の指定 <table border="1"> <tr> <td>整備地域</td> <td>立石・四つ木・堀切地域</td> <td>約 415ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>松島・新小岩駅周辺地域</td> <td>約 135ha</td> </tr> <tr> <td>重点整備地域</td> <td>四つ木一・二丁目地区</td> <td>約 28.1ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東四つ木地区</td> <td>約 40.0 ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東立石四丁目地区</td> <td>約 19.5ha</td> </tr> <tr> <td></td> <td>堀切二丁目周辺及び四丁目地区</td> <td>約 68.5ha</td> </tr> </table> <ins>※地域の指定については、防災都市づくり推進計画の基本方針に準じる。</ins> ③不燃化特区制度 重点整備地域において、老朽木造建築物の建替え・除却への助成や固定資産税の減免措置など、従来よりも踏み込んだ特別な支援を継	整備地域	立石・四つ木・堀切地域	約 415ha		松島・新小岩駅周辺地域	約 135ha	重点整備地域	四つ木一・二丁目地区	約 28.1ha		東四つ木地区	約 40.0 ha		東立石四丁目地区	約 19.5ha		堀切二丁目周辺及び四丁目地区	約 68.5ha	
整備地域	立石・四つ木・堀切地域	約 415ha																																						
	松島・新小岩駅周辺地域	約 135ha																																						
重点整備地域	四つ木一・二丁目地区	約 28.1ha																																						
	東四つ木地区	約 40.0 ha																																						
	東立石四丁目地区	約 19.5ha																																						
	堀切二丁目周辺及び四丁目地区	約 68.5ha																																						
整備地域	立石・四つ木・堀切地域	約 415ha																																						
	松島・新小岩駅周辺地域	約 135ha																																						
重点整備地域	四つ木一・二丁目地区	約 28.1ha																																						
	東四つ木地区	約 40.0 ha																																						
	東立石四丁目地区	約 19.5ha																																						
	堀切二丁目周辺及び四丁目地区	約 68.5ha																																						

番号	頁	旧	新	備考
			<p>続し、不燃化を強力に推進する制度。なお、防災都市づくり推進計画の基本方針の改定により、令和7年度まで期間が延長された。</p> <p>④整備地域不燃化加速事業 <u>令和4年12月に都が公表した「TOKYO 強靭化プロジェクト」において、整備地域での不燃領域率を向上させるため、支援制度を新設した。これを受けて、区は不燃化特区以外の整備地域における不燃化を加速させるため、都の制度を活用した老朽建築物の建替え助成を実施し、災害に強い街づくりを進める。</u></p>	
13	63	<p>第1部 第2章 安全な都市づくりの実現 第2節 予防対策</p> <p>1 防災都市づくり 1-3 安全な市街地の整備と再開発</p> <p>(1) 市街地再開発</p> <p>① 計画目標 木造市街地が無秩序に密集し、道路・駅前広場等の公共施設が不足している市街地を再開発することにより、耐震耐火建築物の建設と道路・公園・広場等の公共施設を総合的に整備し、災害に強い、安全で快適な市街地の形成をめざす。</p> <p>② 現況 再開発の具体化に向けて調査・検討等を進めている地域や事業が進んでいる地域は次のとおりである。</p> <p>■立石駅周辺地区 立石駅北口地区・南口東地区・南口西地区 約4.5万m² ■金町駅北口地区 東金町一丁目西地区 約3万m² ■新小岩駅南口地区 新小岩駅南口地区 約1.5万m² ■高砂駅周辺地区 高砂駅周辺地区 約84万m²</p>	<p>第1部 第2章 安全な都市づくりの実現 第2節 予防対策</p> <p>1 防災都市づくり 1-3 安全な市街地の整備と再開発</p> <p>(1) 市街地再開発</p> <p>① 計画目標 木造市街地が無秩序に密集し、道路・駅前広場等の公共施設が不足している市街地を再開発することにより、耐震耐火建築物の建設と道路・公園・広場等の公共施設を総合的に整備し、災害に強い、安全で快適な市街地の形成をめざす。</p> <p>② 現況 再開発の具体化に向けて調査・検討等を進めている地域や事業が進んでいる地区は次のとおりである。</p> <p>■立石駅周辺地域 立石駅北口地区・南口東地区・南口西地区 約4.5万m² ■金町駅周辺地域 東金町一丁目西地区 約3万m² ■新小岩駅周辺地域 新小岩駅南口地区 約1.5万m² ■高砂駅周辺地域 高砂駅周辺地区 約84万m²</p>	
14	64	<p>第1部 第2章 安全な都市づくりの実現 第2節 予防対策</p> <p>1 防災都市づくり 1-4 防災活動拠点の整備</p> <p>(中略) さらに、それに伴い公園に関連する下水道施設の耐震化工事を推進する。</p>	<p>第1部 第2章 安全な都市づくりの実現 第2節 予防対策</p> <p>1 防災都市づくり 1-4 防災活動拠点の整備</p> <p>(中略) さらに、<u>災害復旧拠点となる公園（防災活動拠点等）から排水を受け入れる下水道管</u>のそれに伴い公園に関連する下水道施設の耐震化工事を推進する。</p>	
15	65	<p>第1部 第2章 安全な都市づくりの実現 第2節 予防対策</p> <p>2 住宅・建築物の耐震化及び安全対策の促進</p> <p>2-1 住宅・建築物の耐震化</p> <p>(中略) (1) 木造建築物耐震診断士派遣</p>	<p>第1部 第2章 安全な都市づくりの実現 第2節 予防対策</p> <p>2 住宅・建築物の耐震化及び安全対策の促進</p> <p>2-1 住宅・建築物の耐震化</p> <p>(中略) (1) 木造住宅耐震診断士派遣</p>	

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和5年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考
16	68	<p>第1部 第2章 安全な都市づくりの実現</p> <p>第2節 予防対策 2 住宅・建築物の耐震化及び安全対策の促進 2-5 家具類の転倒・落下・移動防止</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 家具類の転倒・落下・移動防止対策</p> <p>① 区は、区の施設の転倒・落下・移動防止対策を実施する。</p>	<p>第1部 第2章 安全な都市づくりの実現</p> <p>第2節 予防対策 2 住宅・建築物の耐震化及び安全対策の促進 2-5 家具類の転倒・落下・移動防止</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 家具類の転倒、落下、移動防止対策</p> <p>① 区は、区の施設の転倒、落下、移動防止対策を実施する。</p>	
17	69	<p>第1部 第2章 安全な都市づくりの実現</p> <p>第2節 予防対策 3 液状化への対策</p> <p>3-1 住宅における液状化対策</p> <p>(1) 地盤の液状化対策に関する情報提供</p> <p>地盤の液状化に関する知識を深め、液状化による建物被害に備えるため、液状化が発生する仕組みや地盤調査及び液状化対策等について、区民向けのパンフレットを作成する。</p> <p>(2) 液状化対策の促進</p> <p>窓口相談や説明会を実施し、地盤の液状化に関する適切な情報提供を行うとともに、住宅の新築や建替えの際の地盤調査費、液状化対策費及び液状化判定調査派遣を行う。</p>	<p>第1部 第2章 安全な都市づくりの実現</p> <p>第2節 予防対策 3 液状化への対策</p> <p>3-1 住宅における液状化対策</p> <p>(1) 地盤の液状化対策に関する情報提供</p> <p>地盤の液状化に関する知識を深め、液状化による建物被害に備えるため、液状化が発生する仕組みや地盤調査及び液状化対策等について、区民向けのパンフレットを作成する。</p> <p>(2) 液状化対策の促進</p> <p>窓口相談や説明会を実施し、地盤の液状化に関する適切な情報提供を行うとともに、住宅の新築や建替えの際の地盤調査費及び液状化対策費の助成並びに液状化判定調査の無料派遣を行う。</p>	
18	70	<p>第1部 第2章 安全な都市づくりの実現</p> <p>第2節 予防対策 3 液状化への対策</p> <p>3-2 河川堤防の耐震・液状化対策</p> <p>(3) 中川</p> <p>高砂橋上流部は国土交通省、高砂橋上流端から下流及び新中川は東京都江東治水事務所で堤防整備や耐震対策事業等の整備を進めしており、東京都第五建設事務所が管理している。</p> <p>国土交通省では堤防嵩上げ等の河川改修を実施中であり、近年では水元、高砂、青戸の堤防嵩上げを実施した。</p>	<p>第1部 第2章 安全な都市づくりの実現</p> <p>第2節 予防対策 3 液状化への対策</p> <p>3-2 河川堤防の耐震・液状化対策</p> <p>(3) 中川</p> <p>高砂橋上流部は国土交通省、高砂橋上流端から下流及び新中川は東京都江東治水事務所で堤防等の耐震・耐水対策を進めており、東京都第五建設事務所が管理している。</p> <p>国土交通省では堤防嵩上げ等の河川改修を実施しており、近年では新宿の堤防嵩上げを実施した（利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画【大臣管理区間】令和5年（2023）11月策定）。</p>	修正理由:昨年度に直轄の河川整備計画が策定され、江戸川・荒川と同記載となるようにするため [江戸川河川事務所]
19	70	<p>第1部 第2章 安全な都市づくりの実現</p> <p>第2節 予防対策 3 液状化への対策</p> <p>3-2 河川堤防の耐震・液状化対策</p> <p>(3) 中川</p> <p>(中略)</p>	<p>第1部 第2章 安全な都市づくりの実現</p> <p>第2節 予防対策 3 液状化への対策</p> <p>3-2 河川堤防の耐震・液状化対策</p> <p>(3) 中川</p> <p>(中略)</p>	

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和5年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考
		東京都管理区間については、令和3年12月に策定された「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」に基づき、堤防や水門の耐震対策等を実施している。	東京都管理区間については、令和3年12月に策定された「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」に基づき、堤防や水門の耐震対策等を実施している。	
20		第1部 第2章 安全な都市づくりの実現 第2節 予防対策 3 液状化への対策 3-2 河川堤防の耐震・液状化対策	第1部 第2章 安全な都市づくりの実現 第2節 予防対策 3 液状化への対策 3-2 河川堤防の耐震・液状化対策 <u>(4) 新中川</u> <u>中川より高砂橋下流から分派して南へ流れる新中川は、東京都第五建設事務所が管理している。</u> <u>また、令和3年12月に策定された「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」に基づき、東京都江東治水事務所が堤防の耐震対策等を実施している。</u>	
21	71	第1部 第2章 安全な都市づくりの実現 第2節 予防対策 3 液状化への対策 3-2 河川堤防の耐震・液状化対策 <u>(4) 綾瀬川</u> <u>(中略)</u> 現在は中川と同様、「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」に基づき堤防の耐震対策を実施している。	第1部 第2章 安全な都市づくりの実現 第2節 予防対策 3 液状化への対策 3-2 河川堤防の耐震・液状化対策 <u>(5) 綾瀬川</u> <u>(中略)</u> 現在は中川と同様、「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」に基づき堤防の耐震対策を実施したている。	
22	71	第1部 第2章 安全な都市づくりの実現 第2節 予防対策 3 液状化への対策 3-2 河川堤防の耐震・液状化対策 <u>(5) 大場川</u> <u>(中略)</u>	第1部 第2章 安全な都市づくりの実現 第2節 予防対策 3 液状化への対策 3-2 河川堤防の耐震・液状化対策 <u>(6) 大場川</u> <u>(中略)</u> <u>現在は中川と同様、「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」に基づき堤防の耐震対策を実施した。</u>	
23	80	第1部 第2章 安全な都市づくりの実現 第3節 応急対策 1 公共施設等の応急対策による二次災害防止 1-1 河川施設の応急対策 <u>(中略)</u> 情報網に被災があった場合は、衛星携帯電話等を携帯した連絡要員（リエゾン）を派遣するとともに都及び区の行う応急対策に関し、要請があれば指導を行う。	第1部 第2章 安全な都市づくりの実現 第3節 応急対策 1 公共施設等の応急対策による二次災害防止 1-1 河川施設の応急対策 <u>(中略)</u> 情報網に被災があった場合は、衛星携帯電話等を携帯した連絡要員（リエゾン）を派遣するとともに都及び区の行う応急対策に関し、要請があれば指導を行う。	[荒川下流河川事務所] 修正理由：必ずしも衛星携帯電話を携帯していないため、削除
24	83	第1部 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第1節 対策の基本方針 3 対策の課題	第1部 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第1節 対策の基本方針 3 対策の課題	「水道管路の耐震化」—「区市町

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和5年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考
		<p>③ 都心南部直下地震において葛飾区では、停電率 15.6%、通信の不通率 5.5%、ガスの供給停止率 5.6%、断水率 61.1%、下水道管きよ被害率 7.0%と想定されており、被災後の区民生活の継続に大きな支障となる。</p>	<p>③ 都心南部直下地震において葛飾区では、停電率 15.6%、通信の不通率 5.5%、ガスの供給停止率 5.6%、断水率 <u>57.7%</u>、下水道管きよ被害率 7.0%と想定されており、被災後の区民生活の継続に大きな支障となる。</p>	<p>の断水率(令和4年度末)より水道局が公表している最新の数値に修正する。[水道局東部第二支所]</p>
25	92	<p>第1部 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第2節 予防方針 3 バス施設</p> <p>都交通局、京成バス（株）、京成タウンバス（株）、東武バスセントラル（株）、日立自動車交通（株）、マイスカイ交通（株） バス事業者は、施設整備、通信体制の強化、職員及び乗務員の対応等についての防災教育を行うことにより、災害発生時の人命の安全確保及び輸送の確保を図る。</p>	<p>第1部 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第2節 予防方針 3 バス施設</p> <p>都交通局、京成バス（株）、京成タウンバス（株）※、東武バスセントラル（株）、日立自動車交通（株）、マイスカイ交通（株） バス事業者は、施設整備、通信体制の強化、職員及び乗務員の対応等についての防災教育を行うことにより、災害発生時の人命の安全確保及び輸送の確保を図る。 <u>※令和7年4月より、京成バス東京（株）に社名変更予定</u></p>	
26	93	<p>第1部 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第2節 予防方針 5 ライフライン施設</p> <p>5-1 水道施設 (中略) (2) 管路の効果的な耐震継手化の推進 管路については、より効果的に地域全体の断水被害を軽減するため、首都中枢・緊急医療機関及び震災時に多くの都民が集まる避難所や主要な駅への供給ルートの耐震継手化を完了した。現在は、都の被害想定で震災時の断水率が高い地域について、重点的に管路の耐震継手化を進め、令和10年度までに解消する。</p>	<p>第1部 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第2節 予防方針 5 ライフライン施設</p> <p>5-1 水道施設 (中略) (2) 管路の効果的な耐震継手化の推進 管路については、首都中枢・緊急医療機関及び震災時に多くの都民が集まる避難所や主要な駅への供給ルートの耐震継手化は令和5年3月に概成を完了した。現在は、より効果的に地域全体の断水被害を軽減するため、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域について、重点的に管路の耐震継手化を重点的に進め、令和10年度までに解消する。</p>	
27	94	<p>第1部 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第2節 予防方針 5 ライフライン施設</p> <p>5-2 下水道施設 (中略) (2) 施設の耐震対策 既存施設の耐震診断を行い、施設の重要性、再構築の時期などを勘査しながら耐震対策を推進する。また、下水道が被害を受けた場合にも機能が確保できるように、再構築時などに施設のネットワーク化を実施し、施設相互のバックアップ機能を確保する。</p>	<p>第1部 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第2節 予防方針 5 ライフライン施設</p> <p>5-2 下水道施設 (中略) (2) 施設の耐震対策 既存施設の耐震診断を行い、施設の重要性、再構築の時期などを勘査しながら耐震対策を推進する。また、発災時等の緊急時においても水処理や汚泥処理をより安定的に行えるよう、水再生センター間に連絡管を整備し、バックアップ機能を確保する。</p>	

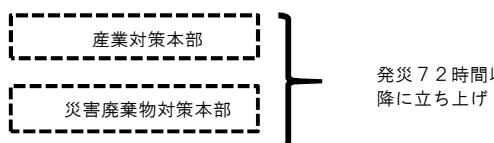
番号	頁 号	旧	新	備考
28	94	<p>第1部 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第2節 予防方針 5 ライフライン施設</p> <p>5－3 電気施設</p> <p>東京電力パワーグリッド（株）は、災害による電力施設の被害を最小限にするため、耐震性の強化などの諸対策を実施し、万全の予防措置を講じる。</p> <p>（1）保安対策</p> <p>① 変電設備</p> <p>ア 機器基礎及び屋外鉄構は耐震性を十分考慮して設計施工している。</p> <p>イ 洪水には、既往の浸水実績などを踏まえた浸水対策を行っている。</p> <p>ウ 塩害に対しても活線洗浄装置を施設するなどの保安対策を講じている。</p> <p>② 架空配電設備</p> <p>地震に対しては概ね区内全域を送電できる施設としており、強風にも十分耐え得るよう設置している。</p> <p>③ 地中配電設備</p> <p>地盤沈下の著しい地区に対しては管路の取替、堅固な防護等の強化工事を実施している。</p> <p>④ 送電設備</p> <p>地震の影響に対し、送電を確保できるように設計施工している。</p> <p>（2）施設点検</p> <p>電気設備に関する技術基準に適合するよう定期的に設備の巡回点検（特に認めた場合は随時）を行い設備の保全を図っている。</p> <p>① 配電線路の巡回点検</p> <p>区内全域について5年に1回以上、配電線路のパトロールを行い、不良箇所を改修している。</p> <p>② 配電線路の計画外巡視</p> <p>ア 建設現場等については、必要に応じて点検を実施し、公衆安全の確保を図っている。</p> <p>イ 繁華街などの地域は年末及びその他必要な時期にパトロールを実施している。</p> <p>ウ 台風・雷雨・雪害などの際は配電線路の隨時巡回を実施している。</p> <p>（3）復旧体制の強化</p> <p>電力施設の早期復旧を図るため次の対策を実施している。</p> <p>① 緊急動員体制の強化</p> <p>復旧要員の動向に従った緊急動員体制の隨時整備</p> <p>② 応援協力体制の確立</p>	<p>第1部 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第2節 予防方針 5 ライフライン施設</p> <p>5－3 電気施設</p> <p>東京電力パワーグリッド（株）は、災害による電力設備への被害に對し、災害の発生を未然に防止するため次の予防措置を実施する。</p> <p>(1) 地震保安対策</p> <p>① 送電設備</p> <p>ア 架空電線路</p> <p>電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。</p> <p>イ 地中電線路</p> <p>終端接続箱・給油装置等は、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき、洞道は、「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行う。</p> <p>② 変電設備</p> <p>機器の耐震・液状化については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。</p> <p>③ 配電設備</p> <p>ア 架空電線路</p> <p>電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。</p> <p>イ 地中電線路</p> <p>地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。</p> <p>④ 通信設備</p> <p>通信設備は、電力保安通信規定に基づいて耐震設計を行う。</p> <p>(2) 電気工作物の巡回・点検</p> <p>電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るために、定期的に電気工作物の巡回点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡回）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。</p> <p>(3) 資機材等の整備点検</p> <p>災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。</p>	[東電 PG]

番号	頁	旧	新	備考								
		工事請負会社との緊急動員連絡体制の整備並びに社員、請負会社の連動による復旧体制の確立 ③ 応急復旧機材の点検整備 防災資機材の定期的点検、整備の実施										
29	105	第1部 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第3節 応急対策 4 河川施設 4-2 防災船着場の運用 (中略) ■船舶等の接岸可能地点 <table border="1"><thead><tr><th>施設所在地・名称</th><th>限界トン数</th><th>接岸地延長</th><th>備考</th></tr></thead></table>	施設所在地・名称	限界トン数	接岸地延長	備考	第1部 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第3節 応急対策 4 河川施設 4-2 防災船着場の運用 (中略) ■船舶等の接岸可能地点 <table border="1"><thead><tr><th>施設所在地・名称</th><th>総トン数</th><th>接岸地延長</th><th>備考</th></tr></thead></table>	施設所在地・名称	総トン数	接岸地延長	備考	
施設所在地・名称	限界トン数	接岸地延長	備考									
施設所在地・名称	総トン数	接岸地延長	備考									
30	108	第1部 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第3節 応急対策 5 ライフライン施設 5-4 電気施設 東京電力パワーグリッド（株）は、次の対策を実施する。 ① 第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、近隣の第一線機関等相互による流用を実施する。広域にわたる被害等によりそれらの対応が困難な場合は、本社対策本部にて全ての資材を管理・確保する。 ② 非常災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている協力会社の車両、船艇、ヘリコプター等により行うが、必要に応じ他電力会社等からの調達を対策本部において要請し、輸送力の確保を図る。 ③ 震災時においても送電を継続することを原則とするが、水害又は火災の拡大時等における円滑な防災活動のため、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講じる。 ④ 応急工事の実施に当たっては、人命に係る箇所、復旧対策の中核となる官公庁等の機関、避難所等を優先することを原則とするが、各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上、復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた手順により実施する。 ⑤ 各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」および隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」および広域機関の指示に基づき電力の緊急融通を行う。	第1部 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第3節 応急対策 5 ライフライン施設 5-4 電力設備 東京電力パワーグリッド（株）は、次の対策を実行する。 <u>(1) 情報の収集・報告</u> <u>気象、地震情報や一般被害情報及び当社被害情報、東京電力グループ被害状況を迅速、的確に把握し、速やかに上級本（支）部に報告する。</u> <u>(2) 広報活動</u> <u>停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。</u> <u>また、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。</u> <u>(3) 対策要員の確保</u> <u>非常態勢が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する本（支）部に出動する。</u> <u>なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生し自動的に非常態勢に入る場合は、社員は、呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に出動する。</u> <u>(4) 復旧資材の確保</u> <u>予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。</u> <u>災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ契約をしている取引先の車両、舟艇、ヘリコプター、その他調達可能な運搬手段により行う。</u> <u>(5) 電力の融通</u>	[東電 PG]								

番号	頁	旧	新	備考
			<p>電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、各電力会社と締結した「全国融通契約」及び隣接する各電力会社と締結した「二社契約」及び広域機関の指示に基づき連系線を用いた緊急的な電力の受給を行う。</p> <p>(6) 危険予防措置 電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防などから要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。</p> <p>(7) 応急工事 恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。</p>	
31	112	<p>第1部 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第4節 復旧対策 4 ライフライン施設</p> <p>4-1 水道施設 (中略)</p> <p>⑥ 首都中枢機関、災害拠点病院等の重要施設は、配水小管の復旧及び通水状況に併せ、機能が回復するよう優先して復旧に当たり、その他の順次給水管についても復旧を行う。</p>	<p>第1部 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第4節 復旧対策 4 ライフライン施設</p> <p>4-1 水道施設 (中略)</p> <p>⑥ 首都中枢機関、災害拠点病院等の重要施設は、配水小管の復旧及び通水状況に併せ、機能が回復するよう優先して復旧に当たり、その他の順次給水管についても順次復旧を行う。</p>	
32	112	<p>第1部 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第4節 復旧対策 4 ライフライン施設</p> <p>4-1 水道施設 (中略)</p> <p>⑦ 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕申し込みがあったものについて応急措置を行う。なお、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、申込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。</p>	<p>第1部 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第4節 復旧対策 4 ライフライン施設</p> <p>4-1 水道施設 (中略)</p> <p>⑦ 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等が自ら行うことを原則とする。重要施設の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕申し込みがあったものについて応急措置を行う。なお、配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、申込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。</p>	
33	113	<p>第1部 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第4節 復旧対策 4 ライフライン施設</p> <p>4-3 電力施設 東京電力パワーグリッド（株）は、災害に伴う応急・復旧対策については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。</p> <p>(1) 設備の復旧 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、復旧要員の確保、復旧資機材の確保など、あらかじめ定めた手順により実施する。</p>	<p>第1部 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第4節 復旧対策 4 ライフライン施設</p> <p>4-3 電力設備 東京電力パワーグリッド（株）は、下記の各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。</p> <p>(1) 送電設備 ①全回線送電不能の主要線路 ②全回線送電不能のその他の線路</p>	

番号	頁	旧	新	備考
		<p>① 供給区域内において震度6弱以上の地震が発生し自動的に非常態勢に入る場合は、呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に出動する。</p> <p>② 電力施設等の被害状況及び復旧状況や停電による主な影響状況等を迅速、的確に把握する。</p> <p>③ 復旧資材の確保のため、予備品、貯蔵品の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。</p> <p>④ 発電設備については、共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。</p> <p>⑤ 送電設備については、ヘリコプター、車両等の機動力および予備品、貯蔵品等の活用により仮復旧を迅速に行う。</p> <p>⑥ 變電設備については、機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。</p> <p>⑦ 配電設備については、配電線路応急工法による迅速、確実な復旧を行う。</p> <p>⑧ 通信設備については、可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用により通信を確保する。</p> <p>(2) 広報 停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報する。また、感電事故および電気火災等の防止に関する広報を行う。</p>	<p>③一部回線送電不能の主要線路 ④一部回線送電不能のその他の線路 (2) 變電設備 ①主要幹線の復旧に関する送電用変電所 ②重要施設に配電する中間・配電用変電所 (3) 配電設備 ①病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線 ②その他の回線 (4) 通信設備 ①給電指令回線（制御・監視及び保護回線） ②災害復旧に使用する保安回線 ③その他保安回線</p>	
34	121	<p>第1部 第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化 第2節 予防対策 2 初動対応体制の整備 2-7 ライフライン機関等の防災訓練 (中略)</p> <p>(2) 東京電力パワーグリッド（株） 東京電力パワーグリッド（株）は、地震災害や大規模停電に対する様々な事態を想定し地域や設備の変化に即応した実践的な応動訓練を実施することにより、復旧技術の向上、復旧体制の整備などの充実を図る。</p> <p>① 社内総合防災訓練 大規模地震災害時等における非常災害対策本部、支部の円滑な運営、並びに情報伝達の習熟を図るための訓練を実施する。</p> <p>② 総合防災訓練 区及びその他公共機関が実施する大規模な地震等を想定した訓練計画に参加し、電力施設の災害応急措置の訓練を実施する。</p>	<p>第1部 第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化 第2節 予防対策 2 初動対応体制の整備 2-7 ライフライン機関等の防災訓練 (中略)</p> <p>災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常災害にこの計画が有効に機能することを確認する。 なお、訓練実施に当たっては、実践的な内容とし、抽出した課題については、速やかに改善を行うとともに、次回訓練に反映する。 また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。</p>	
35	124	第1部 第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化 第2節 予防対策 4 消火・救助・救急活動体制の整備	第1部 第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化 第2節 予防対策 4 消火・救助・救急活動体制の整備	

番号	頁	旧	新	備考																																																
		<p>4－2 消防署の消防活動体制</p> <p>消防署は、同時多発性・広域性を有する地震火災、救助・救急事象に対応するため、消火活動、救助活動、救急活動に関する実践的・効果的な訓練を通して消防活動体制を整備する。</p> <p>また、広域災害・救急医療情報システム（EMI S）を活用した、医療情報収集体制の強化を図る。</p>	<p>4－2 消防署の消防活動体制</p> <p>消防署は、同時多発性・広域性を有する地震火災、救助・救急事象に対応するため、消火活動、救助活動、救急活動に関する実践的・効果的な訓練を通して消防活動体制を整備する。</p> <p><u>また、広域災害・救急医療情報システム（EMI S）を活用した、医療情報収集体制の強化を図るとともに、多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」を活用し、外国人への救急対応の充実強化を図る。</u></p>																																																	
36	127	<p>第1部 第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化</p> <p>第3節 応急対策 1 区の活動態勢</p> <p>区内で計測された震度に応じて、次の活動態勢をとるものとする。</p> <p>■区の初動態勢</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>態勢区分</th> <th>震度</th> <th>長周期地 震動階級</th> <th>態勢の内容</th> <th>勤務時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各部での 対応</td> <td>震度 4</td> <td></td> <td> <input type="radio"/> 各部で職員を参考し、所管の対応措置をとる。 </td> <td>勤務場所に参考</td> </tr> <tr> <td>情報連絡 態勢</td> <td>震度 5弱</td> <td>階級 3</td> <td> <input type="radio"/> 防災担当に情報連絡室を設置、問い合わせ対応、情報収集・伝達を実施する。 <input type="radio"/> 各部の所管施設で安全確保、施設点検等を実施する。 </td> <td>勤務場所に参考</td> </tr> <tr> <td>第1非常 配備態勢</td> <td>震度 5強</td> <td rowspan="2">階級 4</td> <td> <input type="radio"/> 災害対策本部を設置する。 <input type="radio"/> 職員の 40%で対応する。 </td> <td>指定場所に参考</td> </tr> <tr> <td>第2非常 配備態勢</td> <td>震度 6弱以上</td> <td> <input type="radio"/> 災害対策本部を設置する。 <input type="radio"/> 職員の 100%で対応する。 </td> <td>指定場所に参考</td> </tr> </tbody> </table>	態勢区分	震度	長周期地 震動階級	態勢の内容	勤務時間外	各部での 対応	震度 4		<input type="radio"/> 各部で職員を参考し、所管の対応措置をとる。	勤務場所に参考	情報連絡 態勢	震度 5弱	階級 3	<input type="radio"/> 防災担当に情報連絡室を設置、問い合わせ対応、情報収集・伝達を実施する。 <input type="radio"/> 各部の所管施設で安全確保、施設点検等を実施する。	勤務場所に参考	第1非常 配備態勢	震度 5強	階級 4	<input type="radio"/> 災害対策本部を設置する。 <input type="radio"/> 職員の 40%で対応する。	指定場所に参考	第2非常 配備態勢	震度 6弱以上	<input type="radio"/> 災害対策本部を設置する。 <input type="radio"/> 職員の 100%で対応する。	指定場所に参考	<p>第1部 第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化</p> <p>第3節 応急対策 1 区の活動態勢</p> <p>区内で計測された震度に応じて、次の活動態勢をとるものとする。</p> <p>■区の初動態勢</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>態勢区分</th> <th>震度</th> <th>長周期地 震動階級</th> <th>態勢の内容</th> <th>勤務時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各部での 対応</td> <td>震度 4</td> <td></td> <td> <input type="radio"/> 各部で職員を参考し、所管の対応措置をとる。 </td> <td>勤務場所に参考</td> </tr> <tr> <td>情報連絡 態勢</td> <td>震度 5弱</td> <td>階級 3</td> <td> <input type="radio"/> 防災担当に情報連絡室を設置、問い合わせ対応、情報収集・伝達を実施する。 <input type="radio"/> 各部の所管施設で安全確保、施設点検等を実施する。 </td> <td>勤務場所に参考</td> </tr> <tr> <td>第1非常 配備態勢</td> <td>震度 5強</td> <td rowspan="2">階級 4</td> <td> <input type="radio"/> 災害対策本部を設置する。 <input type="radio"/> 職員の 40%で対応する。 <u><input type="radio"/> 学校避難所を開設する。</u> </td> <td>指定場所に参考</td> </tr> <tr> <td>第2非常 配備態勢</td> <td>震度 6弱以上</td> <td> <input type="radio"/> 災害対策本部を設置する。 <input type="radio"/> 職員の 100%で対応する。 <u><input type="radio"/> 学校避難所を開設</u> </td> <td>指定場所に参考</td> </tr> </tbody> </table>	態勢区分	震度	長周期地 震動階級	態勢の内容	勤務時間外	各部での 対応	震度 4		<input type="radio"/> 各部で職員を参考し、所管の対応措置をとる。	勤務場所に参考	情報連絡 態勢	震度 5弱	階級 3	<input type="radio"/> 防災担当に情報連絡室を設置、問い合わせ対応、情報収集・伝達を実施する。 <input type="radio"/> 各部の所管施設で安全確保、施設点検等を実施する。	勤務場所に参考	第1非常 配備態勢	震度 5強	階級 4	<input type="radio"/> 災害対策本部を設置する。 <input type="radio"/> 職員の 40%で対応する。 <u><input type="radio"/> 学校避難所を開設する。</u>	指定場所に参考	第2非常 配備態勢	震度 6弱以上	<input type="radio"/> 災害対策本部を設置する。 <input type="radio"/> 職員の 100%で対応する。 <u><input type="radio"/> 学校避難所を開設</u>	指定場所に参考	
態勢区分	震度	長周期地 震動階級	態勢の内容	勤務時間外																																																
各部での 対応	震度 4		<input type="radio"/> 各部で職員を参考し、所管の対応措置をとる。	勤務場所に参考																																																
情報連絡 態勢	震度 5弱	階級 3	<input type="radio"/> 防災担当に情報連絡室を設置、問い合わせ対応、情報収集・伝達を実施する。 <input type="radio"/> 各部の所管施設で安全確保、施設点検等を実施する。	勤務場所に参考																																																
第1非常 配備態勢	震度 5強	階級 4	<input type="radio"/> 災害対策本部を設置する。 <input type="radio"/> 職員の 40%で対応する。	指定場所に参考																																																
第2非常 配備態勢	震度 6弱以上		<input type="radio"/> 災害対策本部を設置する。 <input type="radio"/> 職員の 100%で対応する。	指定場所に参考																																																
態勢区分	震度	長周期地 震動階級	態勢の内容	勤務時間外																																																
各部での 対応	震度 4		<input type="radio"/> 各部で職員を参考し、所管の対応措置をとる。	勤務場所に参考																																																
情報連絡 態勢	震度 5弱	階級 3	<input type="radio"/> 防災担当に情報連絡室を設置、問い合わせ対応、情報収集・伝達を実施する。 <input type="radio"/> 各部の所管施設で安全確保、施設点検等を実施する。	勤務場所に参考																																																
第1非常 配備態勢	震度 5強	階級 4	<input type="radio"/> 災害対策本部を設置する。 <input type="radio"/> 職員の 40%で対応する。 <u><input type="radio"/> 学校避難所を開設する。</u>	指定場所に参考																																																
第2非常 配備態勢	震度 6弱以上		<input type="radio"/> 災害対策本部を設置する。 <input type="radio"/> 職員の 100%で対応する。 <u><input type="radio"/> 学校避難所を開設</u>	指定場所に参考																																																

番号	頁	旧	新	備考
			する。	
37	128	<p>第1部 第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化 第3節 応急対策 1 区の活動態勢 (図中)</p> 	<p>第1部 第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化 第3節 応急対策 1 区の活動態勢 (図中)</p> 	[リサイクル清掃課] →発災後すぐに対応する必要があるため修正
38	128	<p>第1部 第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化 第3節 応急対策 1 区の活動態勢</p> <p>1-1 統括班 班長：危機管理課長 副班長：地域防災課長、生活安全課長 (1) 計画担当 リーダー 管理係長、災害対策係長 班員：危機管理課 業務概要 ・ 各種情報の分析、総合的な災害対策の企画立案等による意思決定等 ・ 各班の支援 (2) 受援・涉外担当 リーダー：危機管理担当官、生活安全係長、地域安全係長 班員：生活安全課 業務概要 ・ 各種防災通信機器による外部関係機関との連絡調整（要請・情報収集等） (3) 避難所統括担当 リーダー：自助・共助係長、訓練係長 業務概要 ・ 避難所運営の統括 ・ 防災活動拠点や避難場所の状況把握</p>	<p>第1部 第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化 第3節 応急対策 1 区の活動態勢</p> <p>1-2 統括班 班長：危機管理課長 副班長：<u>運用訓練担当課長</u>、地域防災<u>担当</u>課長、生活安全<u>担当</u>課長 (1) 計画担当 リーダー 管理係長、<u>計画</u>係長 班員：危機管理課 業務概要 ・ 各種情報の分析、総合的な災害対策の企画立案等による意思決定等 ・ 各班の支援 (2) 受援・涉外担当 リーダー：<u>運用訓練担当係長</u>、生活安全係長、<u>防犯強化</u>係長 班員：<u>運用訓練担当課</u>、生活安全<u>担当</u>課 業務概要 ・ 各種防災通信機器による外部関係機関<u>や協定事業者</u>との連絡調整（要請・情報収集等） (3) 避難所統括担当 リーダー：自助・共助係長、訓練係長 <u>班員：地域防災担当課</u> 業務概要 ・ 避難所運営の統括 ・ 防災活動拠点や避難場所の状況把握</p>	
39	129	<p>第1部 第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化 第3節 応急対策 1 区の活動態勢 (中略)</p> <p>1-2 情報管理班 班長：政策経営部長 副班長：デジタル推進担当部長</p>	<p>第1部 第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化 第3節 応急対策 1 区の活動態勢 (中略)</p> <p>1-3 情報管理班 班長：政策経営部長 <u>副班長：デジタル推進担当部長</u></p>	

番号	頁	旧	新	備考
		<p>(中略) (2) 問い合わせ対応担当 リーダー：デジタル推進担当課長、選挙管理委員会事務局長、すぐやる課長 (中略) (2) 問い合わせ対応担当</p> <p>1－3 広報班 班長：区長室担当部長 (中略)</p> <p>1－4 本部運営支援班 班長：監査事務局長 リーダー：秘書課長 サブリーダー：秘書課担当係長、監査事務局担当係長</p> <p>1－5 資源管理班 班長：施設部長 (1) 資源維持管理担当 リーダー：施設管理課長 サブリーダー：学校施設計画担当課長、施設維持課長 班員：施設調整係長、施設維持課</p> <p>業務概要 • 備蓄品に係る管理全般及び避難者数等に基づく必要物資の種別、数量の確定 (2) 輸送担当 リーダー：税務課長 サブリーダー：収納対策課長 班員：税務課、収納対策課</p> <p>業務概要 • 避難所等への配送ルートを含めた物資輸送方法の確立 • 各対策本部等からの要請に応じた物資輸送の管理</p> <p>1－6 庶務班 班長：総務部長 副班長：総務課長 (1) 職員支援担当</p>	<p>(中略) (2) 問い合わせ対応担当 リーダー：デジタル推進担当課長、選挙管理委員会事務局長、すぐやる課長 (中略) (2) 問い合わせ対応担当 班員：(中略) 監査事務局、DX戦略課</p> <p>1－4 広報班 班長：事業推進担当部長 (中略)</p> <p>1－5 本部運営支援班 班長：監査事務局長 リーダー：秘書課長 サブリーダー：秘書課担当係長、監査事務局担当係長 <u>班員：秘書課、監査事務局</u></p> <p>1－6 資源管理班 班長：施設部長 (1) 資源維持管理担当 リーダー：施設管理課長 サブリーダー：学校施設計画担当課長、施設維持課長 班員：施設管理課施設調整係長、施設維持課、<u>総務課総務係（庁舎）</u></p> <p>業務概要 • 備蓄品に係る管理全般及び避難者数等に基づく必要物資の種別、数量の確定 <u>・ 総合庁舎の躯体及びライフラインの状況確認</u> (2) 輸送担当 リーダー：税務課長 サブリーダー：収納対策課長 班員：税務課、収納対策課、総務課総務係（車両）</p> <p>業務概要 • 避難所等への配送ルートを含めた物資輸送方法の確立 • 各対策本部等からの要請に応じた物資輸送の管理</p> <p>1－7 庶務班 班長：総務部長</p>	

番号	頁	旧	新	備考				
		リーダー：人事課長 サブリーダー：人材育成課長、総務部副参事（法規担当）	副班長：総務課長 (1) 職員支援担当 リーダー：人事課長 サブリーダー： <u>人材育成課長</u> 、総務部副参事（法規担当） <u>班員：総務課、人事課</u>					
40	133	第1部 第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化 第3節 応急対策 2 災害対策本部 2－2 初動時の態勢 発災直後は、通信、ライフライン機能の低下や社会の混乱により、災対部の立ち上げ及び機能が十分でないことが想定されるため、初動本部を立ち上げ指揮班及び初動活動を行う班を設置して、本部長の命により迅速な対応を図るものとする。 ① 危機管理・防災担当部長は、災対本部運営マニュアルに基づき、本部長室に指揮班及び初動班を設置し、初動活動の指揮をとる。 ② 指揮班は、情報収集・伝達、各班の指揮、本部室の運営等を行う。 ③ 初動班は、各部からのメンバーにより、初動に必要な業務を行う班として設置する。 ④ 本部長室が機能しない場合は、本庁舎の会議室等に本部長室を移設する。本庁舎が機能しない場合は、次の順位で本部を移設する。なお、本部の移設については葛飾区拠点施設応急対策行動計画に基づいて行うこととする。 ■本部の移設場所 <table border="1"> <tr> <td>第1順位 奥戸総合スポーツセンター</td> <td>第2順位 水元総合スポーツセンター</td> </tr> </table> ⑤ 初動時の活動経過に従い、本部長が必要と認めた場合、順次、災対部単位の態勢に移行する。	第1順位 奥戸総合スポーツセンター	第2順位 水元総合スポーツセンター	第1部 第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化 第3節 応急対策 1 区の活動態勢 1－1 初動時の態勢 発災直後は、通信、ライフライン機能の低下や社会の混乱により、災対部の立ち上げ及び機能が十分でないことが想定されるため、初動 態勢 を立ち上げ 統括 班及び初動活動を行う班を設置して、本部長の命により迅速な対応を図るものとする。 ① 危機管理・防災担当部長は、災対本部運営マニュアルに基づき、本部長室に 統括 班及び初動 活動を行う 班を設置し、初動活動の指揮をとる。 ② 統括 班は、情報収集・伝達、各班の指揮、本部室の運営等を行う。 ③ 初動 活動を行う 班は、各部からのメンバーにより、 情報連絡班や広報班など、災害対策本部において 初動に必要な業務を行う班を設置する。 ④ 本部長室が機能しない場合は、本庁舎の会議室等に本部長室を移設する。本庁舎が機能しない場合は、次の順位で本部を移設する。なお、本部の移設については葛飾区拠点施設応急対策行動計画に基づいて行うこととする。 ■本部の移設場所 <table border="1"> <tr> <td>第1順位 奥戸総合スポーツセンター</td> <td>第2順位 水元総合スポーツセンター</td> </tr> </table> ⑤ 初動時の活動経過に従い、本部長が必要と認めた場合、順次、 災害対策本部の各班を編成する。 ⑥ 第1非常配備態勢以上の場合は、災害対策本部のほかに各対策本部を設置し、職員が充分に参集していない時期に、初動活動のうち重要な業務を優先的に実行する。 (図の削除) (掲載位置の入れ替え)	第1順位 奥戸総合スポーツセンター	第2順位 水元総合スポーツセンター	
第1順位 奥戸総合スポーツセンター	第2順位 水元総合スポーツセンター							
第1順位 奥戸総合スポーツセンター	第2順位 水元総合スポーツセンター							
41	134	第1部 第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化 第3節 応急対策 2 災害対策本部	第1部 第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化 第3節 応急対策 2 災害対策本部					

番号	頁	旧	新	備考												
		<p>2－3 災害対策本部の組織</p> <p>■災害対策本部組織図（各対策本部を設置しない場合）</p>	<p>2－3 災害対策本部の組織</p> <p>■災害対策本部組織図（各対策本部を設置しない場合）</p>													
42	135	<p>第1部 第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化</p> <p>第3節 応急対策 2 災害対策本部</p> <p>2－3 災害対策本部の組織</p> <p>■災害対策本部事務分掌</p> <p>※ 葛飾区災害対策本部に関する規則 第6条別表より抜粋（令和3（2021）年4月時点）</p> <table border="1" data-bbox="258 1039 1066 1415"> <thead> <tr> <th data-bbox="258 1039 415 1087">災対部</th> <th data-bbox="415 1039 1066 1087">事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="258 1087 415 1388">災対 政策経営 部</td> <td data-bbox="415 1087 1066 1388"> 災害復旧計画及び復興計画の策定に関すること 災害対策予算に関すること 義援金及び義援品の受入れ及び配分に関するこ 電算センター及び電算センターの付帯設備並びにインフラ統合基盤の復旧、保全及び管理に関するこ 電算センターに設置及びインフラ統合基盤に搭載されている情報システムの復旧、保全及び管理に関するこ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="258 1388 415 1415">災対</td> <td data-bbox="415 1388 1066 1415">葛飾区議会との連絡及び調整に関するこ</td> </tr> </tbody> </table>	災対部	事務分掌	災対 政策経営 部	災害復旧計画及び復興計画の策定に関すること 災害対策予算に関すること 義援金及び義援品の受入れ及び配分に関するこ 電算センター及び電算センターの付帯設備並びにインフラ統合基盤の復旧、保全及び管理に関するこ 電算センターに設置及びインフラ統合基盤に搭載されている情報システムの復旧、保全及び管理に関するこ	災対	葛飾区議会との連絡及び調整に関するこ	<p>第1部 第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化</p> <p>第3節 応急対策 2 災害対策本部</p> <p>2－3 災害対策本部の組織</p> <p>■災害対策本部事務分掌</p> <p>※ 葛飾区災害対策本部に関する規則 第7条別表より抜粋（令和5（2023）年10月時点）</p> <table border="1" data-bbox="1066 1039 1920 1415"> <thead> <tr> <th data-bbox="1066 1039 1224 1087">災対部</th> <th data-bbox="1224 1039 1920 1087">事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1066 1087 1224 1388">災対 政策経営 部</td> <td data-bbox="1224 1087 1920 1388"> 災害復旧計画及び復興計画の策定に関するこ 災害対策予算に関するこ 義援金及び義援品の受入れ及び配分に関するこ 電算センター及びデータセンターに設置されている 情報システムの保全及び管理に関するこ 葛飾区情報システムの管理運営に関する規則(平成17年葛飾区規則第46号)第7条第2項第4号に規定する区長が別に定める情報システムの管理に関するこ </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1066 1388 1224 1415"></td> <td data-bbox="1224 1388 1920 1415"></td> </tr> </tbody> </table>	災対部	事務分掌	災対 政策経営 部	災害復旧計画及び復興計画の策定に関するこ 災害対策予算に関するこ 義援金及び義援品の受入れ及び配分に関するこ 電算センター及び データセンターに設置されている 情報システムの保全及び管理に関するこ 葛飾区情報システムの管理運営に関する規則(平成17年葛飾区規則第46号)第7条第2項第4号に規定する区長が別に定める情報システムの管理に関するこ			
災対部	事務分掌															
災対 政策経営 部	災害復旧計画及び復興計画の策定に関すること 災害対策予算に関すること 義援金及び義援品の受入れ及び配分に関するこ 電算センター及び電算センターの付帯設備並びにインフラ統合基盤の復旧、保全及び管理に関するこ 電算センターに設置及びインフラ統合基盤に搭載されている情報システムの復旧、保全及び管理に関するこ															
災対	葛飾区議会との連絡及び調整に関するこ															
災対部	事務分掌															
災対 政策経営 部	災害復旧計画及び復興計画の策定に関するこ 災害対策予算に関するこ 義援金及び義援品の受入れ及び配分に関するこ 電算センター及び データセンターに設置されている 情報システムの保全及び管理に関するこ 葛飾区情報システムの管理運営に関する規則(平成17年葛飾区規則第46号)第7条第2項第4号に規定する区長が別に定める情報システムの管理に関するこ															

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和5年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考
		<p>総務部</p> <p>法令の解釈及び適用に関すること 他の部に属しないボランティアの受入れ、派遣及び活動支援に関すること 災害に関する広報、広聴及び区民相談に関すること 報道機関との連絡に関すること 災害の記録に関すること 本部及び現地本部の職員の動員及び給与に関すること 本部及び現地本部の職員の健康管理及び災害補償に関すること 他の地方公共団体等の職員の受入れ及び派遣に関すること 労務の調達に関すること 物品、資材及び器材、食糧等の調達に関すること 普通財産用地及び用地取得基金に属する土地の保全及び管理に関すること 区民税等の災害時に係る特例に関すること 救援救助物資及び飲料水等の輸送計画、配分計画及び輸送に関すること 金町浄水場及び水元給水所における給水並びに高砂北公園給水施設の運用に関すること その他他の部に属しない災害対策に関すること</p>	<p>被災者生活再建支援システムに関すること</p> <p>災対 総務部</p> <p>葛飾区議会との連絡及び調整に関すること 法令の解釈及び適用に関すること 他の部に属しないボランティアの受入れ、派遣及び活動支援に関すること 災害に関する広報、広聴及び区民相談に関すること 報道機関との連絡に関すること 災害の記録に関すること 本部及び現地本部の職員の動員及び給与に関すること 本部及び現地本部の職員の健康管理及び災害補償に関すること 他の地方公共団体等の職員の受入れ及び派遣に関すること 労務の調達に関すること 物品、資材及び器材、食糧等の調達に関すること 普通財産用地及び用地取得基金に属する土地の保全及び管理に関すること 区民税等の災害時に係る特例に関すること 救援救助物資及び飲料水等の輸送計画、配分計画及び輸送に関すること 金町浄水場及び水元給水所における給水並びに高砂北公園給水施設の運用に関すること その他他の部に属しない災害対策に関すること</p>	
		<p>災対 施設部</p> <p>総合庁舎の保全及び維持管理に関すること 災害救助法の適用前の建設型応急住宅の建設に関すること 区有建築物の被害状況の調査に関すること 区有建築物等の応急危険度判定に関すること 区有建築物の応急修理及び補強に関すること 区有建築物等の解体についての調整に関すること</p>	<p>災対 施設部</p> <p>総合庁舎の保全及び維持管理に関すること 災害救助法の適用前の建設型応急住宅の建設に関すること 区有建築物の被害状況の調査に関すること 区有建築物等の応急危険度判定に関すること 区有建築物の応急修理及び補強に関すること 区有建築物等の解体についての調整に関すること</p>	
		<p>災対 地域振興</p> <p>本部長室の庶務に関すること 災害対策事業に係る連絡及び調整に関すること</p>		

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和5年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考
	部	防災関係機関との連絡及び調整に関すること 本部の指令及び要請に関すること 災害救助法の適用手続きに関すること 防災行政無線の通信に関すること 遺体の収容計画に関すること 地域応急活動に関すること 地域住民に関する情報の収集及び提供に関すること 地域住民との連絡及び調整に関すること 地区灾害対策拠点に関すること 地域振興部の所管する施設の保全、管理、被害状況調査及び応急措置（当該施設における被害の拡大を防止するための措置をいう。以下同じ。）に関すること 地域振興部の所管する施設に設置される避難所の開設、運営及び支援に関すること 葛飾区文化会館に設置される給水施設の保全、管理及び運用に関すること 外国人に係る災害対策に関すること 埋火葬に関すること り災証明に関すること	災対 地域振興部 本部長室の庶務に関すること 災害対策事業に係る連絡及び調整に関すること 防災関係機関との連絡及び調整に関すること 本部の指令及び要請に関すること 災害救助法の適用手続きに関すること 防災行政無線の通信に関すること 遺体の収容計画に関すること 地域応急活動に関すること 地域住民に関する情報の収集及び提供に関すること 地域住民との連絡及び調整に関すること 地区灾害対策拠点に関すること 地域振興部の所管する施設の保全、管理、被害状況調査及び応急措置（当該施設における被害の拡大を防止するための措置をいう。以下同じ。）に関すること 地域振興部の所管する施設に設置される避難所の開設、運営及び支援に関すること 葛飾区文化会館に設置される給水施設の保全、管理及び運用に関すること 外国人に係る災害対策に関すること 埋火葬に関すること り災証明に関すること	
	災対 健康部	災害医療救護計画の策定に関すること 医療救護所の開設及び運営に関すること 医療及び助産物資の確保及び配分に関すること 傷病者の手当及び転送に関すること 医師会、歯科医師会等の医療関係機関との連絡及び調整に関すること 医療救護ボランティアの受け入れ及び調整に関すること 応援医療救護班の派遣要請、受け入れ及び調整に関すること 消毒、害虫駆除等の感染症対策に関すること 食品衛生及び環境衛生に関すること	災対 健康部 災害医療救護計画の策定に関すること 医療救護所の開設及び運営に関すること 医療及び助産物資の確保及び配分に関すること 傷病者の手当及び転送に関すること 医師会、歯科医師会等の医療関係機関との連絡及び調整に関すること 医療救護ボランティアの受け入れ及び調整に関すること 応援医療救護班の派遣要請、受け入れ及び調整に関すること	

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和5年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考
		<p>保健相談及びメンタルケアに関すること 健康部の所管する施設の利用者の保護に関すること 健康部の所管する施設の保全、管理、被害状況調査及び応急措置に関すること 毒物又は劇物の販売業者又は業務上取扱者に対する指導に関すること</p> <p>災対 子育て支援部</p> <p>子育て支援部の所管する施設の利用者の保護に関すること 保育園児及び区立学童保育クラブに入会している児童の安否確認に関すること 児童及び乳幼児の相談に関すること 子育て支援部の所管する施設の保全、管理、被害状況調査及び応急措置に関すること 児童及び乳幼児の緊急一時受入れに関すること 子育て支援部の所管する施設に設置される避難所の開設、運営及び支援に関すること</p> <p>災対 都市整備部</p> <p>都市計画に関する災害復旧計画及び復興計画の策定に関すること 民間建築物の被害状況調査に関すること 応急仮設住宅等に関すること 被災者の住宅の相談、応急融資等に関すること 建築ボランティアの受け入れ、派遣及び活動支援に関すること 民間建築物の応急危険度判定に関すること 道路、橋梁等の土木施設の保全、管理及び被害状況調査並びに当該施設の応急的な復旧に関すること 緊急啓開路線、区道等の障害物の除去等に関すること 土木施設管理者及び交通管理者並びに水道、電気、ガス等の事業者との連絡及び調整に関すること 遺体の搬送及び収容に関すること</p>	<p>消毒、害虫駆除等の感染症対策に関すること 食品衛生及び環境衛生に関すること 保健相談及びメンタルケアに関すること 健康部の所管する施設の利用者の保護に関すること 健康部の所管する施設の保全、管理、被害状況調査及び応急措置に関すること 毒物又は劇物の販売業者又は業務上取扱者に対する指導に関すること</p> <p>災対 子育て支援部</p> <p>子育て支援部の所管する施設の利用者の保護に関すること 保育園児及び区立学童保育クラブに入会している児童の安否確認に関すること 児童及び乳幼児の相談に関すること 子育て支援部の所管する施設の保全、管理、被害状況調査及び応急措置に関すること 児童及び乳幼児の緊急一時受入れに関すること <u>妊娠婦・乳児避難所及びその他</u>子育て支援部の所管する施設に設置される避難所の開設、運営及び支援に関すること</p> <p><u>災対 児童相談部</u></p> <p><u>児童相談部の所管する施設の利用者の保護に関すること</u> <u>被措置児童等及び在宅指導中の児童の安否確認に関すること並びに一時保護をしている児童の安全確保に関すること</u> <u>児童の相談に関すること(災対子育て支援部に属するものを除く)</u> <u>児童相談部の所管する施設の保全、管理、被害状況調査及び応急措置に関すること</u> <u>震災孤児その他の要保護児童及び震災遭児の緊急一時受入れに関すること</u></p> <p>災対</p> <p>都市計画に関する災害復旧計画及び復興計画の策定</p>	

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和5年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考
		水防対策に関すること がれき集積場所等の確保に関すること 水上輸送計画に関すること 都市整備部の所管する施設に設置される給水施設の保全、管理及び運用に関すること 都市整備部の所管する施設に設置される避難場所の調査及び保全に関すること 第7号から前号までに掲げるもののほか、土木全般に関すること	都市整備部 に関すること 民間建築物の被害状況調査に関すること 応急仮設住宅等に関すること 被災者の住宅の相談、応急融資等に関すること 建築ボランティアの受入れ、派遣及び活動支援に関すること 民間建築物の応急危険度判定に関すること 道路、橋梁等の土木施設の保全、管理及び被害状況調査並びに当該施設の応急的な復旧に関すること 緊急啓開路線、区道等の障害物の除去等に関すること 土木施設管理者及び交通管理者並びに水道、電気、ガス等の事業者との連絡及び調整に関すること 遺体の搬送及び収容に関すること 水防対策に関すること がれき集積場所等の確保に関すること 水上輸送計画に関すること	
		災対協力部 災害対策に係る現金の出納に関すること。 災害対策に係る物品の出納保管に関すること。 救援救助物資並びに義援金及び義援品の出納保管に関すること。 他の部の応援及び協力に関すること		
		災対区議会事務局 葛飾区議会議員との連絡及び調整に関すること 葛飾区議会議員が収集した災害情報の整理及び伝達に関すること		
			災対区議会事務局 葛飾区議会議員との連絡及び調整に関すること <u>葛飾区議会災害等対策会議に関すること</u>	
43	138	第1部 第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化 第3節 応急対策 2-7 勤務時間外の職員の配備 夜間・休日等の勤務時間外に地震が発生した場合は、道路・橋梁の被害、公共交通機関の途絶により区外在住の職員が参集できないことが想定される。	第1部 第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化 第3節 応急対策 2-7 勤務時間外の職員の配備 夜間・休日等の勤務時間外に地震が発生した場合は、道路・橋梁の被害、公共交通機関の途絶により区外在住の職員が参集できないことが想定される。	

番号	頁	旧	新	備考
		<p>そのため、区内及び隣接区に居住する職員により、指定された場所に参集し、初動活動を行う一時的な態勢をとる。</p> <p>(1) 参集の基準</p> <p>① 勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生した場合は、参集指示がなくとも、あらかじめ定められた施設に自主参集するものとする。</p> <p>② 参集施設を指定されていない職員は、通常の勤務場所に自主参集するものとする。</p> <p>③ 参集が不可能な場合は、最寄りの災害対策活動を行う拠点施設（避難所、地区センター、緊急医療救護所）に参集する。</p> <p>（中略）</p> <p>(3) 避難所指定職員</p> <p>① 避難所指定職員は、あらかじめ指定されている避難所に参集し、避難施設の開錠、施設の安全確認、ライフライン機能の確認等を行う。</p>	<p>そのため、区内及び隣接区に居住する職員により、指定された場所に参集し、初動活動を行う一時的な態勢をとる。</p> <p>(1) 参集の基準</p> <p>① <u>勤務時間外に震度5弱又は5強の地震が発生した場合は、各課で定められた職員は勤務場所もしくは指定場所に参集し、所管施設の安全確保や点検、情報収集を行う。</u></p> <p>② 勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生した場合は、<u>参集が困難な職員を除く職員は</u>参集指示がなくとも、あらかじめ定められた施設に自主参集するものとする。</p> <p>③ 参集施設を指定されていない職員は、通常の勤務場所に自主参集するものとする。</p> <p>④ 参集が不可能な場合は、最寄りの災害対策活動を行う拠点施設（避難所、地区センター、緊急医療救護所）に参集する。</p> <p>（中略）</p> <p>(3) 避難所指定職員</p> <p>① 避難所指定職員は、<u>区内で震度5強以上の地震が発生した場合、</u>あらかじめ指定されている避難所に参集し、避難施設の開錠、施設の安全確認、ライフライン機能の確認等を行う。</p> <p>（中略）</p> <p><u>(6) 参集時の連絡</u></p> <p>① <u>参集する職員は、自らの安全を最大限確保し、発災後に家族等の安否確認を行うとともに、区へ参集する旨を伝える。</u></p> <p>② <u>参集を行う職員は、所属長に参集する旨の連絡を行う。参集対象の職員が本人の事故やその他やむを得ない事由により参集ができない場合には、その旨を所属長に連絡する。所属長は、発災後1時間から3時間の間を目途に、参集可否連絡の無い職員の安否確認を行う。</u></p> <p>③ <u>参集場所へ移動を行う際、周囲の被害や状況を収集できる場合は、写真や音声等で記録を行い、所属又は災害対策本部へ報告を行う。</u></p> <p><u>(7) 参集時の行動基準</u></p> <p>① <u>自身の安全を最優先に確保し、移動ルート上に陥没や液状化、火災や倒壊等の危険性があることを十分に認識して行動を行う。</u></p> <p>② <u>ルート上の安全性が確認できない場合は、迂回ルートや安全性が高い別ルートの確保に努めるとともに、交通手段の途絶等により</u></p>	

番号	頁	旧	新	備考
			<p>参考・移動に支障が生じている場合は、無理な参集はせずに引き返し、その旨を所属長に直ちに報告して指示を仰ぐ。</p> <p>③ 発災直後に周囲が著しく被災して自身が安全な場合、初期消火活動や救助活動に従事し、必要に応じて救助機関（警察・消防等）や所属、災害対策本部に連絡を行う。</p> <p>④ 職員自身の健康や家庭状況に配慮し、以下のような場合には、参集について所属長と相談を行うこと。</p> <p>ア 妊娠中の職員</p> <p>イ 育児休業中の職員</p> <p>ウ 病気休職中の職員</p> <p>エ 療養休暇中の職員</p> <p>オ 家族の中に要介護者や障害者がおり、当該職員以外に介護等するものが存在しない場合</p> <p>カ 家族の中に小学生以下の子どもがおり、当該職員以外に監護するものが存在しない場合、又はほかの監護者が来るまでの間</p> <p>キ 当該災害に起因する次の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該災害により負傷した職員 ・当該災害により、家族が負傷して当該職員以外に看護するものが存在しない場合で、他の監護者が来るまでの間又は医療機関の処置を受けるまでの間 ・当該災害による道路閉塞や橋梁の崩落等により孤立又は鉄道の運休等により移動手段が喪失し、その他の代替手段によても参集するための移動手段を確保できない場合。 	
44	139	<p>第1部 第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化</p> <p>第3節 応急対策</p> <p>2－7 勤務時間外の職員の配備</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 避難所指定職員</p> <p>① 避難所指定職員は、あらかじめ指定されている避難所に参集し、避難施設の開錠、施設の安全確認、ライフライン機能の確認等を行う。</p> <p>② 避難者が避難している場合は、防災市民組織、自治町会、P T A、教員等と連携して避難者のスペースへの誘導、避難者数の把握、備蓄物資の配布、受水槽からの給水等、必要な災害対策を実施する。</p> <p>③ 本部に避難所の開設状況を報告する。</p>	<p>第1部 第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化</p> <p>第3節 応急対策</p> <p>2－7 勤務時間外の職員の配備</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 避難所指定職員</p> <p>① 避難所指定職員は、<u>区内で震度5強以上の地震が発生した場合</u>、あらかじめ指定されている避難所に参集し、避難施設の開錠、施設の安全確認、ライフライン機能の確認等を行う。</p> <p>② 避難者が避難している場合は、防災市民組織、自治町会、P T A、教員等と連携して避難者のスペースへの誘導、避難者数の把握、備蓄物資の配布、受水槽からの給水等、必要な災害対策を実施する。</p> <p>③ 本部に避難所の開設状況を報告する。</p>	
45	140	<p>第1部 第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化</p> <p>第3節 応急対策</p>	<p>第1部 第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化</p> <p>第3節 応急対策</p>	修正理由:令和6年8月26日規定

番号	頁	旧	新	備考
		<p>4 消火・救助・救急活動 4-2 警察署の活動</p> <p>(1) 活動態勢 警察署は、それぞれ警備本部を設置して指揮体制を確立する。警備要員は、東京都（島しょ部を除く。）に震度6弱以上の地震が発生した場合には、自所属に参集する。</p>	<p>4 消火・救助・救急活動 4-2 警察署の活動</p> <p>(1) 活動態勢 警察署は、それぞれ警備本部を設置して指揮体制を確立する。警備要員は、東京都（島しょ部を除く。）に震度6弱以上の地震が発生した場合又は葛飾区に震度5強の地震が発生した場合には、自所属に参集する。</p>	が改定されたため [亀有警察]
46	141	<p>第1部 第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化</p> <p>第3節 応急対策 4 消火・救助・救急活動</p> <p>4-3 消防署の活動 (中略)</p> <p>(2) 活動態勢 消防署は、次の態勢をとり、事前計画に基づき活動を開始する。</p> <p>① 震災態勢 地震の発生危険に関する情報により、震災消防活動に備える必要があると認めた場合。</p> <p>② 震災第一非常配備態勢 東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいざれかに震度5強の地震が発生した場合、又は地震により火災又は救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合。</p>	<p>第1部 第4章 広域的な視点からの応急対応力の強化</p> <p>第3節 応急対策 4 消火・救助・救急活動</p> <p>4-3 消防署の活動 (中略)</p> <p>(2) 活動態勢 消防署は、次の態勢をとり、事前計画に基づき活動を開始する。</p> <p>① 震災態勢 地震の発生危険に関する情報により、震災消防活動に備える必要があると認めた場合。</p> <p>② 震災第一非常配備態勢 東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいざれかに震度5強の地震が発生した場合、又は地震により火災又は救助・救急事象が発生し、必要と認めた場合。</p> <p>この場合、招集計画に基づき、所要の人員は、直ちに所定の場所に参集する。</p>	
47	162	<p>第1部 第6章 医療救護等対策 第1節 対策の基本方針</p> <p>1 基本的な考え方 災害時には、家屋やブロック塹の倒壊、火災等により多数の負傷者が発生することが想定され、発災直後から、多数の負傷者に対する医療救護活動を行わなければならない。さらに、在宅の人工透析患者や難病患者等への対応も必要となる。</p> <p>また、遺体については、死者への尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、迅速に検視・検案・火葬の措置が求められる。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、区や病院などでは新型コロナ感染症対策と災害対応対策に同時に迫られ人員や物資が決定的に不足してしまう恐れがあるため、備えが必要である。</p> <p>そのため、医療救護体制の構築、保健衛生活動や遺体の安置等の体制の構築、防疫体制の構築をする。</p>	<p>第1部 第6章 医療救護等対策 第1節 対策の基本方針</p> <p>1 基本的な考え方 災害時には、家屋やブロック塹の倒壊、火災等により多数の負傷者が発生することが想定され、発災直後から、多数の負傷者に対する医療救護活動を行わなければならない。さらに、在宅の人工透析患者や難病患者等への対応も必要となる。</p> <p>また、遺体については、死者への尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、迅速に検視・検案・火葬の措置が求められる。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大により、区や病院などでは新型コロナ感染症対策と災害対応対策に同時に迫られ人員や物資が決定的に不足してしまう恐れがあるため、備えが必要である。</p> <p>そのため、医療救護体制の構築、保健衛生活動や遺体の安置等の体制の構築、防疫体制の構築をする。</p>	

番号	頁 号	旧	新	備考
48	162	第1部 第6章 医療救護等対策 第1節 対策の基本方針 2 対策の現状 ① 区では、「葛飾区災害医療運営連絡会」にて、都の災害医療体制を踏まえた、ガイドラインに基づいた内容で、葛飾区災害医療救護計画を改定した。 ② 区内の災害拠点病院等を中心とした、4つのブロック体制に分ける面的整備を行い、地域で連携した災害医療の充実を図る。 ③ 緊急医療救護所を可能な限り、病院前に設置し、独歩できる軽症者は、病院敷地内や近隣の学校等に設置する軽症処置エリアに誘導して処置を行う。 ④ 風水害編を新たに作成し、タイムラインに基づく医療救護活動を定めた。 ⑤ 区災害医療コーディネーターと連携し、情報を集約、共有できるよう区災害歯科医療コーディネーター、区災害薬事コーディネーター、区災害病院薬事コーディネーター及び区災害柔整リーダーを設置する。	第1部 第6章 医療救護等対策 第1節 対策の基本方針 2 対策の現状 ① 区では、「葛飾区災害医療運営連絡会」にて、都の災害医療体制を踏まえた、ガイドラインに基づいた内容で、葛飾区災害医療救護計画を改定した。 <u>本計画は、災害が発生又はその恐れがある際に区の医療機能が低下した場合に、区民の生命と健康を守るために、迅速かつ適切な医療救護活動について定めたものである。</u> ② 区内の災害拠点病院等を中心とした、4つのブロック体制に分ける面的整備を行い、地域で連携した災害医療の充実を図る。 ③ 緊急医療救護所を可能な限り、病院前に設置し、独歩できる軽症者は、病院敷地内や近隣の学校等に設置する軽症処置エリアに誘導して処置を行う。 ④ 風水害編を新たに作成し、タイムラインに基づく医療救護活動を定めた。 ⑤ 区災害医療コーディネーターと連携し、情報を集約、共有できるよう区災害歯科医療コーディネーター、区災害薬事コーディネーター、区災害病院薬事コーディネーター、 <u>及び</u> 区災害柔整リーダー <u>及び病院救急車搬送調整リーダー</u> を設置する。	
49	163	第1部 第6章 医療救護等対策 第1節 対策の基本方針 3 対策の課題 ① 令和4年5月に公表された都心南部直下地震では、区内において3,439人の負傷者（うち重傷者512人）が予想されている。また、負傷者のみならず、在宅の人工透析患者、難病患者等の継続的医療への支援、避難生活者の健康管理やこころのケア等の対応が必要になる。 ② これまでの災害教訓から負傷者等が医療機関へ集中することが予想されるため、病院前トリアージや応急手当等の対応を効果的に行う体制の構築が必要となる。 ③ 大規模災害の発災直後は、被災地外からの応援が期待できないことから、区内の医療スタッフ等の医療資源の活用、医薬品等の確保体制の構築が必要となる。 ④ 多数の遺体収容に伴い検視・検案・安置への対応や、迅速な広域火葬が必要となる。 ⑤ 新型コロナウイルス感染症拡大に対応するための人員と衛生用品の調達が必要となる。 ⑥ 透析医療機関や葛飾区新型コロナウイルス感染症患者等受入医療機関において想定される被害の整理が必要となる。	第1部 第6章 医療救護等対策 第1節 対策の基本方針 3 対策の課題 ① 令和4年5月に公表された都心南部直下地震では、区内において3,439人の負傷者（うち重傷者512人）が予想されている。また、負傷者のみならず、在宅の人工透析患者、難病患者等の継続的医療への支援、避難生活者の健康管理やこころのケア等の対応が必要になる。 ② これまでの災害教訓から負傷者等が医療機関へ集中することが予想されるため、病院前トリアージや応急手当等の対応を効果的に行う体制の構築が必要となる。 ③ 大規模災害の発災直後は、被災地外からの応援が期待できないことから、区内の医療スタッフ等の医療資源の活用、医薬品等の確保体制の構築が必要となる。 ④ 多数の遺体収容に伴い検視・検案・安置への対応や、迅速な広域火葬が必要となる。 ⑤ 新型コロナウイルス <u>感染症を含む</u> 感染症拡大に対応するための人員と衛生用品の調達が必要となる。 ⑥ 透析医療機関や葛飾区新型コロナウイルス <u>感染症を含む</u> 感染症患者等受入医療機関において想定される被害の整理が必要となる。	

番号	頁	旧	新	備考
50	163	第1部 第6章 医療救護等対策 第1節 対策の基本方針 4 対策の方向性 (中略) ④ 新型コロナウイルス感染症に対応する防疫体制 新型コロナウイルス感染症対策用の衛生用品を調達する。 防疫対策に精通する人員を確保する。 透析医療機関や葛飾区新型コロナウイルス感染症患者等受入医療機関において、想定される災害の被害と耐震性・耐水性を整理する。 ⑤ 災対健康部は、地域の透析医療機関の被災情報等の確認に努め、区民等に透析医療機関の情報を提供する。	第1部 第6章 医療救護等対策 第1節 対策の基本方針 4 対策の方向性 (中略) ④ 新型コロナウイルス <u>感染症を含む</u> 感染症に対応する防疫体制 新型コロナウイルス <u>感染症を含む</u> 感染症対策用の衛生用品を調達する。 防疫対策に精通する人員を確保する。 透析医療機関や葛飾区新型コロナウイルス <u>感染症を含む</u> 感染症患者等受入医療機関において、想定される災害の被害と耐震性・耐水性を整理する。 ⑤ 災対健康部は、地域の透析医療機関の被災情報等の確認に努め、区民等に透析医療機関の情報を提供する。	
51	167	第1部 第6章 医療救護等対策 第2節 予防対策 1 医療救護体制の整備 1-1 初動医療体制の整備 (中略) (6) 新型コロナウイルス感染症に対応する医療救護体制の整備 区は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する為、防疫対策に応対する人員を確保する。	第1部 第6章 医療救護等対策 第2節 予防対策 1 医療救護体制の整備 1-1 初動医療体制の整備 (中略) (6) 新型コロナウイルス <u>感染症を含む</u> 感染症に対応する医療救護体制の整備 区は、新型コロナウイルス <u>感染症を含む</u> 感染症の拡大を防止する為、防疫対策に応対する人員を確保する。	
52	167	第1部 第6章 医療救護等対策 第2節 予防対策 1 医療救護体制の整備 1-2 医薬品・医療用資器材の確保 (1) 備蓄の推進 区は、緊急医療救護所等で使用する医薬品の備蓄について、品目の見直しや入れ替え等、備蓄体制の見直しを行う。備蓄量は発災後3日間で必要になる量を目安とする。なお、新型コロナウイルス感染症対策用の衛生用品を調達する。	第1部 第6章 医療救護等対策 第2節 予防対策 1 医療救護体制の整備 1-2 医薬品・医療用資器材の確保 (1) 備蓄の推進 区は、緊急医療救護所等で使用する医薬品の備蓄について、品目の見直しや入れ替え等、備蓄体制の見直しを行う。備蓄量は発災後3日間で必要になる量を目安とする。なお、新型コロナウイルス <u>感染症を含む</u> 感染症対策用の衛生用品を調達する。	
53	168	第1部 第6章 医療救護等対策 第2節 予防対策 1 医療救護体制の整備 1-3 医療施設の基盤整備 区は、透析医療機関や葛飾区新型コロナウイルス感染症患者等受入医療機関において想定される災害と耐震性・耐水性を整理する。都は、災害拠点病院、災害拠点連携病院を指定するとともに、災害時の医療機能を確保する。	第1部 第6章 医療救護等対策 第2節 予防対策 1 医療救護体制の整備 1-3 医療施設の基盤整備 区は、透析医療機関や葛飾区新型コロナウイルス <u>感染症を含む</u> 感染症患者等受入医療機関において想定される災害と耐震性・耐水性を整理する。都は、災害拠点病院、災害拠点連携病院を指定するとともに、災害時の医療機能を確保する。	

番号	頁	旧	新	備考
54	170	第1部 第6章 医療救護等対策 第3節 応急対策 1 初動医療体制 1-1 医療情報の収集伝達 区は、葛飾区災害医療コーディネーターを中心に、葛飾区医師会、葛飾区歯科医師会、葛飾区薬剤師会及び東京都柔道整復師会葛飾支部の協力を得て、人的被害及び医療機関（診療所、歯科診療所、保険薬局、緊急医療救護所、病院（災害拠点病院、災害拠点連携病院、災害医療支援病院））の被害状況、診療可否状況及び緊急医療救護所の設置状況等を把握し、区東北部医療対策拠点の地域災害医療コーディネーターに報告する。	第1部 第6章 医療救護等対策 第3節 応急対策 1 初動医療体制 1-1 医療情報の収集伝達 区は、葛飾区災害医療コーディネーターを中心に、葛飾区医師会、葛飾区歯科医師会、葛飾区薬剤師会及び東京都柔道整復師会葛飾支部と連携しの協力を得て、人的被害及び医療機関（診療所、歯科診療所、保険薬局、緊急医療救護所、病院（災害拠点病院、災害拠点連携病院、災害医療支援病院））の被害状況、診療可否状況及び緊急医療救護所の設置状況等を把握し、区東北部医療対策拠点の地域災害医療コーディネーターに報告する。	
55	173	第1部 第6章 医療救護等対策 第3節 応急対策 1 初動医療体制 1-3 重傷者・中等症者等への対応 (中略) (3) 災害医療支援病院での対応 災害時に、助産、人工透析、その他の医療を担っている病院・診療所は、医療活動の継続に努める。 災害医療支援病院等の運営に関わる各種支援が必要な場合は、葛飾区災害医療コーディネーターが情報を集約し、区東北部医療対策拠点の地域災害医療コーディネーターに対して、支援を要請する。	第1部 第6章 医療救護等対策 第3節 応急対策 1 初動医療体制 1-3 重傷者・中等症者等への対応 (中略) (3) 災害医療支援病院での対応 災害時ににおいて、助産、人工透析、その他の医療を担っている病院・診療所は、医療活動の継続に努める。 災害医療支援病院等の運営に関わる各種支援が必要な場合は、葛飾区災害医療コーディネーターが情報を集約し、区東北部医療対策拠点の地域災害医療コーディネーターに対して、支援を要請する。	
56	175	第1部 第6章 医療救護等対策 第3節 応急対策 3 急性期以降の医療体制 3-2 保健衛生活動 (中略) (3) 新型コロナウイルス感染症対策 区は、医療救護所や在宅療養患者の医療支援に関して新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じる様に周知する。なお、感染症の発生、拡大がみられる場合は、健康部と防災関係機関が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。	第1部 第6章 医療救護等対策 第3節 応急対策 3 急性期以降の医療体制 3-2 保健衛生活動 (中略) (3) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策 区は、医療救護所や在宅療養患者の医療支援に関して新型コロナウイルス感染症を含む感染症拡大防止対策を講じる様に周知する。なお、感染症の発生、拡大がみられる場合は、健康部と防災関係機関が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。	
57	179	第1部 第6章 医療救護等対策 第4節 復旧対策 1 防疫 1-1 防疫体制 区は、災害の種類、程度に即応した防疫活動として、新型コロナウイルス感染症対策についての助言や避難所及び患者発生等の消毒、そ族及びこん虫駆除等を行う。 そのため、防疫班、消毒班、食品衛生指導班、環境衛生指導班及び動物救護班を編成する。	第1部 第6章 医療救護等対策 第4節 復旧対策 1 防疫 1-1 防疫体制 区は、災害の種類、程度に即応した防疫活動として、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策についての助言や避難所及び患者発生等の消毒、そ族及びこん虫駆除等を行う。 そのため、防疫班、消毒班、食品衛生指導班、環境衛生指導班及び動物救護班を編成する。	

番号	頁	旧	新	備考												
		また、被災戸数及び防疫活動の実施について、都に連絡し、対応能力が十分でないと認める場合は協力を要請する。	また、被災戸数及び防疫活動の実施について、都に連絡し、対応能力が十分でないと認める場合は協力を要請する。													
58	180	第1部 第6章 医療救護等対策 第4節 復旧対策 1 防疫 1-2 防疫活動 (中略) ■各班の業務内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食品衛生指導班</td> <td> <input type="radio"/> 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 <input type="radio"/> 食品集積所の衛生確保 <input type="radio"/> 避難所の食品衛生指導 <input type="radio"/> その他食品に起因する危害発生の防止 <input type="radio"/> 食中毒発生時の対応 <input type="radio"/> 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立 <input type="radio"/> 食品の衛生確保、日付管理等の徹底 <input type="radio"/> 手洗いの励行 <input type="radio"/> 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 <input type="radio"/> 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 <input type="radio"/> 情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ○ 殺菌、消毒剤の適切な使用 </td> </tr> <tr> <td>環境衛生指導班</td> <td> <input type="radio"/> 飲料水の塩素による消毒の確認 <input type="radio"/> 区民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 <input type="radio"/> 区民への残留塩素の確認方法の指導 <input type="radio"/> 避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認 <input type="radio"/> 避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導 <input type="radio"/> 避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導 <input type="radio"/> 避難所における換気 <input type="radio"/> 担当職員への説明・指導 </td> </tr> </tbody> </table>	班	業務内容	食品衛生指導班	<input type="radio"/> 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 <input type="radio"/> 食品集積所の衛生確保 <input type="radio"/> 避難所の食品衛生指導 <input type="radio"/> その他食品に起因する危害発生の防止 <input type="radio"/> 食中毒発生時の対応 <input type="radio"/> 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立 <input type="radio"/> 食品の衛生確保、日付管理等の徹底 <input type="radio"/> 手洗いの励行 <input type="radio"/> 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 <input type="radio"/> 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 <input type="radio"/> 情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ○ 殺菌、消毒剤の適切な使用 	環境衛生指導班	<input type="radio"/> 飲料水の塩素による消毒の確認 <input type="radio"/> 区民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 <input type="radio"/> 区民への残留塩素の確認方法の指導 <input type="radio"/> 避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認 <input type="radio"/> 避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導 <input type="radio"/> 避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導 <input type="radio"/> 避難所における換気 <input type="radio"/> 担当職員への説明・指導	第1部 第6章 医療救護等対策 第4節 復旧対策 1 防疫 1-2 防疫活動 (中略) ■各班の業務内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>班</th> <th>業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>食品衛生指導班</td> <td> <input type="radio"/> 炊飯所、弁当・給食調理場等における衛生確保のための助言・指導 <input type="radio"/> 食品保管場所集積所の衛生状態の確認確保 <input type="radio"/> 避難所における食品の取扱方法・保管方法についての助言・衛生指導 <input type="radio"/> その他食品に起因する危害発生の防止 <input type="radio"/> 食中毒発生時の対応 <input type="radio"/> 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立 <input type="radio"/> 食品の衛生確保、日付管理等の徹底 <input type="radio"/> 手洗いの励行 <input type="radio"/> 調理器具の洗浄殺菌と使い分けについての助言・指導の徹底 <input type="radio"/> 残飯、廃棄物等の適正な処理方法についての助言・指導の徹底 <input type="radio"/> 情報提供 <input type="radio"/> 殺菌、消毒剤の適切な使用 <input type="radio"/> 食品や飲料水の安全を確保するための情報提供 <input type="radio"/> 避難所への手洗いリーフレットの配付 <input type="radio"/> 食品に関する危害発生防止のための助言・指導 </td> </tr> <tr> <td>環境衛生指導班</td> <td> <input type="radio"/> 飲料水の塩素による消毒の確認 <input type="radio"/> 区民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 <input type="radio"/> 区民への残留塩素の確認方法の指導 <input type="radio"/> 避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認 </td> </tr> </tbody> </table>	班	業務内容	食品衛生指導班	<input type="radio"/> 炊飯所、弁当・給食調理場等における衛生確保のための助言・指導 <input type="radio"/> 食品保管場所集積所の衛生状態の確認確保 <input type="radio"/> 避難所における食品の取扱方法・保管方法についての助言・衛生指導 <input type="radio"/> その他食品に起因する危害発生の防止 <input type="radio"/> 食中毒発生時の対応 <input type="radio"/> 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立 <input type="radio"/> 食品の衛生確保、日付管理等の徹底 <input type="radio"/> 手洗いの励行 <input type="radio"/> 調理器具の洗浄殺菌と使い分けについての助言・指導の徹底 <input type="radio"/> 残飯、廃棄物等の適正な処理方法についての助言・指導の徹底 <input type="radio"/> 情報提供 <input type="radio"/> 殺菌、消毒剤の適切な使用 <input type="radio"/> 食品や飲料水の安全を確保するための情報提供 <input type="radio"/> 避難所への手洗いリーフレットの配付 <input type="radio"/> 食品に関する危害発生防止のための助言・指導	環境衛生指導班	<input type="radio"/> 飲料水の塩素による消毒の確認 <input type="radio"/> 区民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 <input type="radio"/> 区民への残留塩素の確認方法の指導 <input type="radio"/> 避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認	
班	業務内容															
食品衛生指導班	<input type="radio"/> 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 <input type="radio"/> 食品集積所の衛生確保 <input type="radio"/> 避難所の食品衛生指導 <input type="radio"/> その他食品に起因する危害発生の防止 <input type="radio"/> 食中毒発生時の対応 <input type="radio"/> 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立 <input type="radio"/> 食品の衛生確保、日付管理等の徹底 <input type="radio"/> 手洗いの励行 <input type="radio"/> 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 <input type="radio"/> 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 <input type="radio"/> 情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ○ 殺菌、消毒剤の適切な使用 															
環境衛生指導班	<input type="radio"/> 飲料水の塩素による消毒の確認 <input type="radio"/> 区民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 <input type="radio"/> 区民への残留塩素の確認方法の指導 <input type="radio"/> 避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認 <input type="radio"/> 避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導 <input type="radio"/> 避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導 <input type="radio"/> 避難所における換気 <input type="radio"/> 担当職員への説明・指導															
班	業務内容															
食品衛生指導班	<input type="radio"/> 炊飯所、弁当・給食調理場等における衛生確保のための助言・指導 <input type="radio"/> 食品保管場所集積所の衛生状態の確認確保 <input type="radio"/> 避難所における食品の取扱方法・保管方法についての助言・衛生指導 <input type="radio"/> その他食品に起因する危害発生の防止 <input type="radio"/> 食中毒発生時の対応 <input type="radio"/> 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立 <input type="radio"/> 食品の衛生確保、日付管理等の徹底 <input type="radio"/> 手洗いの励行 <input type="radio"/> 調理器具の洗浄殺菌と使い分けについての助言・指導の徹底 <input type="radio"/> 残飯、廃棄物等の適正な処理方法についての助言・指導の徹底 <input type="radio"/> 情報提供 <input type="radio"/> 殺菌、消毒剤の適切な使用 <input type="radio"/> 食品や飲料水の安全を確保するための情報提供 <input type="radio"/> 避難所への手洗いリーフレットの配付 <input type="radio"/> 食品に関する危害発生防止のための助言・指導															
環境衛生指導班	<input type="radio"/> 飲料水の塩素による消毒の確認 <input type="radio"/> 区民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 <input type="radio"/> 区民への残留塩素の確認方法の指導 <input type="radio"/> 避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認															

番号	頁	旧	新	備考
			<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導 ○ 避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導 ○ 避難所における換気実施の助言 ○ 担当職員への説明・指導 	
59	195	<p>第1部 第8章 避難者対策 第1節 対策の基本方針</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>地震発生後は、安全が確保された自宅で生活を継続することを基本とし、避難所は自宅が被災した区民等が生活する場所とする。そのため、避難生活に備えて事前に避難所を指定し、施設の安全化等の整備を行う必要がある。</p> <p>事前に避難行動要支援者に関する名簿を作成し、災害時に自力で避難行動がとれない方々に対して、地域での安否確認や支援が必要となる。また、発災時には、職員の避難所への参集が困難な場合に備え、避難者が自主的に開設する体制をとることも必要である。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、区や病院などでは新型コロナウイルス感染症対策と災害対応対策に同時に迫られ人員や物資が決定的に不足してしまう恐れがあるため、備えが必要である。区は、これらを効果的に行う体制を整備する取り組みを行う。</p>	<p>第1部 第8章 避難者対策 第1節 対策の基本方針</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>地震発生後は、安全が確保された自宅で生活を継続することを基本とし、避難所は自宅が被災した区民等が生活する場所とする。そのため、避難生活に備えて事前に避難所を指定し、施設の安全化等の整備を行う必要がある。</p> <p>事前に避難行動要支援者に関する名簿を作成し、災害時に自力で避難行動がとれない方々に対して、地域での安否確認や支援が必要となる。また、発災時には、職員の避難所への参集が困難な場合に備え、避難者が自主的に開設する体制をとることも必要である。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大により、区や病院などでは新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策と災害対応対策に同時に迫られ人員や物資が決定的に不足してしまう恐れがあるため、備えが必要である。区は、これらを効果的に行う体制を整備する取り組みを行う。</p>	
60	197	<p>第1部 第8章 避難者対策 第1節 対策の基本方針</p> <p>2 対策の現状</p> <p>① 区は、火災が拡大したときの避難場所として河川敷や大規模公園等を13箇所指定しており、一時的に生活の場となる避難所（第一順位）として小中学校等を77箇所、その他の避難所（第二順位）として高等学校や福祉施設等を指定している。</p>	<p>第1部 第8章 避難者対策 第1節 対策の基本方針</p> <p>2 対策の現状</p> <p>① 区は、都が指定する13箇所の河川敷や大規模公園等の避難場所を火災が拡大したときの指定緊急避難場所として指定しており、一時的に生活の場となる避難所（第一順位）として小中学校等を76箇所、その他の避難所（第二順位）として高等学校や福祉施設等を指定している。</p>	
61	197	<p>第1部 第8章 避難者対策 第1節 対策の基本方針</p> <p>3 対策の課題 (中略)</p> <p>⑤ 避難所においては、新型コロナウイルス感染症について感染者増加やクラスター発生を防止する対策が必要となる。</p>	<p>第1部 第8章 避難者対策 第1節 対策の基本方針</p> <p>3 対策の課題 (中略)</p> <p>⑤ 避難所においては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症について感染者増加やクラスター発生を防止する対策が必要となる。</p>	

番号	頁	旧	新	備考
62	198	第1部 第8章 避難者対策 第2節 予防対策 3 対策の課題 ① 都心南部直下地震の被害想定では、約 17 万人の避難者が発生し、そのうち、避難所避難者数が約 11 万人と予想されている。指定避難所の最大収容人数は、什器分を加味せず第一順位で約 112,000 人、第二順位で約 11,000 人、合計約 123,000 人であり、避難者数、避難所避難者数と比較すると避難者数の約 72%、避難所避難者数の約 112% の収容となっている。	第1部 第8章 避難者対策 第2節 予防対策 3 対策の課題 ① 都心南部直下地震の被害想定では、約 17 万人の避難者が発生し、そのうち、避難所避難者数が約 11 万人と予想されている。指定避難所の最大収容人数は、什器分を加味せず第一順位で約 11 ₁ ,000 人、第二順位で約 11,000 人、合計約 12 ₂ ,000 人であり、避難者数、避難所避難者数と比較すると避難者数の約 72%、避難所避難者数の約 11 ₁ % の収容となっている。	
63	199	第1部 第8章 避難者対策 第2節 予防対策 4 対策の方向性 (中略) ⑥ 避難所における感染症対策 避難所における新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」(令和 2 (2020) 年度 葛飾区)に基づき、衛生用品調達、担当職員等への事前教育、避難所運営ルール、避難所レイアウト整理等の対策を検討する。 ⑦ 避難者の分散 避難所の収容人数に限りがあること、避難所における新型コロナウイルス感染症拡大を防止することを踏まえ、自宅での生活が可能な場合における在宅避難、縁故避難の推進や避難所の拡充等の対策について検討する。	第1部 第8章 避難者対策 第2節 予防対策 4 対策の方向性 (中略) ⑥ 避難所における感染症対策 避難所における新型コロナウイルス 感染症を含む 感染症拡大を防止するため、「避難所における新型コロナウイルス 感染症を含む 感染症対策ガイドライン」(令和 2 (2020) 年度 葛飾区)に基づき、衛生用品調達、担当職員等への事前教育、避難所運営ルール、避難所レイアウト整理等の対策を検討する。 ⑦ 避難者の分散 避難所の収容人数に限りがあること、避難所における新型コロナウイルス 感染症を含む 感染症拡大を防止することを踏まえ、自宅での生活が可能な場合における在宅避難、縁故避難の推進や避難所の拡充等の対策について検討する。	
64	202	第1部 第8章 避難者対策 第2節 予防対策 2 避難所等の指定・安全化 2-3 避難所の指定・安全化 (中略) さらに、避難所における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレの離れた場所への設置、トイレ・更衣室・入浴施設等の昼夜問わず安心して使用できる場所への設置、照明の増設、注意喚起のためのポスターの掲載など、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、関係機関等と連携の下、被害者への相談体制の構築に努める。	第1部 第8章 避難者対策 第2節 予防対策 2 避難所等の指定・安全化 2-3 避難所の指定・安全化 (中略) さらに、避難所における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレの離れた場所への設置、トイレ・更衣室・入浴施設等の昼夜問わず安心して使用できる場所への設置、照明の増設、注意喚起のためのポスターの 掲示掲載 など、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、関係機関等と連携の下、被害者への相談体制の構築に努める。	
65	203	第1部 第8章 避難者対策 第2節 予防対策 4 要配慮者支援体制の整備 4-1 要配慮者の支援体制の構築 (中略) (3) 在宅医療者への対応力の強化	第1部 第8章 避難者対策 第2節 予防対策 4 要配慮者支援体制の整備 4-1 要配慮者の支援体制の構築 (中略) (3) 在宅医療者への対応力の強化	

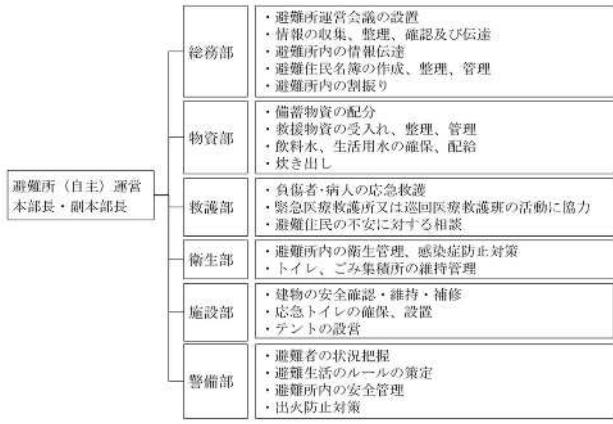
番号	頁	旧	新	備考
		区は、在宅の人工透析患者、難病患者等が、災害時にも継続的に医療を受けられるよう、葛飾区災害医療検討部会、地域医療連携協議会等で対応方法を検討し、必要な整備を推進する。	区は、在宅の人工透析患者、難病患者等が、災害時にも継続的に医療を受けられるよう、葛飾区災害医療運営連絡会検討部会、地域医療連携協議会等で対応方法を検討し、必要な整備を推進する。	
66	204	第1部 第8章 避難者対策 第2節 予防対策 4 要配慮者支援体制の整備 4-2 避難行動要支援者名簿の作成等 (中略) (3) 名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法 名簿に必要な個人情報は、葛飾区個人情報保護条例に基づき入手し名簿を作成する。名簿には次の事項を記載する。	第1部 第8章 避難者対策 第2節 予防対策 4 要配慮者支援体制の整備 4-2 避難行動要支援者名簿の作成等 (中略) (3) 名簿の作成に必要な個人情報及びその入手方法 名簿に必要な個人情報は、災害対策基本法に基づき入手し名簿を作成する。名簿には次の事項を記載する。	
67	205	第1部 第8章 避難者対策 第2節 予防対策 4 要配慮者支援体制の整備 4-3 個別避難計画等の整備 避難行動要支援者をはじめとした災害時要配慮者の方の命を守るために、高齢者や障害者、人工呼吸器使用者といった避難行動要支援者等が災害時に適切な避難行動を行うための「個別避難計画」や「災害時個別支援計画」の作成と併せて、見直しを行う。 また、平時から自治町会など、地域における安否確認・避難支援の仕組みづくりや、避難先となる、福祉施設のBCPの策定支援などを進め、地域の方や民間事業者の協力体制のもと、個別評価等の実効性を確保していく。 (1) 個別避難計画 区は、要配慮避難支援プラン（全体計画）に基づき、避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者ごとの支援方法や支援主体等を具体化した個別避難計画の作成を推進する。 なお、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者の事前調整や、福祉避難所への直接避難の考え方を踏まえながら、福祉避難所となる施設での要配慮者対応について、現状と課題を調査し、避難所の在り方を検討する。	第1部 第8章 避難者対策 第2節 予防対策 4 要配慮者支援体制の整備 4-3 個別避難計画等の整備 避難行動要支援者をはじめとした災害時要配慮者の方の命を守るために、高齢者や障害者、人工呼吸器使用者といった避難行動要支援者等が災害時に適切な避難行動を行うための「個別避難計画」や「災害時個別支援計画」の作成と併せて、見直しを行う。 また、平時から自治町会など、地域における安否確認・避難支援の仕組みづくりや、避難先となる、福祉施設のBCPの策定支援などを進め、地域の方や民間事業者の協力体制のもと、個別避難計画等の実効性を確保していく。 (1) 個別避難計画 区は、要配慮避難支援プラン（全体計画）に基づき、避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者ごとの支援方法や支援主体等を具体化した個別避難計画の作成を推進する。 なお、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者の事前調整や、福祉避難所への直接避難の考え方を踏まえながら、福祉避難所となる施設での要配慮者対応について、現状と課題を調査し、避難所の在り方を検討する。	
68	206	第1部 第8章 避難者対策 第2節 予防対策 4 要配慮者支援体制の整備 4-7 避難救護施設の整備 (中略)	第1部 第8章 避難者対策 第2節 予防対策 4 要配慮者支援体制の整備 4-7 避難救護施設の整備 (中略) (3) 福祉避難所の利用 福祉避難所は、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする方（概ね要介護3以上の方、身体障害者手帳1・2級を所持している方、愛の手帳1・2度を所持し、行動障害のある方	

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和5年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考
			<u>など)が安全かつ安心して避難生活を送れるような環境とするため、日常生活で特別な配慮が必要ではない方は対象ではないことなど、適切な施設利用を周知する。</u>	
69	208	<p>第1部 第8章 避難者対策 第2節 予防対策 5 ペット対策 5－5 同行避難及び避難所における動物の飼育 区は飼い主に対しては同行避難の心構えの周知、学校避難所運営会議などに対しては情報提供を行い、「避難所における動物飼育のガイドライン」（令和2（2020）年6月修正）を基本ルールにして、議論などを通じて同行避難対応への合意形成やルール作りを図っていくものとする。</p> <p>5－6 物資調達について 区は医薬品やペットフードなど災害時の飼育動物対策に必要な物資を用意するため、平時より物資の提供が可能な協定団体と災害時の取り決めを行うとともに、新たな団体との協定締結に向けた検討を行う。</p>	<p>第1部 第8章 避難者対策 第2節 予防対策 5 ペット対策 5－5 同行避難及び避難所における動物の飼育 区は飼い主に対しては同行避難の心構えの周知、<u>学校避難所運営会議などに対しては情報提供を行い、「ペットの防災ハンドブック」（令和7年1月作成）「避難所における動物飼育のガイドライン」（令和2（2020）年6月修正）</u>を基本ルールにして、議論などを通じて同行避難対応への合意形成やルール作りを図っていくものとする。</p> <p>5－6 物資調達について 区は<u>医薬品やペットフードなどの</u>災害時の飼育動物対策に必要な物資を用意するため、平時より物資の提供が可能な協定団体と災害時の取り決めを行うとともに、新たな団体との協定締結に向けた検討を行う。</p>	
70	215	<p>第1部 第8章 避難者対策 第3節 応急対策 4 避難所の開設 4－1 避難所の開設 (中略) (3) 福祉避難所の開設 高齢者や障害者等、避難所（第一順位・第二順位）で生活が困難な場合は、福祉避難所として避難所（第二順位の福祉施設、第三順位の施設）を開設する。</p>	<p>第1部 第8章 避難者対策 第3節 応急対策 4－1 避難所の開設 (中略) (3) 福祉避難所の開設 高齢者や障害者<u>及び妊婦、産婦、乳児</u>等、避難所（第一順位・第二順位）で生活が困難な場合は、福祉避難所として避難所（第二順位の福祉施設、第三順位の施設）を開設する。</p>	
71	217	<p>第1部 第8章 避難者対策 第3節 応急対策 4 避難所の開設 4－4 避難所の運営 (中略) (2) 区の運営体制</p>	<p>第1部 第8章 避難者対策 第3節 応急対策 4 避難所の開設 4－4 避難所の運営 (中略) (2) 区の<u>避難所</u>運営体制</p>	

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和5年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考										
		<p>区の体制は、次のとおりである。</p> <p>■区の運営体制</p> <p>避難所長：学校長 副避難所長：副校長</p> <table border="1" data-bbox="256 366 1073 1372"> <thead> <tr> <th data-bbox="256 366 444 409">担当班</th><th data-bbox="444 366 1073 409">業務内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="256 409 444 641">総務・情報班</td><td data-bbox="444 409 1073 641"> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営本部の設置 ・避難所運営連絡会の設置 ・情報の収集、整理、確認及び伝達 ・避難所内の情報連絡 ・避難住民名簿の作成、整理、管理 ・区灾害対策本部との連絡調整 </td></tr> <tr> <td data-bbox="256 641 444 1007">避難所班</td><td data-bbox="444 641 1073 1007"> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所に使用するスペース及び立入り禁止区域の指定 ・要配慮者の把握 ・避難住民の誘導 ・応急トイレの確保、設置 ・ごみ集積場所の確保、設置 ・避難所生活のルール策定 ・自主運営組織結成の支援 ・ボランティアの受け入れ及び組織化 ・避難所の感染症拡大防止対策 </td></tr> <tr> <td data-bbox="256 1007 444 1155">給食・物資班</td><td data-bbox="444 1007 1073 1155"> <ul style="list-style-type: none"> ・学校備蓄物資の管理・配給 ・救援物資の受け入れ、整理、管理、配給 ・飲料水・生活用水の確保、配給 ・炊き出し </td></tr> <tr> <td data-bbox="256 1155 444 1372">救護・衛生班</td><td data-bbox="444 1155 1073 1372"> <ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の応急救護 ・緊急医療救護所のない学校との連携 ・緊急医療救護所又は巡回医療救護班の活動に協力 ・避難住民の不安に対するケア ・トイレ、ごみ集積場所の衛生管理 ・避難所の感染症拡大防止対策 </td></tr> </tbody> </table>	担当班	業務内容	総務・情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営本部の設置 ・避難所運営連絡会の設置 ・情報の収集、整理、確認及び伝達 ・避難所内の情報連絡 ・避難住民名簿の作成、整理、管理 ・区灾害対策本部との連絡調整 	避難所班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所に使用するスペース及び立入り禁止区域の指定 ・要配慮者の把握 ・避難住民の誘導 ・応急トイレの確保、設置 ・ごみ集積場所の確保、設置 ・避難所生活のルール策定 ・自主運営組織結成の支援 ・ボランティアの受け入れ及び組織化 ・避難所の感染症拡大防止対策 	給食・物資班	<ul style="list-style-type: none"> ・学校備蓄物資の管理・配給 ・救援物資の受け入れ、整理、管理、配給 ・飲料水・生活用水の確保、配給 ・炊き出し 	救護・衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の応急救護 ・緊急医療救護所のない学校との連携 ・緊急医療救護所又は巡回医療救護班の活動に協力 ・避難住民の不安に対するケア ・トイレ、ごみ集積場所の衛生管理 ・避難所の感染症拡大防止対策 	<p>区の体制は、次のとおりである。</p>	
担当班	業務内容													
総務・情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営本部の設置 ・避難所運営連絡会の設置 ・情報の収集、整理、確認及び伝達 ・避難所内の情報連絡 ・避難住民名簿の作成、整理、管理 ・区灾害対策本部との連絡調整 													
避難所班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所に使用するスペース及び立入り禁止区域の指定 ・要配慮者の把握 ・避難住民の誘導 ・応急トイレの確保、設置 ・ごみ集積場所の確保、設置 ・避難所生活のルール策定 ・自主運営組織結成の支援 ・ボランティアの受け入れ及び組織化 ・避難所の感染症拡大防止対策 													
給食・物資班	<ul style="list-style-type: none"> ・学校備蓄物資の管理・配給 ・救援物資の受け入れ、整理、管理、配給 ・飲料水・生活用水の確保、配給 ・炊き出し 													
救護・衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の応急救護 ・緊急医療救護所のない学校との連携 ・緊急医療救護所又は巡回医療救護班の活動に協力 ・避難住民の不安に対するケア ・トイレ、ごみ集積場所の衛生管理 ・避難所の感染症拡大防止対策 													

番号	頁	旧	新	備考																												
72	218	第1部 第8章 避難者対策 第3節 応急対策 4 避難所の開設 4-4 避難所の運営 (3) 自主運営組織  <table border="1"> <tr><td>避難所(自主)運営 本部長・副本部長</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営会議の設置 ・情報の収集、整理、確認及び伝達 ・避難所内の情報伝達 ・避難住民名簿の作成、整理、管理 ・避難所内の割振り </td></tr> <tr><td>総務部</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・備蓄物資の配分 ・救援物資の受入れ、整理、管理 ・飲料水、生活用水の確保、配給 ・炊き出し </td></tr> <tr><td>物資部</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・負傷者・病人の応急救護 ・緊急医療救護所又は巡回医療救護班の活動に協力 ・避難住民の不安に対する相談 </td></tr> <tr><td>救護部</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所内の衛生管理、感染症防止対策 ・トイレ、ごみ集積所の維持管理 </td></tr> <tr><td>衛生部</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の安全確認・維持・補修 ・応急トイレの確保、設置 ・テントの設営 </td></tr> <tr><td>施設部</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者の状況把握 ・避難生活のルールの策定 ・避難所内の安全管理 ・出火防止対策 </td></tr> <tr><td>警備部</td><td></td></tr> </table>	避難所(自主)運営 本部長・副本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営会議の設置 ・情報の収集、整理、確認及び伝達 ・避難所内の情報伝達 ・避難住民名簿の作成、整理、管理 ・避難所内の割振り 	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄物資の配分 ・救援物資の受入れ、整理、管理 ・飲料水、生活用水の確保、配給 ・炊き出し 	物資部	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者・病人の応急救護 ・緊急医療救護所又は巡回医療救護班の活動に協力 ・避難住民の不安に対する相談 	救護部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所内の衛生管理、感染症防止対策 ・トイレ、ごみ集積所の維持管理 	衛生部	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の安全確認・維持・補修 ・応急トイレの確保、設置 ・テントの設営 	施設部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の状況把握 ・避難生活のルールの策定 ・避難所内の安全管理 ・出火防止対策 	警備部		第1部 第8章 避難者対策 第3節 応急対策 4 避難所の開設 4-4 避難所の運営 (3) 自主運営組織 <p style="color:red;">自主運営組織は以下の体制を標準とするが、町会組織の訓練や運営人員の状況等により、柔軟に対応する。</p>  <table border="1"> <tr><td>自主運営組織 本部長・副本部長</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営会議の設置 ・情報の収集、整理、確認及び伝達 ・避難所内の情報伝達 ・避難住民名簿の作成、整理、管理 ・避難所内の割振り </td></tr> <tr><td>総務部</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・備蓄物資の配分 ・救援物資の受入れ、整理、管理 ・飲料水、生活用水の確保、配給 ・炊き出し </td></tr> <tr><td>物資部</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・負傷者・病人の応急救護 ・緊急医療救護所又は巡回医療救護班の活動に協力 ・避難住民の不安に対する相談 </td></tr> <tr><td>救護部</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所内の衛生管理、感染症防止対策 ・トイレ、ごみ集積所の維持管理 </td></tr> <tr><td>衛生部</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の安全確認・維持・補修 ・応急トイレの確保、設置 ・テントの設営 </td></tr> <tr><td>施設部</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者の状況把握 ・避難生活のルールの策定 ・避難所内の安全管理 ・出火防止対策 </td></tr> <tr><td>警備部</td><td></td></tr> </table>	自主運営組織 本部長・副本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営会議の設置 ・情報の収集、整理、確認及び伝達 ・避難所内の情報伝達 ・避難住民名簿の作成、整理、管理 ・避難所内の割振り 	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄物資の配分 ・救援物資の受入れ、整理、管理 ・飲料水、生活用水の確保、配給 ・炊き出し 	物資部	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者・病人の応急救護 ・緊急医療救護所又は巡回医療救護班の活動に協力 ・避難住民の不安に対する相談 	救護部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所内の衛生管理、感染症防止対策 ・トイレ、ごみ集積所の維持管理 	衛生部	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の安全確認・維持・補修 ・応急トイレの確保、設置 ・テントの設営 	施設部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の状況把握 ・避難生活のルールの策定 ・避難所内の安全管理 ・出火防止対策 	警備部		
避難所(自主)運営 本部長・副本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営会議の設置 ・情報の収集、整理、確認及び伝達 ・避難所内の情報伝達 ・避難住民名簿の作成、整理、管理 ・避難所内の割振り 																															
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄物資の配分 ・救援物資の受入れ、整理、管理 ・飲料水、生活用水の確保、配給 ・炊き出し 																															
物資部	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者・病人の応急救護 ・緊急医療救護所又は巡回医療救護班の活動に協力 ・避難住民の不安に対する相談 																															
救護部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所内の衛生管理、感染症防止対策 ・トイレ、ごみ集積所の維持管理 																															
衛生部	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の安全確認・維持・補修 ・応急トイレの確保、設置 ・テントの設営 																															
施設部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の状況把握 ・避難生活のルールの策定 ・避難所内の安全管理 ・出火防止対策 																															
警備部																																
自主運営組織 本部長・副本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営会議の設置 ・情報の収集、整理、確認及び伝達 ・避難所内の情報伝達 ・避難住民名簿の作成、整理、管理 ・避難所内の割振り 																															
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・備蓄物資の配分 ・救援物資の受入れ、整理、管理 ・飲料水、生活用水の確保、配給 ・炊き出し 																															
物資部	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者・病人の応急救護 ・緊急医療救護所又は巡回医療救護班の活動に協力 ・避難住民の不安に対する相談 																															
救護部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所内の衛生管理、感染症防止対策 ・トイレ、ごみ集積所の維持管理 																															
衛生部	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の安全確認・維持・補修 ・応急トイレの確保、設置 ・テントの設営 																															
施設部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の状況把握 ・避難生活のルールの策定 ・避難所内の安全管理 ・出火防止対策 																															
警備部																																
73	219	第1部 第8章 避難者対策 第3節 応急対策 4 避難所の開設 4-4 避難所の運営 (中略) ■配慮事項の例 ・個人情報の徹底	第1部 第8章 避難者対策 第3節 応急対策 4 避難所の開設 4-4 避難所の運営 (中略) ■配慮事項の例 ・個人情報 <u>管理</u> の徹底																													
74	221	第1部 第8章 避難者対策 第3節 応急対策 5 要配慮者対策 5-4 避難・救護体制 (1) 災害対策福祉部の設置 区は、災害対策福祉部を設置し、警察署、消防署等の関係機関や関係団体等と連携、協力し、要配慮者の相談窓口の開設、安否・避難先、社会福祉施設の被害状況を把握するとともに、福祉ニーズ等の情報の一元化を図り、円滑な救護活動を実施する。 (2) 福祉避難所の設置 区は、避難所での生活が困難な要配慮者を収容するため、避難所(第二順位)又はその他の施設に福祉避難所を開設する。 福祉避難所では、区は、葛飾区社会福祉協議会、福祉関係事業者等と連携して避難生活に必要なサービスを実施する。 区は、福祉避難所等において運営に支障を来たしている場合、東京都災害福祉広域調整センターへ(東京都社会福祉協議会)福祉専	第1部 第8章 避難者対策 第3節 応急対策 5 要配慮者対策 5-4 避難・救護体制 (1) <u>災害対策災対</u> 福祉部の設置 区は、 <u>災害対策災対</u> 福祉部を設置し、警察署、消防署等の関係機関や関係団体等と連携、協力し、要配慮者の相談窓口の開設、安否・避難先、社会福祉施設の被害状況を把握するとともに、福祉ニーズ等の情報の一元化を図り、円滑な救護活動を実施する。 <u>また、災対福祉部においては、外部機関への支援要請や、避難行動要支援者名簿の活用等を通じて、災害対策本部とも連携しながら、避難行動要支援者の安否確認や避難支援を行うとともに、避難者の受け入れの事前調整並びに要配慮者のスクリーニングを行う。</u> (2) 福祉避難所の設置 区は、避難所での生活が困難な要配慮者を収容するため、避難所(第二順位)又はその他の <u>協定施設等の状況確認を行い、に</u> 福祉避																													

番号	頁	旧	新	備考
		<p>門職員の派遣を要請する。派遣を受けた場合、福祉専門職員の福祉避難所等への派遣調整を行う。</p> <p>(3) 他地域への移送 区は、区内の福祉避難所で要配慮者の収容及び支援が困難な場合は、都を通じて被災地外の地域への移送を要請する。</p>	<p>難所を開設する。<u>福祉避難所で受け入れる要配慮者の基準として、概ね要介護3以上の方、身体障害者手帳1・2級を所持している方、愛の手帳1・2度を所持し、行動障害のある方などとする。災対福祉部は、区立施設又は協定施設に福祉避難所を開設することを決定した際は、福祉避難所從事班を編成し、施設管理者と調整した上で開設準備を進めるとともに、開設・運営に必要な人員、物資並びに要配慮者を輸送する。</u> <u>福祉避難所では、区は、葛飾区社会福祉協議会、福祉関係事業者等と連携して避難生活に必要な支援対策を実施する。</u> <u>区は、福祉避難所等において運営に支障を来たしている場合、東京都災害福祉広域調整センターへ（東京都社会福祉協議会）福祉専門職員の派遣を要請する。派遣を受けた場合、福祉専門職員の福祉避難所等への派遣調整を行う。</u> <p>(3) 他地域への移送 区は、区内の福祉避難所で要配慮者の収容及び支援が困難な場合は、都を通じて被災地外の地域への移送を要請する。</p> </p>	
75	221	<p>第1部 第8章 避難者対策 第3節 応急対策 5 要配慮者対策 5-5 外国人への支援 区は、避難所等の外国人の情報を把握し、通訳の派遣、翻訳等のボランティアの派遣を行い、ボランティア数が不足する場合には、都が設置する外国人災害時情報センターに要請する。 また、外国人災害時情報センターと情報交換を行い、在住外国人に情報を提供する。</p>	<p>第1部 第8章 避難者対策 第3節 応急対策 5 要配慮者対策 5-5 外国人への支援 <u>区は、避難所等の外国人の情報を把握し、<u>通訳の派遣、翻訳等のボランティアの派遣を行い、ボランティア数が不足する場合には、都が設置する外国人災害時情報センターに通訳・翻訳等のボランティアの派遣を</u>要請する。</u> <u>また、外国人災害時情報センターと情報交換を行い、在住外国人に情報を提供する。</u></p>	
76	222	<p>第1部 第8章 避難者対策 第3節 応急対策 5 要配慮者対策 5-6 妊産婦・乳児のいる家庭への配慮 区は、避難所において妊産婦や乳幼児にとって衛生的な環境を確保するための対策を行う。また、妊婦や母子専用の休養スペースを確保するなど、生活面の配慮を行う。 しかし、一般の避難所では、出産を控えた妊婦や出産直後の産婦の健康管理が難しく、乳児に安心して授乳できない等の課題がある。 区は、妊産婦・乳児救護所の設置場所の検討と合わせ、妊産婦や乳児の体調不良時の医療、生活支援や健康管理、授乳への支援等、医療や保健との連携や支援ボランティアの確保に向けて、区医師会</p>	<p>第1部 第8章 避難者対策 第3節 応急対策 5-6 妊産婦・乳児のいる家庭への配慮 区は、避難所において妊産婦や乳幼児にとって衛生的な環境を確保するための対策を行う。また、妊婦や母子専用の休養スペースを確保するなど、生活面の配慮を行う。 しかし、一般の避難所では、出産を控えた妊婦や出産直後の産婦の健康管理が難しく、乳児に安心して授乳できない等の課題がある。 <u>区は、妊娠、産婦、乳児を要配慮者として捉えて、その心身や生活上の特性を踏まえ、適切な支援を行うことで、避難生活上での健康の維持など、災害時の対象者の安全安心を確保するため、助産師</u></p>	

番号	頁	旧	新	備考
		や葛飾赤十字産院の産科医療機関等と協議をしながら、検討を進める。	<u>会等と連携した妊産婦・乳児向けの福祉避難所である妊産婦・乳児避難所を設置する。</u>	
77	226	第1部 第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第1節 対策の基本方針 3 対策の課題 (中略) ⑥ また、災害時給水ステーション（給水拠点）となる浄水場、給水所、応急給水槽まで遠い地域があり、この地域格差を解消するため補完する給水施設の整備が必要である。 ⑦ 発災後4日目以降の国のプッシュ型支援に対応するために、物資搬送体制を整備する必要がある。	第1部 第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第1節 対策の基本方針 3 対策の課題 (中略) ⑥ また、災害時給水ステーション（給水拠点）となる浄水場、給水所、応急給水槽まで遠い地域があり、この地域格差を解消するため補完する給水施設の整備が必要である。 ⑦ 発災後4日目以降の国のプッシュ型支援に対応するために、物資搬送体制を整備する必要がある。 <u>⑧ 備蓄倉庫について、備蓄品の整理や管理の適正化を進め、災害時に備蓄物資を必要とする区民に迅速に提供できる仕組みを構築していく必要がある。</u> <u>⑨ 能登半島地震におけるトイレ衛生・処理や寒冷期における避難所生活環境の課題等を踏まえ、技術の進展や災害時のニーズに合わせた災害対策用備蓄方針の見直しを進めていく必要がある。</u> <u>⑩ 令和6年の国の防災基本計画修正により、避難所運営における環境の改善や福祉的な支援の充実を進めていく必要がある。</u>	
78	227	第1部 第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第1節 対策の基本方針 4 対策の方向性 (中略) ③ 備蓄倉庫及び輸送体制の整備 区では指定避難所となる学校等に備蓄倉庫を設置している。さらに避難所の備蓄が不足した場合に備えて、避難所以外にも備蓄倉庫を設置している。 大量の物資を受け入れるための輸送拠点を指定する。さらに、物資の受入・整理・区内の輸送を行うため、輸送や燃料確保のために、各事業者との連携体制を構築する。	第1部 第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第1節 対策の基本方針 4 対策の方向性 (中略) ③ 備蓄倉庫及び輸送体制の整備 区では指定避難所となる学校等に備蓄倉庫を設置している。さらに避難所の備蓄が不足した場合に備えて、避難所以外にも備蓄倉庫を設置している。 <u>学校避難所の備蓄倉庫について、備蓄可能容積や利便性を踏まえた移転やデジタル化による管理を前提とした立体的な配置などのため、学校備蓄倉庫の整理を行い、円滑かつ迅速な備蓄品管理に向けた取組みを進める。</u> <u>令和6年度に運用開始した新たな清掃事務所内に備蓄倉庫を設置し、区における拠点倉庫のあり方を見直した。</u> <u>能登半島地震の課題を受け、凝固剤付きの便袋やコンパクト毛布の拡充を図る。</u> <u>国の防災基本計画修正に伴い、避難所等における早期のプライバシー配慮に向け、要支援者用のテントの配備を行った。</u> <u>大量の物資を受け入れるための輸送拠点として、エイトホール及びテクノプラザを指定したする。</u> さらに、物資の受入・整理・区内	

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和5年修正）」を踏まえ記載しています。

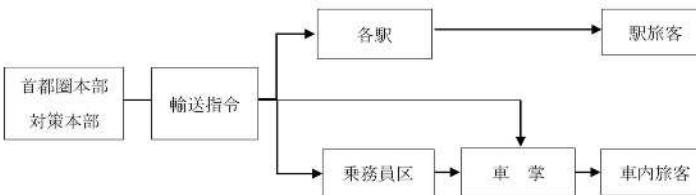
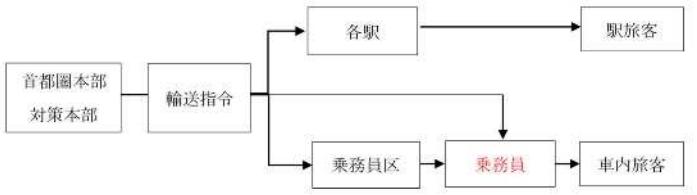
番号	頁	旧	新	備考
			の輸送を行うため、輸送や燃料確保のために、各事業者との連携体制を構築する。	
79	233	第1部 第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第2節 予防対策 2-2 備蓄及び給水施設等の整備 (中略) 施設用地内に応急給水エリアを区画し、給水ユニット式給水ポンプ、給水栓、照明設備等の整備及び施錠方法の変更、	第1部 第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進 第2節 予防対策 2-2 備蓄及び給水施設等の整備 (中略) 施設用地内に応急給水エリアを区画し、給水ユニット式 応急 給水ポンプ、 常設 給水栓、照明設備等の整備及び施錠方法の変更、	
80	247	第1部 第10章 放射性物質対策 第4節 復旧対策 ■対策の項目と担当	第1部 第10章 放射性物質対策 第4節 復旧対策 ■対策の項目と担当	
		4 給食・牛乳の放射性物質検査	環境部、福祉部、子育て支援部、教育委員会事務局	
			4 給食・牛乳の放射性物質検査	環境部、福祉部、子育て支援部、 児童相談部 、教育委員会事務局
81	267	第1部 第11章 区民生活の早期再建 第4節 復旧対策 1 被災住宅の応急修理 1-2 応急修理の実施 都は、関係団体等と調整のうえ、一般社団法人東京建設業協会、全国建設労働組合総連合東京都連合会及び一般社団法人災害復旧職人派遣協会のあっせんする建設業者により、	第1部 第11章 区民生活の早期再建 第4節 復旧対策 1 被災住宅の応急修理 1-2 応急修理の実施 都は、関係団体等と調整のうえ、一般社団法人東京建設業協会、全国建設労働組合総連合東京都連合会、 公益社団法人東京中小建設業協会 及び一般社団法人災害復旧職人派遣協会のあっせんする建設業者により、	
82	279	第1部 第13章 想定を超えた災害への対応 第2節 ゼロメートル地帯への浸水対策 2 取組の方向性 現在、中川、綾瀬川では、東京都による耐震化工事が進められている。	第1部 第13章 想定を超えた災害への対応 第2節 ゼロメートル地帯への浸水対策 2 取組の方向性 現在、中川、新中川、大場川 綾瀬川 では、「 東部低地帯の河川施設整備計画(第二期) 」に基づき、東京都による耐震化工事が進められている。	
83	281	第2部 第1章 復興の基本的考え方 第1節 復興の基本 2 葛飾区震災復興マニュアル (図中) 地盤産業	第2部 第1章 復興の基本的考え方 第1節 復興の基本 2 葛飾区震災復興マニュアル (図中) 地場 産業	
84	283	第2部 第1章 復興の基本的考え方 第1節 復興の基本 2 葛飾区震災復興マニュアル	第2部 第1章 復興の基本的考え方 第1節 復興の基本 2 葛飾区震災復興マニュアル (図の差し替え)	

番号	頁	旧	新	備考
85	284	<p>第2部 第1章 復興の基本的考え方 第2節 震災復興のシナリオ 《教育・地域の復興、女性・外国人支援》 (図中)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">子どもに関する相談、子どものメンタルヘルスケア</p> <p>《産業の復興》 (図中)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">震災による混乱に便乗した値上げや悪徳商法等に関する情報の収集と広報</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">消費者相談の実施</p>	<p>第2部 第1章 復興の基本的考え方 第2節 震災復興のシナリオ 《教育・地域の復興、女性・外国人支援》 (図中)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">子どもに関する相談・援助、子どもの心のケア</p> <p>《産業の復興》 (図中)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">震災による混乱に便乗した値上げや悪質商法等に関する情報の収集と広報</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">消費生活相談の実施</p>	
86	287	<p>第2部 第3章 都市の復興 第1節 都市復興基本計画等の策定 3 復興対象地区の設定</p> <p>区は、被災市街地の復興を被害の程度及び都市基盤整備状況などに応じて計画的に進めるために、次の復興地区区分を設定し、被災市街地復興対策に関する条例に基づいて告示する。</p> <p>① 重点復興地区（抜本改造型） ② 復興促進地区（部分改造成・自力再建型） ③ 復興誘導地区（自力再建型） ④ 一般地区</p>	<p>第2部 第3章 都市の復興 第1節 都市復興基本計画等の策定 3 復興対象地区の設定</p> <p>区は、被災市街地の復興を被害の程度及び都市基盤整備状況などに応じて計画的に進めるために、次の復興地区区分を設定し、被災市街地復興対策に関する条例に基づいて告示する。</p> <p>① 重点復興地区（抜本改造型） ② 復興促進地区（部分改造成・自力再建型） ③ 復興誘導地区（自力再建型） ④ 一般地区</p>	
87	289	<p>第2部 第3章 都市の復興 第2節 復興まちづくり計画等の策定 2 地域協働による都市復興</p> <p>復興にあたっては、地域住民が震災復興協議会を組織し、区とのパートナーシップにより地域協働の復興まちづくりを進める。</p> <p>区は、地域協働における体制づくりを支援し、地域での提案に基づいた復興まちづくり計画を策定する。</p>	<p>第2部 第3章 都市の復興 第2節 復興まちづくり計画等の策定 2 地域協働による都市復興</p> <p>復興にあたっては、地域住民が地域復興協議会を組織し、区とのパートナーシップにより地域協働の復興まちづくりを進める。</p> <p>区は、地域協働における体制づくりを支援し、地域での提案に基づいた復興まちづくり計画を策定する。</p>	
88	291	<p>第2部 第5章 くらしの復興 第3節 生活支援対策</p> <p>日本赤十字社等義援金受付団体及び都からの義援金と併せ区に寄せられた義援金について、区義援金配分委員会で決定した基準に</p>	<p>第2部 第5章 くらしの復興 第3節 生活支援対策</p> <p>日本赤十字社等義援金受付団体及び都からの義援金と併せ区に寄せられた義援金について、区義援金配分委員会で決定した基準に</p>	

番号	頁	旧	新	備考
		基づき、被災された方に配分を行う。また、被災によって生活基盤に著しい被害を受けた区民の特別区民税や国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料、保育料等の減額、免除、徴収猶予、滞納処分の執行停止等を本人の申請に基づき行う。	基づき、 <u>被災された方に配分を行う。また、被災によって生活基盤に著しい被害を受けた区民の特別区民税や国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料、保育料等の減額、免除、徴収猶予について、滞納処分の執行停止等を</u> 本人の申請に基づき行う <u>ほか、滞納処分の執行停止等を行う。</u>	
89	294	第2部 第6章 教育・地域・文化の復興 第1節 教育の復興と子どものケア <p>区は、発災直後には、児童・生徒の安否確認とともに施設の被害状況を確認する。応急危険度判定によって速やかに施設の使用継続の可否を判定し、軽微な被害には応急復旧の対策をとる。甚大な被害が生じた場合は、建替えの必要性の有無、工期及び費用、学校周辺の被害状況や復旧状況等の把握を速やかに行い、復興・再建計画を策定する。</p> <p>区は、震災により、子ども達が受けた精神的ダメージを回復させるため、子育て関連所管課に子どもに関する相談窓口を設置する。</p>	第2部 第6章 教育・地域・文化の復興 第1節 教育の復興と子どものケア <p>区は、発災直後には、児童・生徒の安否確認とともに施設の被害状況を確認する。応急危険度判定によって速やかに施設の使用継続の可否を判定し、軽微な被害には応急復旧の対策をとる。甚大な被害が生じた場合は、建替えの必要性の有無、工期及び費用、学校周辺の被害状況や復旧状況等の把握を速やかに行い、復興・再建計画を策定する。</p> <p><u>また、児童相談所や子ども総合センターの職員が避難所等の巡回訪問を行い、両親を亡くした子どもやその他支援が必要な子どもの調査や相談・援助（一時保護を含む）を実施するとともに、区は、震災により、子ども達が受けた精神的ダメージを回復させるため、子育て関連所管課に子どもに関する相談窓口を設置する。</u></p>	
90	294	第2部 第6章 教育・地域・文化の復興 第1節 女性・外国人への配慮・支援	第2部 第6章 教育・地域・文化の復興 第3節 女性・外国人への配慮・支援	
91	295	第2部 第7章 産業と雇用の復興 第4節 消費者の保護 <p>区は、消費生活に係る情報を幅広く収集し、広報で被災者に情報提供する。また、消費生活相談窓口を開設し、必要な情報提供や消費生活専門相談員による相談活動を行う。</p>	第2部 第7章 産業と雇用の復興 第4節 消費者の保護 <p>区は、消費生活に係る情報を幅広く収集し、広報で被災者に情報提供する。また、消費生活相談窓口を開設し、必要な情報提供や消費生活専門相談員による相談活動を行う。</p>	
92	297	第3部 第1章 対策の考え方 第1節 南海トラフ地震等防災対策 <p>東京都が算出した被害想定によると、区内の震度分布・液状化危険度分布については、第1編総則第2章に示す首都直下地震等の被害想定より低く、建物被害・人的被害、ライフラインの被害は限定的とされており、区の想定震度は最大で震度5強であり、南海トラフ地震に係る地震防災対策の特別措置法での推進地域には指定されていない。</p> <p>そのため、区の南海トラフ地震等防災対策については、第2編第1部各章を準用するものとする。</p>	第3部 第1章 対策の考え方 第1節 南海トラフ地震等防災対策 <p>東京都が算出した被害想定によると、区内の震度分布・液状化危険度分布については、第1編総則第2章に示す首都直下地震等の被害想定より低く、建物被害・人的被害、ライフラインの被害は限定的とされており、区の想定震度は最大で震度5強であり、南海トラフ地震に係る地震防災対策の特別措置法での推進地域※には指定されていない。</p> <p>そのため、区の南海トラフ地震等防災対策については、第2編第1部各章を準用するものとする。<u>なお、東京都は南海トラフ地震に</u></p>	

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和5年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考				
			<p style="color: red; text-decoration: underline;">よって被害を受ける可能性があるため、被害確認後に応援を行う地域（被害確認後応援都府県）に区分されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※指定基準の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○震度6弱以上の地域 ○津波高3m以上で海岸堤防が低い地域 ○防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮 </div>					
93	300	(新設)	<p>第3部 第2章 南海トラフ地震等防災対策 第3節 南海トラフ地震に関連する情報が発せられてからの広報</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">南海トラフ地震に関連する情報が発せられた場合、区及び各防災機関は情報収集並びに必要な対応を行い、その結果を踏まえて区内に必要な情報等を広報するものとする。</p>					
94	307	<p>第3部 第4章 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで 第3節 活動態勢 1 区及び防災関係機関の活動態勢 (中略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">東京電力 パワーグリッド（株）</td> <td style="padding: 5px;">1 非常災害対策本部を直ちに設置する。 2 関連請負会社へ情報連絡する。</td> </tr> </table>	東京電力 パワーグリッド（株）	1 非常災害対策本部を直ちに設置する。 2 関連請負会社へ情報連絡する。	<p>第3部 第4章 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで 第3節 活動態勢 1 区及び防災関係機関の活動態勢 (中略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">東京電力 パワーグリッド（株）</td> <td style="padding: 5px;">1 <u>発せられた内容に応じた非常態勢を確立し、災害の発生に備える。</u></td> </tr> </table>	東京電力 パワーグリッド（株）	1 <u>発せられた内容に応じた非常態勢を確立し、災害の発生に備える。</u>	[東電 PG]
東京電力 パワーグリッド（株）	1 非常災害対策本部を直ちに設置する。 2 関連請負会社へ情報連絡する。							
東京電力 パワーグリッド（株）	1 <u>発せられた内容に応じた非常態勢を確立し、災害の発生に備える。</u>							
95	312	<p>第3部 第5章 警戒宣言時の対応措置 第3節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達 1 警戒宣言の伝達 1-2 伝達体制</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">葛飾警察署 亀有警察署</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">1 警視庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに警察電話、警察無線等により各課、交番等に伝達する。 2 区に協力し、マイク広報、看板等の設置、防災信号吹鳴により、警戒宣言が発せられたことを区内に伝達する。</td> </tr> </table>	葛飾警察署 亀有警察署	1 警視庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに警察電話、警察無線等により各課、交番等に伝達する。 2 区に協力し、マイク広報、看板等の設置、防災信号吹鳴により、警戒宣言が発せられたことを区内に伝達する。	<p>第3部 第5章 警戒宣言時の対応措置 第3節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達 1 警戒宣言の伝達 1-2 伝達体制</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">葛飾警察署 亀有警察署</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">1 警視庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに警察電話、警察無線等により各課、交番等に伝達する。 2 区に協力し、マイク広報、看板等の設置、<u>警察車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを区内に伝達する。</u></td> </tr> </table>	葛飾警察署 亀有警察署	1 警視庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに警察電話、警察無線等により各課、交番等に伝達する。 2 区に協力し、マイク広報、看板等の設置、 <u>警察車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを区内に伝達する。</u>	[亀有警察]
葛飾警察署 亀有警察署	1 警視庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに警察電話、警察無線等により各課、交番等に伝達する。 2 区に協力し、マイク広報、看板等の設置、防災信号吹鳴により、警戒宣言が発せられたことを区内に伝達する。							
葛飾警察署 亀有警察署	1 警視庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けた時は、直ちに警察電話、警察無線等により各課、交番等に伝達する。 2 区に協力し、マイク広報、看板等の設置、 <u>警察車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを区内に伝達する。</u>							

番号	頁	旧	新	備考
96	323	<p>第3部 第5章 警戒宣言時の対応措置 第7節 公共輸送対策 1 鉄道対策 1－1 情報伝達 (東日本旅客鉄道（株）)</p>  <pre> graph LR A[首都圏本部 対策本部] --> B[輸送指令] B --> C[各駅] B --> D[乗務員区] C --> E[駅旅客] D --> F[車掌] F --> G[車内旅客] </pre>	<p>第3部 第5章 警戒宣言時の対応措置 第7節 公共輸送対策 1 鉄道対策 1－1 情報伝達 (東日本旅客鉄道（株）)</p>  <pre> graph LR A[首都圏本部 対策本部] --> B[輸送指令] B --> C[各駅] B --> D[乗務員区] C --> E[駅旅客] D --> F[乗務員] F --> G[車内旅客] </pre>	[JR 金町駅]
97	337	<p>第3部 第5章 警戒宣言時の対応措置 第9節 公共施設等対策 5 電気施設</p> <p>5－1 基本方針 地震災害予防及び災害復旧対策にとって必要不可欠となっている電力を円滑に供給するため、警戒態勢及び情報伝達ルート等の確立・要員・資機材の確保・電力の緊急融通体制の確保等地震防災応急対策を講じる。 また、警戒宣言が発せられた場合は、他の防災関係機関等との緊密な連携のもとに速やかに次の対応対策を講じるとともに、電力の供給は平常どおり継続するものとする。</p> <p>5－2 地震災害警戒態勢の確立 注意情報が発表された場合及び警戒宣言が発せられた場合は非常態勢を確立する。</p> <p>5－3 情報伝達 警戒宣言並びに警戒解除宣言に関する情報伝達はあらかじめ定めた経路により行い、その伝達の方法は、保安通信設備等により、迅速かつ的確に行う。</p> <p>5－4 電力設備の予防措置 地震予知情報に基づき、電力施設に関する次の予防措置を講じる。 (1) 特別巡回・特別点検</p>	<p>第3部 第5章 警戒宣言時の対応措置 第9節 公共施設等対策 5 電力設備</p> <p>第2編 震災編 第1部 災害予防・応急・復旧計画 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第3節 応急対策 5 ライフライン施設 5－4 電力設備及び第2編 震災編 第1部 災害予防・応急・復旧計画 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第4節 復旧対策 4 ライフライン施設 4－3 電力設備に準ずる。</p>	[東電 PG]

番号	頁	旧	新	備考
		<p>発変電所においては、地震予知情報に基づき電力施設に対する、特別巡視、特別点検機器調整を施設毎に実施する。</p> <p>(2) 通信網の確保 保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。 また、社外的には他の防災関係機関との連携を密にし、通信網の確保に努める。</p> <p>(3) 応急安全措置 仕掛け工事及び作業中の各電力設備については、状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を施設毎に実施する。</p> <p>5－5 要員・資機材 (1) 要員の確保 警戒態勢が発令された場合、あらかじめ定めた連絡ルートにより非常時の災害対策組織構成表に基づく対策要員の確保に努める。</p> <p>(2) 資機材の確保 警戒態勢が発令された場合、工具・車両・舟艇・発電機車・変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。</p> <p>5－6 安全広報 必要に応じ広報車等で地域住民に対する地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。</p>		
98	339	<p>第3部 第5章 警戒宣言時の対応措置 第9節 公共施設等対策 7 通信移設 7－1 電話・電報の取扱い (省略)</p> <p>2 防災関係機関等の非常・緊急通話の取扱いは確保する。</p> <p>3 一般通話については、可能な限り確保するが、電話が著しくかかりにくくなつた場合には、防災関係機関の重要通話を確保するため、次のとおり利用制限を行う。</p> <p>(1) 原則として通話量の状況に応じて段階的に規制するが、特定の地域に対する通話が著しく多い場合は、その地域向けの通話を臨機に規制する。</p> <p>(2) 強化地域へ向けて発信する通話は、通話量が極めて多くなつた段階で一般通話は100%規制し、以後通話量の状況に応じて逐次緩和等の措置を行う。</p>	<p>第3部 第5章 警戒宣言時の対応措置 第9節 公共施設等対策 7 通信移設 7－1 電話・電報の取扱い (省略)</p> <p>2 防災関係機関等の非常・緊急通話の取扱いは確保する。</p> <p>2 一般通話については、可能な限り確保するが、電話が著しくかかりにくくなつた場合には、防災関係機関の重要通話を確保するため、次のとおり利用制限を行う。</p> <p>(1) 原則として通話量の状況に応じて段階的に規制するが、特定の地域に対する通話が著しく多い場合は、その地域向けの通話を臨機に規制する。</p> <p>(2) 強化地域へ向けて発信する通話は、通話量が極めて多くなつた段階で一般通話は100%規制し、以後通話量の状況に応じて逐次緩和等の措置を行う。</p>	[東日本電信電話]

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和5年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考
		<p>(3) 利用制限を行った場合、一般の電話はかかりにくくなるため、緊急に連絡する場合の手段として、公衆電話からの通話を確保する。</p> <p>(4) 被災地への安否確認等を直接通話によらず、被災地以外のボイスメールボックスを経由して行い、輻輳を緩和する伝言ダイヤルサービスを行う。</p> <p>注意情報発表の報道以降、電報の扱い量も増大することが予想されるが、可能な限り業務を継続することを基本に次のとおり必要な措置を行う。</p> <p>1 区内から発信される電報</p> <p>(1) 防災関係機関等の非常・緊急電報の取扱いは確保する。</p>	<p>(3) 利用制限を行った場合、一般の電話はかかりにくくなるため、緊急に連絡する場合の手段として、公衆電話からの通話を確保する。</p> <p>(4) 被災地への安否確認等を直接通話によらず、被災地以外のボイスメールボックスを経由して行い、輻輳を緩和する伝言ダイヤルサービスを行う。</p> <p>注意情報発表の報道以降、電報の扱い量も増大することが予想されるが、可能な限り業務を継続することを基本に次のとおり必要な措置を行う。</p> <p>1 区内から発信される電報</p> <p>(1) 防災関係機関等の非常・緊急扱いの電報は確保する。</p>	

3. 葛飾区地域防災計画（令和6年修正）【第3編 風水害編】 新旧対照表

番号	頁	旧	新	備考
99	358	第1部 第1章 風水害に強い防災都市づくり 第2節 洪水予防対策 2 高潮対策 都は、水防法等の一部を改正する法律（平成27年5月31日成立、7月19日施行）を受け、想定し得る最大規模の高潮による浸水の危険性について住民に周知するため、平成30年3月に東京都高潮浸水想定区域図を公表した。また、想定し得る最大規模の高潮に備え、海岸の水位により浸水被害の危険を周知するため、高潮特別警戒水位を設定した。区の高潮特別警戒水位は A.P. + 4.3m である。	第1部 第1章 風水害に強い防災都市づくり 第2節 洪水予防対策 2 高潮対策 都は、水防法等の一部を改正する法律（平成27年5月31日成立、7月19日施行）を受け、想定し得る最大規模の高潮による浸水の危険性について住民に周知するため、平成30年3月に東京都高潮浸水想定区域図を公表し、 <u>令和6年12月に修正図を公表した</u> 。また、想定し得る最大規模の高潮に備え、海岸の水位により浸水被害の危険を周知するため、高潮特別警戒水位を設定した。区の高潮特別警戒水位は A.P. + 4.3m である。	
100	358	第1部 第1章 風水害に強い防災都市づくり 第2節 洪水予防対策 3 浸水対策 3-1 治水事業や民間開発と連携した浸水対応型拠点高台の整備 区は、高規格堤防事業やスーパー堤防事業等の治水事業、また、治水事業と共に行われる民間開発事業と連携を図り、河川沿川の市街地における浸水対応型拠点高台を整備する。このため、都市計画として、浸水対応型市街地形成促進を図る制度具体化の働きかけを行う。 ※新小岩公園高台化 新小岩公園再整備における一部高台化と東京都の緩傾斜堤防事業との連携による浸水対応型拠点高台の整備を推進し、水害に強いまちづくりを進めていく。	第1部 第1章 風水害に強い防災都市づくり 第2節 洪水予防対策 3 浸水対策 3-1 治水事業や民間開発と連携した浸水対応型拠点高台の整備 区は、高規格堤防 整備 事業やスーパー堤防事業等の治水事業、また、治水事業と共に行われる民間開発事業と連携を図り、河川沿川の市街地における浸水対応型拠点高台を整備する。このため、都市計画として、浸水対応型市街地形成促進を図る制度具体化の働きかけを行う。 ※新小岩公園高台化 新小岩公園再整備における一部高台化と <u>国の高規格堤防整備事業</u> 、東京都の緩傾斜堤防事業との連携による浸水対応型拠点高台の整備を推進し、水害に強いまちづくりを進めていく。	
101	360	第1部 第1章 風水害に強い防災都市づくり 第2節 洪水予防対策 2 高潮対策 区の高潮特別警戒水位は A.P. + 4.3m である。 東京高潮対策事業は、伊勢湾台風級による異常高潮（A.P. + 5.10m）に対処しうる計画に基づき行われており、葛飾区は堤防、護岸、並びに水門の完成によって、高潮に対して安全性が高まった。	第1部 第1章 風水害に強い防災都市づくり 第2節 洪水予防対策 2 高潮対策 区の高潮特別警戒水位は A.P. + 4.2m である 東京高潮対策事業は、伊勢湾台風級のによる異常高潮（A.P. + 5.10m）に対処しうる計画に基づき行われており、葛飾区は堤防、護岸、並びに水門の完成によって、高潮に対して安全性が高まった。	R7.4 改定されたが、住民の避難に直接関わる事項であるため、時点修正の考え方から除外し、修正します。
102	360	第1部 第1章 風水害に強い防災都市づくり 第2節 洪水予防対策 3 浸水対策 3-1 治水事業や民間開発と連携した浸水対応型拠点高台の整備 区は、高規格堤防整備事業やスーパー堤防事業等の治水事業、また、治水事業と共に行われる民間開発事業と連携を図り、河川沿川の市街地における浸水対応型拠点高台を整備する。	第1部 第1章 風水害に強い防災都市づくり 第2節 洪水予防対策 3 浸水対策 3-1 治水事業や民間開発と連携した浸水対応型拠点高台の整備 区は、高規格堤防整備事業やスーパー堤防 整備 事業等の治水事業、また、治水事業と共に行われる民間開発事業と連携を図り、河川沿川の市街地における浸水対応型拠点高台を整備する。	

番号	頁	旧	新	備考																																								
103	360	<p>第1部 第1章 風水害に強い防災都市づくり 第2節 洪水予防対策 3 浸水対策 3-1 治水事業や民間開発と連携した浸水対応型拠点高台の整備 (中略) 東京都の緩傾斜堤防事業との連携による浸水対応型拠点高台の整備を推進し、水害に強いまちづくりを進めていく。</p>	<p>第1部 第1章 風水害に強い防災都市づくり 第2節 洪水予防対策 3 浸水対策 3-1 治水事業や民間開発と連携した浸水対応型拠点高台の整備 (中略) 東京都の緩傾斜型堤防整備事業との連携による浸水対応型拠点高台の整備を推進し、水害に強いまちづくりを進めていく。</p>																																									
104	362	<p>第1部 第1章 風水害に強い防災都市づくり 第2節 洪水予防対策 4-5 広報・啓発 区では、大雨による冠水・浸水などの被害を未然に防ぐために、区民がいつでも自由に土のうを取り出せる「土のうステーション（土のう置場）」を区内25箇所に設置している。 設置場所は次のとおりである。 ■土のうステーション（土のう置場）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>設置場所</th> <th>住所</th> <th>設置場所</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>西水元地区センタ 一入口右側</td> <td>西水元 5-3</td> <td>堀切二丁目公園 北側入口付近</td> <td>堀切 2-44</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>水元スポーツセン ター公園南側交差点 入口付近</td> <td>水元 1- 23</td> <td>道路補修課 駐車場 入口付近</td> <td>立石 4-34</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>東金町地区センタ 一 入口付近</td> <td>東金町 5-33</td> <td>四つ木四丁目公園 入口植栽内</td> <td>四つ木 4- 24</td> </tr> </tbody> </table>		設置場所	住所	設置場所	住所	1	西水元地区センタ 一入口右側	西水元 5-3	堀切二丁目公園 北側入口付近	堀切 2-44	2	水元スポーツセン ター公園南側交差点 入口付近	水元 1- 23	道路補修課 駐車場 入口付近	立石 4-34	3	東金町地区センタ 一 入口付近	東金町 5-33	四つ木四丁目公園 入口植栽内	四つ木 4- 24	<p>第1部 第1章 風水害に強い防災都市づくり 第2節 洪水予防対策 4-5 広報・啓発 区では、大雨による冠水・浸水などの被害を未然に防ぐために、区民がいつでも自由に土のうを取り出せる「土のうステーション（土のう置場）」を区内25箇所に設置している。 設置場所は次のとおりである。 ■土のうステーション（土のう置場）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>設置場所</th> <th>住所</th> <th>設置場所</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>西水元地区センタ 一入口右側</td> <td>西水元 5-3</td> <td>堀切二丁目公園 北側入口付近</td> <td>堀切 2-44</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>水元スポーツセン ター公園南側交差点 入口付近</td> <td>水元 1- 23</td> <td>道路補修課 駐車場 入口付近</td> <td>立石 4-34</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>東金町地区センタ 一 入口付近</td> <td>東金町 5-33</td> <td>篠原公園 北側入口 付近</td> <td>四つ木 4- 13</td> </tr> </tbody> </table>		設置場所	住所	設置場所	住所	1	西水元地区センタ 一入口右側	西水元 5-3	堀切二丁目公園 北側入口付近	堀切 2-44	2	水元スポーツセン ター公園南側交差点 入口付近	水元 1- 23	道路補修課 駐車場 入口付近	立石 4-34	3	東金町地区センタ 一 入口付近	東金町 5-33	篠原公園 北側入口 付近	四つ木 4- 13	
	設置場所	住所	設置場所	住所																																								
1	西水元地区センタ 一入口右側	西水元 5-3	堀切二丁目公園 北側入口付近	堀切 2-44																																								
2	水元スポーツセン ター公園南側交差点 入口付近	水元 1- 23	道路補修課 駐車場 入口付近	立石 4-34																																								
3	東金町地区センタ 一 入口付近	東金町 5-33	四つ木四丁目公園 入口植栽内	四つ木 4- 24																																								
	設置場所	住所	設置場所	住所																																								
1	西水元地区センタ 一入口右側	西水元 5-3	堀切二丁目公園 北側入口付近	堀切 2-44																																								
2	水元スポーツセン ター公園南側交差点 入口付近	水元 1- 23	道路補修課 駐車場 入口付近	立石 4-34																																								
3	東金町地区センタ 一 入口付近	東金町 5-33	篠原公園 北側入口 付近	四つ木 4- 13																																								
105	373	<p>第2部 第1章 活動態勢 第1節 区の態勢 ■配備態勢の種類と設置基準 情報連絡態勢 2 大雨警報が発表された場合 災害対策準備本部 (1) 大雨警報</p>	<p>第2部 第1章 活動態勢 第1節 区の態勢 ■配備態勢の種類と設置基準 情報連絡態勢 2 大雨警報が発表された場合 ※短時間の強雨 災害対策準備本部 (1) 大雨警報 ※台風や前線の接近に伴うもの</p>																																									
106	376	<p>第2部 第1章 活動態勢 第1節 区の態勢 3 災害対策本部（初動）</p>	<p>第2部 第1章 活動態勢 第1節 区の態勢 3 災害対策本部（初動）</p>																																									

番号	頁	旧	新	備考
		<p>3－1 統括班 班長：危機管理課長 副班長：地域防災課長、生活安全課長 (1) 計画担当 リーダー 管理係長、災害対策係長 班員：危機管理課 業務概要 ・各種情報の分析、総合的な災害対策の企画立案等による意思決定等 ・各班の支援 (2) 受援・涉外担当 リーダー：危機管理担当官、生活安全係長、地域安全係長 班員：生活安全課 業務概要 ・各種防災通信機器による外部関係機関との連絡調整（要請・情報収集等） (3) 避難所統括担当 リーダー：自助・共助係長、訓練係長 業務概要 ・避難所運営の統括 ・防災活動拠点や避難場所の状況把握</p> <p>3－2 情報管理班 班長：政策経営部長 副班長：デジタル推進担当部長 (1) 情報連絡担当 リーダー：政策企画課長、協働推進担当課長、経営改革担当課長 班員：政策企画課（企画担当係指定）、総務課（法規担当係指定）</p> <p>（中略） (2) 問い合わせ対応担当 リーダー：デジタル推進担当課長、選挙管理委員会事務局長、すぐやる課長 班員：災害対策本部室指定職員寮の職員 業務概要 ● 区内部組織及び外部関係機関との連絡調整及び収集したすべての情報の集計、管理、提供を主な業務とする ・災害対策本部各班等区内部組織及び外部関係機関からの情報収集</p>	<p>3－1 統括班 班長：危機管理課長 副班長：<u>運用訓練担当課長</u>、地域防災<u>担当</u>課長、生活安全<u>担当</u>課長 (1) 計画担当 リーダー 管理係長、<u>計画</u>係長 班員：危機管理課 業務概要 ・各種情報の分析、総合的な災害対策の企画立案等による意思決定等 ・各班の支援 (2) 受援・涉外担当 リーダー：<u>運用訓練担当係長</u>、生活安全係長、<u>防犯強化係長</u> 班員：運用訓練担当課、生活安全担当課 業務概要 ・各種防災通信機器による外部関係機関<u>や協定事業者</u>との連絡調整（要請・情報収集等） (3) 避難所統括担当 リーダー：自助・共助係長、訓練係長 班員：地域防災担当課 業務概要 ・避難所運営の統括 ・防災活動拠点や避難場所の状況把握</p> <p>3－2 情報管理班 班長：政策経営部長 <u>副班長：デジタル推進担当部長</u> (1) 情報連絡担当 リーダー：政策企画課長 <u>サブリーダー：</u>協働推進担当課長、経営改革担当課長 班員：政策企画課（企画担当係指定）、総務課（法規担当係指定）</p> <p>（中略） (2) 問い合わせ対応担当 リーダー：<u>デジタル推進担当課長</u>、選挙管理委員会事務局長、すぐやる課長 班員：<u>政策企画課、財政課、総務課、すぐやる課、人事課、契約管財課、税務課、会計管理課、選挙管理委員会事務局、災害対策本部室指定職員寮職員、DX戦略課</u></p> <p>業務概要</p>	

番号	頁	旧	新	備考
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集した各種情報について継続的な集計、管理及び各班等への情報提供 ・ 各種防災通信機器による外部関係機関との連絡調整（要請・情報収集等） <p>② 問い合わせ対応チーム サブリーダー：選挙管理委員会事務局長、すぐやる課長 班員：災害対策本部室指定職員寮の職員 業務概要 ● 一般電話及び総合庁舎窓口における区民等からの情報提供、問い合わせに対する対応を主業務とする <ul style="list-style-type: none"> ・ 受付業務：電話や窓口で区民等からの情報提供等に対応し、情報連絡票を作成する ・ 転送業務：代表電話への入電を受け、情報連絡室等へ転送する ・ 分類業務：情報連絡票を点検し、緊急度、内容、対応依頼先等を分類確定する ・ 伝達業務：内容点検、分類及び対応先等が確定した情報連絡票を災害対策本部各班及び各対策本部連絡班へ移送する </p> <p>3－3 広報班 班長：区長室担当部長 (中略)</p> <p>3－4 本部運営支援班 班長：監査事務局長 リーダー：秘書課長 サブリーダー：秘書課担当係長、監査事務局担当係長</p> <p>3－5 資源管理班 班長：施設部長 <ul style="list-style-type: none"> (1) 資源維持管理担当 リーダー：施設管理課長 サブリーダー：学校施設計画担当課長 班員：施設管理課施設調整係長、学校施設計画担当係長、 業務概要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄品に係る管理全般及び避難者数等に基づく必要物資の種別、数量の確定 (2) 輸送担当 リーダー：税務課長 サブリーダー：収納対策課長 </p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>一般電話及び総合庁舎窓口における区民等からの情報提供、問い合わせに対する対応を主業務とする</u> <p>(削除)</p> <p>3－3 広報班 班長：<u>事業推進担当部長</u> (中略)</p> <p>3－4 本部運営支援班 班長：監査事務局長 リーダー：秘書課長 サブリーダー：秘書課担当係長、監査事務局担当係長 班員：秘書課、監査事務局</p> <p>3－5 資源管理班 班長：施設部長 <ul style="list-style-type: none"> (1) 資源維持管理担当 リーダー：施設管理課長 サブリーダー：学校施設計画担当課長、施設維持課長 班員：施設管理課施設調整係長、<u>学校施設計画担当係長</u>、施設維持課庁舎維持係、総務課総務係（庁舎） 業務概要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄品に係る管理全般及び避難者数等に基づく必要物資の種別、数量の確定 (2) 輸送担当 リーダー：税務課長 サブリーダー：収納対策課長 </p>	

番号	頁	旧	新	備考
		<p>班員：収納対策課収納対策係長、税務課税務係長 業務概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所等への配送ルートを含めた物資輸送方法の確立 ・各対策本部等からの要請に応じた物資輸送の管理 	<p>班員：収納対策課収納対策係長、税務課税務係長、総務課総務係（車両） 業務概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所等への配送ルートを含めた物資輸送方法の確立 ・各対策本部等からの要請に応じた物資輸送の管理 <p>3-6 庶務班 班長：総務部長 副班長：総務課長 (1) 職員支援担当 リーダー：人事課長 サブリーダー：人材育成課長、総務部副参事（法規担当） 班員：総務課、人事課</p>	
107	381	<p>第2部 第1章 活動態勢 第2節 消防機関の態勢 1 消防機関の態勢 1-2 水防態勢等 消防署の水防非常配備態勢の発令及び解除は、次のとおりである。</p>	<p>第2部 第1章 活動態勢 第2節 消防機関の態勢 1 消防機関の態勢 1-2 水防態勢等 消防署の水防非常配備態勢の発令及び解除は、次のとおりである。</p>	
108	386	<p>第2部 第3章 水防活動 第1節 基本方針 区内の河川堤防は、国土交通省等により治水工事対策の工事が進められているものの依然として水防上注意を要する箇所が残されており、安全性が十分確保されているとは言えない。</p>	<p>第2部 第3章 水防活動 第1節 基本方針 区内の河川堤防は、国土交通省等により治水工事対策の工事が進められているものの依然として水防上注意を要する箇所が残されており、安全性が十分確保されているとは言えない。</p>	
109	391	<p>第2部 第3章 水防活動 第2節 水防活動 6 水防資器材 (中略) 区内に關係ある水防倉庫及び備蓄資器材等の配置は資料編のとおりである。 (2) 土取場は、資料編のとおりである。</p>	<p>第2部 第3章 水防活動 第2節 水防活動 6 水防資器材 (中略) 区内に關係ある水防倉庫及び備蓄資器材等の配置は資料編(風水害編)「4.9 水防倉庫及び資器材備蓄一覧」のとおりである。 (2) 土取場は、資料編(風水害編)「5.0 土取場一覧」のとおりである。</p>	
110	392	<p>第2部 第3章 水防活動 第2節 水防活動 9-3 水門閉鎖に関する情報 (中略) 中川 吉川 避難判断水位 3.70m 泣濫危険水位 4.10m</p>	<p>第2部 第3章 水防活動 第2節 水防活動 9-3 水門閉鎖に関する情報 (中略) 中川 吉川 避難判断水位 4.30m 泣濫危険水位 4.70m</p>	R7に改定されたが、住民の避難に直接関わる事項であるため、時点修正の考え方から除外し、修正します。
111	394	<p>第2部 第3章 水防活動 第2節 水防活動 10 気象情報 (中略)</p>	<p>第2部 第3章 水防活動 第2節 水防活動 10 気象情報 (中略)</p>	

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和5年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考
		<p>洪水注意報 流域雨量指数基準：中川流域 31、綾瀬川流域 20.1、大場川流域 9.7 令和6年5月23日時点</p> <p>洪水警報 流域雨量指数基準：中川流域 38.8、綾瀬川流域 25.2、大場川流域 12.2 令和6年5月23日時点</p>	<p>洪水注意報 流域雨量指数基準：中川流域 30.9、綾瀬川流域 20.1、大場川流域 9.7 令和7年5月29日時点</p> <p>洪水警報 流域雨量指数基準：中川流域 38.7、綾瀬川流域 25.2、大場川流域 12.2 令和7年5月29日時点</p>	
112	394	<p>第2部 第3章 水防活動 第2節 水防活動 10 気象情報 高潮注意報 台風による海面の異常上昇の有無及び程度について一般の注意を喚起する必要があるとき。</p> <p>高潮警報 台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき。</p>	<p>第2部 第3章 水防活動 第2節 水防活動 10 気象情報 高潮注意報 <u>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されるとき。</u></p> <p>高潮警報 <u>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されるとき。</u></p>	
113	396	<p>第2部 第3章 水防活動 第2節 水防活動 12 河川の洪水予報 12-1 洪水予報の発表</p> <p>氾濫危険情報 基準地点のいずれかの水位が氾濫危険水位に到達したとき</p>	<p>第2部 第3章 水防活動 第2節 水防活動 12 河川の洪水予報 12-1 洪水予報の発表</p> <p>氾濫危険情報 <u>基準地点のいずれかの水位が、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超える、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位に到達したとき、</u></p>	
114	399	<p>第2部 第3章 水防活動 第2節 水防活動 12 河川の洪水予報 12-4 利根川水系洪水予報実施区域及び基準地点 (中略) 中川 吉川 避難判断水位 3.70m 泛濫危険水位 4.10m</p>	<p>第2部 第3章 水防活動 第2節 水防活動 12 河川の洪水予報 12-4 利根川水系洪水予報実施区域及び基準地点 (中略) 中川 吉川 避難判断水位 <u>4.30m</u> 泛濫危険水位 <u>4.70m</u></p>	R7に改定されたが、住民の避難に直接関わる事項であるため、時点修正の考え方から除外し、修正します。
115	399	<p>第2部 第3章 水防活動 第2節 水防活動 13 河川の水防警報と発令に伴う措置</p>	<p>第2部 第3章 水防活動 第2節 水防活動 13 河川の水防警報と発令に伴う措置 (中略)</p> <p><u>(3) 水防活動等に関する情報伝達及び報告</u> <u>巡視等の水防活動の実施、避難情報の発表、被害が発生したときは、関係者が各種様式や手段によって情報共有し、被害の軽減や災害の早期復旧に努めるものとする。</u></p>	

番号	頁	旧	新	備考
116	412	<p>第2部 第6章 避難者対策 第1節 避難体制の整備 2－2 要配慮者支援体制の整備</p> <p>区は、障害者、一人暮らしの高齢者等の避難行動を支援するために、避難行動要支援者名簿や個別避難計画等を作成し、自治町会、民生委員児童委員協議会、福祉団体等の連携による支援体制を構築する。</p> <p>消防署は、風水害時における避難行動要支援者等の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。区と連携して、避難行動要支援者等を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。社会福祉施設等の被災に備え、町会・自治会・防災市民組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。</p> <p>※対策の詳細は、震災編に準拠する。</p>	<p>第2部 第6章 避難者対策 第1節 避難体制の整備 2－2 要配慮者支援体制の整備</p> <p>区は、障害者、一人暮らしの高齢者等の避難行動を支援するために、避難行動要支援者名簿や個別避難計画等を作成し、自治町会、民生委員児童委員協議会、福祉団体等の連携による支援体制を構築する。<u>なお、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の令和3年の改定において、要配慮者の意向や地域の実情を踏まえつつ、事前に日ごろから利用している施設への直接避難を調整することが促進されていることから、福祉避難所となる施設の設備や運営体制等の実態調査を行うとともに、風水害時における安否確認や移動支援等の直接避難の実現に必要な仕組みの検討を進める。</u></p> <p>消防署は、風水害時における避難行動要支援者等の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。区と連携して、避難行動要支援者等を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。社会福祉施設等の被災に備え、町会・自治会・防災市民組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。</p> <p>※対策の詳細は、震災編に準拠する。</p>	
117	414	<p>第2部 第6章 避難者対策 第2節 避難の基本 1 内水氾濫・強風</p> <p>●地域内避難 台風等により内水氾濫が予想される場合は、自宅などの2階以上に待機することを基本とする。</p> <p>(1) 区は、気象情報、降雨予測等をもとに、大雨が予想される場合は、注意喚起の呼びかけを行う。</p> <p>(2) 区は、地形などの状況から浸水や強風による被害が予想される地域では、一時滞在施設*を開設する。</p> <p>※一時滞在施設は、東立石地区センター、東四つ木地区センター、四つ木地区センター、堀切地区センター、南綾瀬地区センター、青戸地区センター、新小岩地区センター、奥戸地区センター、高砂地区センター、新宿地区センター、金町地区センター、東金町地区センター、亀有学び交流館、亀有地区センター、新小岩地域活動センター（にこわ新小岩）、柴又学び交流館、水元学び交流館、文化会館、子ども未来プラザ鎌倉といった地域コミュニティ施設等とする。</p>	<p>第2部 第6章 避難者対策 第2節 避難の基本 1 内水氾濫・強風</p> <p>●地域内避難 台風等により内水氾濫が予想される場合は、自宅などの2階以上に待機することを基本とする。</p> <p>(1) 区は、気象情報、降雨予測等をもとに、大雨が予想される場合は、注意喚起の呼びかけを行う。</p> <p>(2) 区は、地形などの状況から浸水や強風による被害が予想される地域では、一時滞在施設*を開設する。</p> <p>※一時滞在施設は、<u>立石地区センター</u>、東立石地区センター、東四つ木地区センター、四つ木地区センター、堀切地区センター、南綾瀬地区センター、青戸地区センター、新小岩地区センター、奥戸地区センター、高砂地区センター、新宿地区センター、金町地区センター、東金町地区センター、亀有学び交流館、亀有地区センター、新小岩地域活動センター（にこわ新小岩）、柴又学び交流館、水元学び交流館、文化会館、子ども未来プラザ鎌倉といった地域コミュニティ施設等とする。</p>	

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和5年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考						
118	417	第2部 第6章 避難者対策 第3節 避難の指示 1 避難の指示等の伝達 (中略) 警察署及び消防署は、人命危険が著しく切迫し、区へ連絡するいとまのない場合、関係機関と連携し、避難の指示を実施する。避難の指示等を実施した場合は、速やかにその旨を区に通報する。	第2部 第6章 避難者対策 第3節 避難の指示 1 避難の指示等の伝達 (中略) 警察署及び消防署は、人命危険が著しく切迫し、区へ連絡するいとまのない場合、関係機関と連携し、避難の指示等を実施する。避難の指示等を実施した場合は、速やかにその旨を区に通報する。							
119	418	第2部 第6章 避難者対策 第3節 避難の指示 1 避難の指示等の伝達 (中略) ■避難の基準 (中略) <table border="1"> <tr> <td>緊急安全確保 ※警戒レベル5</td> <td>氾濫開始相当水位に到達 高潮氾濫発生情報</td> </tr> </table>	緊急安全確保 ※警戒レベル5	氾濫開始相当水位に到達 高潮氾濫発生情報	第2部 第6章 避難者対策 第3節 避難の指示 1 避難の指示等の伝達 (中略) ■避難の基準 (中略) <table border="1"> <tr> <td>緊急安全確保 ※警戒レベル5</td> <td>氾濫開始相当水位に到達 氾濫発生情報 高潮氾濫発生情報</td> </tr> </table>	緊急安全確保 ※警戒レベル5	氾濫開始相当水位に到達 氾濫発生情報 高潮氾濫発生情報			
緊急安全確保 ※警戒レベル5	氾濫開始相当水位に到達 高潮氾濫発生情報									
緊急安全確保 ※警戒レベル5	氾濫開始相当水位に到達 氾濫発生情報 高潮氾濫発生情報									
120	431	第2部 第6章 避難者対策 第7節 河川別の避難計画 3 中川洪水ハザードマップ避難計画 3－1 想定される浸水被害の概要 (中略)	第2部 第6章 避難者対策 第7節 河川別の避難計画 3 中川洪水ハザードマップ避難計画 3－1 想定される浸水被害の概要 (中略) なお、令和6年2月に都が公表した中川・綾瀬川圏域浸水想定区域図については、江戸川河川事務所が公表しているものと河川区域や降雨量、上流部の河川施設の整備状況等の想定が異なる。							
121	433	第2部 第6章 避難者対策 第7節 河川別の避難計画 5 河川ごとの避難情報の発令基準 5－3 中川 <table border="1"> <tr> <td>西部地域</td> <td>吉川水位観測所の水位が氾濫危険水位（4.10m）に到達するおそれがある場合</td> <td>吉川水位観測所の水位が氾濫危険水位（4.10m）に到達した場合</td> </tr> </table>	西部地域	吉川水位観測所の水位が氾濫危険水位（4.10m）に到達するおそれがある場合	吉川水位観測所の水位が氾濫危険水位（4.10m）に到達した場合	第2部 第6章 避難者対策 第7節 河川別の避難計画 5 河川ごとの避難情報の発令基準 5－3 中川 <table border="1"> <tr> <td>西部地域</td> <td>吉川水位観測所の水位が氾濫危険水位（4.70m）に到達するおそれがある場合</td> <td>吉川水位観測所の水位が氾濫危険水位（4.70m）に到達した場合</td> </tr> </table>	西部地域	吉川水位観測所の水位が氾濫危険水位（4.70m）に到達するおそれがある場合	吉川水位観測所の水位が氾濫危険水位（4.70m）に到達した場合	R7に改定されたが、住民の避難に直接関わる事項であるため、時点修正の考え方から除外し、修正します。
西部地域	吉川水位観測所の水位が氾濫危険水位（4.10m）に到達するおそれがある場合	吉川水位観測所の水位が氾濫危険水位（4.10m）に到達した場合								
西部地域	吉川水位観測所の水位が氾濫危険水位（4.70m）に到達するおそれがある場合	吉川水位観測所の水位が氾濫危険水位（4.70m）に到達した場合								
122	439	第2部 第9章 ライフライン施設等の応急・復旧対策 第1節 ライフライン施設 1 上水道 1－1 応急対策 (4) 配水施設 ① 配水本管	第2部 第9章 ライフライン施設等の応急・復旧対策 第1節 ライフライン施設 1 上水道 1－1 応急対策 (4) 配水施設 ① 配水本管							

番号	頁	旧	新	備考
		配水本管の破損は、制水弁を操作して二次災害を防止し、系統変更及び配水ポンプ運転の調整等により、断水が生じないよう応急措置を行う。	配水本管の破損は、制水弁を操作して二次災害を防止し、系統変更及び配水ポンプ運転の調整等により、 <u>極力</u> 断水が生じないよう応急措置を行う。	
123	441	<p>第2部 第9章 ライフライン施設等の応急・復旧対策 第1節 ライフライン施設 3 電気 東京電力パワーグリッド（株）は、災害により電気施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急処置を講じ、施設の機能を維持する。</p> <p>3-1 応急対策</p> <p>(1) 資材の調達・輸送</p> <p>① 資材の調達</p> <p>第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一線機関等相互の流用 ・本社本部に対する応急資材の請求 <p>② 資機材の輸送</p> <p>非常災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている輸送会社の車両、船艇等により行う。</p> <p>輸送力が不足する場合には、他の輸送会社から車両、船艇等の調達を対策本部において適宜行い、輸送力の確保を図る。</p> <p>(2) 災害時における危険予防措置</p> <p>水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動のため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。</p> <p>(3) 災害時における応援の組織・運営</p> <p>本社本部及び店舗本部は、被害が多大な被災地の店舗本部及び第一線機関支部のみの災害活動では早期復旧が困難であると判断した場合には、他店舗本部、支店及び請負会社に復旧応援隊の編成を要請し、被害、復旧状況を勘査した上、必要な応援隊を出動させる。</p> <p>(4) 応急工事</p> <p>応急工事の実施に当たっては、原則的に人命に関わる箇所、復旧対策の中核となる官公庁（署）、民心の安定に寄与する報道機関、避難所等を優先することを原則とするが、各設備の復旧は、災害状況、各施設の被害復旧の難易等を勘査して、供給上、復旧効果の最も大きいものからあらかじめ定めた手順により行う。</p> <p>(5) 災害時における電力の融通</p>	<p>第2部 第9章 ライフライン施設等の応急・復旧対策 第1節 ライフライン施設 3 電力設備 <u>第2編 震災編 第1部 災害予防・応急・復旧計画 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第3節 応急対策 5 ライフライン施設 5-4 電力設備及び第2編 震災編 第1部 災害予防・応急・復旧計画 第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 第4節 復旧対策 4 ライフライン施設 4-3 電力設備に準ずる。</u></p>	[東電 PG]

番号	頁	旧	新	備考
		<p>各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」および隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」および広域機関の指示に基づき電力の緊急融通を行う。</p> <p>(6) その他</p> <p>災害が極めて大きく、工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要と判断される場合には、本社対策本部は自衛隊の派遣を要請する。なお、この場合の要請は都本部を経由して行う。</p> <p>その他の活動は、震災編第1部第3章「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」に準拠する。</p> <p>3-2 復旧対策</p> <p>災害復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況等によりやむを得ないものについては、仮復旧工事を施す。各設備の復旧は、災害状況、被害状況、被害復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた復旧順位により実施する。</p> <p>停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報する。</p> <p>また、感電事故および電気火災等の防止に関する広報を行う。</p>		

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和5年修正）」を踏まえ記載しています。

4. 葛飾区地域防災計画（令和6年修正）【第4編 その他災害編】 新旧対照表

番号	頁	旧	新	備考
----	---	---	---	----

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和5年修正）」を踏まえ記載しています。

5. 葛飾区地域防災計画（令和6年修正）【資料編 震災編】 新旧対照表

番号	頁	旧	新	備考																																																						
124	3	3 整備地域 (図)	3 整備地域 (図) ※地域の指定については、防災都市づくり推進計画の基本方針に準じる。																																																							
125	4	4 重点整備地域 (図)	4 重点整備地域 (図) ※地域の指定については、防災都市づくり推進計画の基本方針に準じる。																																																							
126	5	5 整備地域図 (図)	5 整備地域図 (図) ※地域の指定については、防災都市づくり推進計画の基本方針に準じる。																																																							
127	6	6 葛飾区防災活動拠点一覧 <table border="1"><thead><tr><th>No</th><th>整備年度</th><th>名 称</th><th>面積 (m²)</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td>6</td><td>平成11</td><td>四つ木四丁目公園</td><td>2,594</td><td>四つ木4-24-11</td></tr></tbody></table>	No	整備年度	名 称	面積 (m ²)	所在地	6	平成11	四つ木四丁目公園	2,594	四つ木4-24-11	6 葛飾区防災活動拠点一覧 <table border="1"><thead><tr><th>No</th><th>整備年度</th><th>名 称</th><th>面積 (m²)</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td>6</td><td>平成11</td><td>四つ木四丁目公園</td><td>2,594</td><td>四つ木4-24-11</td></tr></tbody></table>	No	整備年度	名 称	面積 (m ²)	所在地	6	平成11	四つ木四丁目公園	2,594	四つ木4-24-11																																			
No	整備年度	名 称	面積 (m ²)	所在地																																																						
6	平成11	四つ木四丁目公園	2,594	四つ木4-24-11																																																						
No	整備年度	名 称	面積 (m ²)	所在地																																																						
6	平成11	四つ木四丁目公園	2,594	四つ木4-24-11																																																						
128	7	7 葛飾区防災活動拠点図	7 葛飾区防災活動拠点図 (図中の「四ツ木四丁目公園」を削除)																																																							
129	11	10 震災時用仮設マンホールトイレ設置可能人孔一覧表 (中略) <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">No</th><th colspan="3">避 難 箇 所</th><th rowspan="2">住宅 図番 号</th><th rowspan="2">管理 図番 号</th><th colspan="2">選定マン ホール</th><th rowspan="2">下流 管径 内径 mm</th><th rowspan="2">水 量</th><th rowspan="2">耐 震 化 完 了 年 度</th></tr><tr><th>施設 名</th><th>住 所</th><th>電 話 番 号</th><th>番 号</th><th>数</th></tr></thead><tbody><tr><td>18</td><td>末広</td><td>金</td><td>3627-</td><td>P39-</td><td>0829</td><td>3B-</td><td>3</td><td>350・</td><td>3cm</td><td>H18</td></tr></tbody></table>	No	避 難 箇 所			住宅 図番 号	管理 図番 号	選定マン ホール		下流 管径 内径 mm	水 量	耐 震 化 完 了 年 度	施設 名	住 所	電 話 番 号	番 号	数	18	末広	金	3627-	P39-	0829	3B-	3	350・	3cm	H18	10 震災時用仮設マンホールトイレ設置可能人孔一覧表 (中略) <table border="1"><thead><tr><th rowspan="2">No</th><th colspan="3">避 難 箇 所</th><th rowspan="2">住宅 図番 号</th><th rowspan="2">管理 図番 号</th><th colspan="2">選定マン ホール</th><th rowspan="2">下流 管径 内径 mm</th><th rowspan="2">水 量</th><th rowspan="2">耐 震 化 完 了 年 度</th></tr><tr><th>施設 名</th><th>住 所</th><th>電 話 番 号</th><th>番 号</th><th>数</th></tr></thead><tbody><tr><td>18</td><td>末広</td><td>金</td><td>3627-</td><td>P39-</td><td>0829</td><td>3B-</td><td>3</td><td>350・</td><td>3cm</td><td>H18</td></tr></tbody></table>	No	避 難 箇 所			住宅 図番 号	管理 図番 号	選定マン ホール		下流 管径 内径 mm	水 量	耐 震 化 完 了 年 度	施設 名	住 所	電 話 番 号	番 号	数	18	末広	金	3627-	P39-	0829	3B-	3	350・	3cm	H18	
No	避 難 箇 所			住宅 図番 号	管理 図番 号	選定マン ホール			下流 管径 内径 mm	水 量				耐 震 化 完 了 年 度																																												
	施設 名	住 所	電 話 番 号			番 号	数																																																			
18	末広	金	3627-	P39-	0829	3B-	3	350・	3cm	H18																																																
No	避 難 箇 所			住宅 図番 号	管理 図番 号	選定マン ホール		下流 管径 内径 mm	水 量	耐 震 化 完 了 年 度																																																
	施設 名	住 所	電 話 番 号			番 号	数																																																			
18	末広	金	3627-	P39-	0829	3B-	3	350・	3cm	H18																																																

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和5年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧										新										備考	
		敬老館・児童館	町 5-4-1	0027	D-4		19, 27, 28		600			憩い交流館・児童館	町 5-4-1	0027	D-4		19, 27, 28		600				
	68	渋江敬老館 渋江小学校	東四つ木 2-15-11 2-13-1	3696-3763 3694-1364	P102-F-3	1327/ 1427	4A- 20/ 1A- 23 2A- 6, 17	4	400· 500· 600	2~ 4cm	H21	渋江敬老館 渋江小学校	東四つ木 2-15-11 2-13-1	3696-3763 3694-1364	P102-F-3	1327/ 1427	4A- 20/ 1A- 23 2A- 6, 17	4	400· 500· 600	2~ 4cm	H21		
												新小岩地域活動センター(にこわ新小岩)	西新小岩 4-33-2	3696-0080									
130	20	1 3 危険物製造所等一覧 (令和5年12月31日現在)										1 3 危険物製造所等一覧 (令和6年12月31日現在)											
		種別		数	種別		数					種別		数	種別		数						
		貯 藏	屋外貯蔵所	1	取 扱	給油取 自	營業用	24				貯 藏	屋外貯蔵所	1	取 扱	給油取 自	營業用	14					
			屋内貯蔵所	52			自動車	23					屋内貯蔵所	41			自動車	12					

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和5年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧							新							備考														
131	20	屋外タンク貯蔵所	0		鉄道	0		屋外タンク貯蔵所	0		鉄道	0		屋内タンク貯蔵所	15															
		屋内タンク貯蔵所	15		船舶・飛行機	0		屋内タンク貯蔵所	12		船舶・飛行機	0		地下タンク貯蔵所	46															
		地下タンク貯蔵所	46		第一種販売取扱所	6		地下タンク貯蔵所	33		第一種販売取扱所	6		移動タンク貯蔵所	57															
		移動タンク貯蔵所	57		第二種販売取扱所	2		移動タンク貯蔵所	46		第二種販売取扱所	2		簡易タンク貯蔵所	0															
		簡易タンク貯蔵所	0		一般取扱所	45		簡易タンク貯蔵所	0		一般取扱所	31		製造所	1															
		製造所	1		製造所等含む	272		製造所	0		製造所等含む	198																		
		16 毒物劇物製造・販売・輸入業者数及び業務上取扱者数一覧 (平成26年4月1日現在)							16 毒物劇物製造・販売・輸入業者数及び業務上取扱者数一覧 (令和6年12月31日現在)																					
		製造業	輸入業	販売業	特定毒物	メッキ業	運送業	非届出	総計	9	0	110	0	37	1	152	309													
		17 区防災行政無線固定系屋外子局一覧 (中略)							17 区防災行政無線固定系屋外子局一覧 (中略)																					
132	21	No	設置場所名称				所在地		No	設置場所名称				所在地																
		79	白鳥職員寮				白鳥3-32-6		79	白鳥北公園				白鳥3-32-5																
133	26	18 IP無線機設置先 (中略)							18 IP無線機設置先 (中略)																					
		交通機関(12台)							交通機関(12台)																					
		10	京成タウンバス						10	京成タウンバス																				
		11	創部バスセントラル						11	※令和7年4月より、京成バス東京(株)に社名変更予定 東武バスセントラル																				
		(中略)							(中略)																					
		ライフライン(4台)							ライフライン(4台)																					
		1	東京電力葛飾制御所						1	東京電力パワーグリッド(株)上野支社																				

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和5年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考																																																								
134	27	19 区立小中学校等プール・受水槽一覧 (中略) <table border="1"> <tr><td>25</td><td>宝木塚</td><td>〃</td><td>22.5</td><td>6.0</td><td>28.5</td></tr> <tr><td>38</td><td>中青戸</td><td>〃</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td></tr> <tr><td>14</td><td>小松</td><td>〃</td><td>12×25×1.3</td><td>390</td><td></td></tr> </table>	25	宝木塚	〃	22.5	6.0	28.5	38	中青戸	〃	0.0	0.0	0.0	14	小松	〃	12×25×1.3	390		19 区立小中学校等プール・受水槽一覧 (中略) <table border="1"> <tr><td>25</td><td>宝木塚</td><td>〃</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>38</td><td>中青戸</td><td>〃</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td>小松</td><td>〃</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p style="color: red;">※改築校の新校舎には、貯水機能付給水管を整備している。</p>	25	宝木塚	〃				38	中青戸	〃				14	小松	〃																								
25	宝木塚	〃	22.5	6.0	28.5																																																							
38	中青戸	〃	0.0	0.0	0.0																																																							
14	小松	〃	12×25×1.3	390																																																								
25	宝木塚	〃																																																										
38	中青戸	〃																																																										
14	小松	〃																																																										
135	29	20 災害対策用備蓄品一覧 第1 区 <table border="1"> <thead> <tr><th>品名</th><th>備蓄総数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>ビスケット</td><td>283,560(※)食</td></tr> <tr><td>アルファ化米</td><td>186,470(※)食</td></tr> <tr><td>ブルーシート</td><td>5,770枚</td></tr> <tr><td>カセットコンロ</td><td>150台</td></tr> <tr><td>哺乳びん</td><td>3,020本</td></tr> <tr><td>保 存 水</td><td>112,0680(※)</td></tr> <tr><td>0.5t給水タンク</td><td>116基</td></tr> <tr><td>200ポリタンク</td><td>405個</td></tr> <tr><td>ポリバケツ</td><td>329個</td></tr> <tr><td>紙コップ</td><td>66,000個</td></tr> <tr><td>毛 布</td><td>64,513枚</td></tr> <tr><td>カーペット</td><td>17,780枚</td></tr> <tr><td>断熱マット</td><td>38,000枚</td></tr> </tbody> </table>	品名	備蓄総数	ビスケット	283,560(※)食	アルファ化米	186,470(※)食	ブルーシート	5,770枚	カセットコンロ	150台	哺乳びん	3,020本	保 存 水	112,0680(※)	0.5t給水タンク	116基	200ポリタンク	405個	ポリバケツ	329個	紙コップ	66,000個	毛 布	64,513枚	カーペット	17,780枚	断熱マット	38,000枚	20 災害対策用備蓄品一覧 第1 区 <table border="1"> <thead> <tr><th>品名</th><th>備蓄総数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>ビスケット</td><td>283,560(※)食</td></tr> <tr><td>アルファ化米</td><td>186,470(※)食</td></tr> <tr><td>ブルーシート</td><td>5,770枚</td></tr> <tr><td>カセットコンロ</td><td>150台</td></tr> <tr><td>哺乳びん</td><td>3,020本</td></tr> <tr><td>保 存 水</td><td>112,0680(※)</td></tr> <tr><td>0.5t給水タンク</td><td>116基</td></tr> <tr><td>200ポリタンク</td><td>405個</td></tr> <tr><td>ポリバケツ</td><td>329個</td></tr> <tr><td>紙コップ</td><td>66,000個</td></tr> <tr><td>毛 布</td><td>52,720枚</td></tr> <tr><td>カーペット</td><td>11,552枚</td></tr> <tr><td>断熱マット</td><td>37,891枚</td></tr> </tbody> </table>	品名	備蓄総数	ビスケット	283,560(※)食	アルファ化米	186,470(※)食	ブルーシート	5,770枚	カセットコンロ	150台	哺乳びん	3,020本	保 存 水	112,0680(※)	0.5t給水タンク	116基	200ポリタンク	405個	ポリバケツ	329個	紙コップ	66,000個	毛 布	52,720枚	カーペット	11,552枚	断熱マット	37,891枚	
品名	備蓄総数																																																											
ビスケット	283,560(※)食																																																											
アルファ化米	186,470(※)食																																																											
ブルーシート	5,770枚																																																											
カセットコンロ	150台																																																											
哺乳びん	3,020本																																																											
保 存 水	112,0680(※)																																																											
0.5t給水タンク	116基																																																											
200ポリタンク	405個																																																											
ポリバケツ	329個																																																											
紙コップ	66,000個																																																											
毛 布	64,513枚																																																											
カーペット	17,780枚																																																											
断熱マット	38,000枚																																																											
品名	備蓄総数																																																											
ビスケット	283,560(※)食																																																											
アルファ化米	186,470(※)食																																																											
ブルーシート	5,770枚																																																											
カセットコンロ	150台																																																											
哺乳びん	3,020本																																																											
保 存 水	112,0680(※)																																																											
0.5t給水タンク	116基																																																											
200ポリタンク	405個																																																											
ポリバケツ	329個																																																											
紙コップ	66,000個																																																											
毛 布	52,720枚																																																											
カーペット	11,552枚																																																											
断熱マット	37,891枚																																																											

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和5年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧				新				備考
			ン ク			ン ク				
		簡易トイレ	54,768個	燃料(ガソリン)、 軽油	各200ℓ	簡易トイレ	7,722個	燃料(ガソリン)、 軽油	各200ℓ	
		組立トイレ	248基	アルミブランケット	6,290枚	携帯トイレ	148,550個	アルミブランケット	6,290枚	
		トイレットペーパー	52,388個	スタンドパイプ	85基	仮設トイレ(組立式)	248基	スタンドパイプ	85基	
		ビニール袋	1,082,213枚	スコップ(角・丸)	324本	トイレットペーパー	52,388個	スコップ(角・丸)	324本	
		紙おむつ	23,868枚	携行缶	99缶	ビニール袋	1,082,213枚	携行缶	99缶	
		生理用品	223,200包	下水道直結型 マンホールトイ レ	283基	紙おむつ	23,868枚	マンホールトイ レセット	495基	
		第2都				第2都				
		品名	備蓄場所	備蓄数量		品名	備蓄場所	備蓄数量		
		ビスケット	新宿災害備蓄倉庫	10,500食		ビスケット	新宿災害備蓄倉庫	10,500食		
			観光文化センター災害備蓄倉庫	10,500食			観光文化センター災害備蓄倉庫	10,500食		
		ショートブレッド	観光文化センター災害備蓄倉庫	2,700食		ショートブレッド	観光文化センター災害備蓄倉庫	2,700食		
		アルファ化米	東四つ木災害備蓄倉庫(五目)	10,000食		アルファ化米	東四つ木災害備蓄倉庫(五目)	10,000食		
			東四つ木災害備蓄倉庫(わかめ)	3,000食			東四つ木災害備蓄倉庫(わかめ)	3,000食		
			東四つ木災害備蓄倉庫(白粥)	2,000食			東四つ木災害備蓄倉庫(白粥)	2,000食		
			新宿災害備蓄倉庫(白米)	3,000食			新宿災害備蓄倉庫(白米)	3,000食		

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和5年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧						新						備考				
	136	毛布	水元災害備蓄倉庫	500枚	毛布	水元災害備蓄倉庫	500枚		137	毛布	水元災害備蓄倉庫	500枚						
			観光文化センター災害備蓄倉庫	1,000枚		観光文化センター災害備蓄倉庫	1,540枚				観光文化センター災害備蓄倉庫	1,540枚						
			奥戸第二災害備蓄倉庫	3,300枚		奥戸第二災害備蓄倉庫	3,000枚				奥戸第三災害備蓄倉庫	5,560枚						
		カーペット	観光文化センター災害備蓄倉庫	3,105枚	カーペット	観光文化センター災害備蓄倉庫	3,105枚				水元災害備蓄倉庫	500枚						
			奥戸第三災害備蓄倉庫	5,560枚		奥戸第三災害備蓄倉庫	5,560枚				水元災害備蓄倉庫	500枚						
			水元災害備蓄倉庫	500枚		水元災害備蓄倉庫	500枚				水元災害備蓄倉庫	500枚						
		2 1 葛飾区備蓄倉庫一覧						2 1 葛飾区備蓄倉庫一覧										
		66	〃	〃	32	東新小岩 7-18-1	二上小学校	H7		66	〃	〃	32	東新小岩 7-18-1	二上小学校	H7	改築中	
		83	〃	〃	24	宝町 2-29-23	宝木塚小学校	H16		83	〃	〃	24	宝町 2-29-23	宝木塚小学校	H16	改築中	
		86	〃	〃	20	東四つ木 1-10-1	木根川小学校	S49		削除								
		118	〃	校舎一部	32	新小岩 3-25-1	旧松南小学校 (東京 シユーレ葛飾 中学校)	H7		118	〃	校舎一部	32	新小岩 3-25-1	旧松南小学校 (東京 シユーレ葛飾 中学校)	H7		
		119	〃	校舎一部	32	〃	〃			119	清掃事務所	施設一部	442.17	高砂 1-1-1	清掃事務所	R6		
		2 2 一時集合場所一覧						2 2 一時集合場所一覧						※避難場所は、「震災時火災における避難場所等の指定（第9回見直し）」に基づくもの				
		(中略) (東四つ木地区)						(中略) (東四つ木地区)										
		No	名 称	所 在 地	利 用 自 治 町 会 名	避 難 場 所	No	名 称	所 在 地	利 用 自 治 町 会 名	避 難 場 所	No	名 称	所 在 地	利 用 自 治 町 会 名	避 難 場 所		
		1	木根川小学校	東 四 つ 木	木根川町会	新四ツ木橋	1	中川中学校	東 四 つ 木	木根川町会	新四ツ木橋	1	中川中学校	東 四 つ 木	木根川町会	新四ツ木橋		

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和5年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考																																																		
		<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td>1-10-1</td><td></td><td>地区東岸</td></tr> </table> <p>(中略)</p> <table border="1"> <tr><td>避難場所</td></tr> <tr><td>私学事業団総合運動場</td></tr> </table>			1-10-1		地区東岸	避難場所	私学事業団総合運動場	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td>1-3-1</td><td></td><td>地区東岸</td></tr> </table> <p>(中略)</p> <table border="1"> <tr><td>避難場所</td></tr> <tr><td>東新小岩運動場（旧私学事業団総合運動場）</td></tr> </table>			1-3-1		地区東岸	避難場所	東新小岩運動場（旧私学事業団総合運動場）																																					
		1-10-1		地区東岸																																																		
避難場所																																																						
私学事業団総合運動場																																																						
		1-3-1		地区東岸																																																		
避難場所																																																						
東新小岩運動場（旧私学事業団総合運動場）																																																						
138	41	2.3 避難場所（指定緊急避難場所）一覧 (中略) <table border="1"> <tr><td>避難場所名</td></tr> <tr><td>私学事業団総合運動場</td></tr> </table>	避難場所名	私学事業団総合運動場	2.3 避難場所（指定緊急避難場所）一覧 <u>〔震災時火災における避難場所等の指定（第9回見直し）〕</u> (中略) <table border="1"> <tr><td>避難場所</td></tr> <tr><td>東新小岩運動場（旧私学事業団総合運動場）</td></tr> </table>	避難場所	東新小岩運動場（旧私学事業団総合運動場）																																															
避難場所名																																																						
私学事業団総合運動場																																																						
避難場所																																																						
東新小岩運動場（旧私学事業団総合運動場）																																																						
139	44	2.5 避難所一覧 <table border="1"> <tr><td>5</td><td>木下川小学校</td><td>3</td><td>2</td><td>東四つ木一丁目 10-1</td><td>(3692) 8261</td><td>1255</td><td>306</td><td>木下川町会</td><td>8</td></tr> <tr><td>22</td><td>宝木塚小学校</td><td>3</td><td>1</td><td>宝町二丁目 29-23</td><td>(3693) 4788</td><td>896</td><td>178</td><td>宝町町会</td><td>0</td></tr> <tr><td>60</td><td>水元小学校</td><td>3</td><td>1</td><td>水元四丁目 21-1</td><td>(3607) 0201</td><td>1751</td><td>506</td><td>水元下手町会、水元小会上町町会</td><td>0</td></tr> </table>	5	木下川小学校	3	2	東四つ木一丁目 10-1	(3692) 8261	1255	306	木下川町会	8	22	宝木塚小学校	3	1	宝町二丁目 29-23	(3693) 4788	896	178	宝町町会	0	60	水元小学校	3	1	水元四丁目 21-1	(3607) 0201	1751	506	水元下手町会、水元小会上町町会	0	2.5 避難所一覧 削除 <table border="1"> <tr><td>22</td><td>宝木塚小学校</td><td>3</td><td>1</td><td>宝町二丁目 29-23</td><td>(3693) 4788</td><td>896</td><td>178</td><td>宝町町会</td><td>0</td></tr> <tr><td>60</td><td>水元小学校</td><td>3</td><td>1</td><td>水元四丁目 21-1</td><td>(3607) 0201</td><td>1751</td><td>506</td><td>水元下手町会、水元小会上町町会</td><td>0</td></tr> </table>	22	宝木塚小学校	3	1	宝町二丁目 29-23	(3693) 4788	896	178	宝町町会	0	60	水元小学校	3	1	水元四丁目 21-1	(3607) 0201	1751	506	水元下手町会、水元小会上町町会	0	
5	木下川小学校	3	2	東四つ木一丁目 10-1	(3692) 8261	1255	306	木下川町会	8																																													
22	宝木塚小学校	3	1	宝町二丁目 29-23	(3693) 4788	896	178	宝町町会	0																																													
60	水元小学校	3	1	水元四丁目 21-1	(3607) 0201	1751	506	水元下手町会、水元小会上町町会	0																																													
22	宝木塚小学校	3	1	宝町二丁目 29-23	(3693) 4788	896	178	宝町町会	0																																													
60	水元小学校	3	1	水元四丁目 21-1	(3607) 0201	1751	506	水元下手町会、水元小会上町町会	0																																													

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和5年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧								新								備考				
		62	道上小学校	3	3	亀有四丁目35-1	(3601)8833	1513	478	亀有四丁目町会、亀有西三自治会、亀四あけぼの自治会、砂原町会、亀有中央町会、東五会、リリオ自治会、亀有三和町会	0	62	道上小学校 ※仮設校舎運用中	3	3	亀有四丁目35-1	(3601)8833	1513	478	亀有四丁目町会、亀有西三自治会、亀四あけぼの自治会、砂原町会、亀有中央町会、東五会、リリオ自治会、亀有三和町会	0	
		合計				112,687	29,918	合計				111,432	29,612	合計				461				
		<p>※1 収容面積（使用禁止区域を除く）÷1.65 m²/人で算出</p> <p>※2 被災者の権利と被災者支援の最低基準を定めた国際基準であるスフィア基準での収容人員</p> <p>収容面積（使用禁止区域、廊下・階段を除く）÷3.5 m²/人で算出</p> <p>※高砂小学校・高砂中学校は、外構整備工事中</p> <p>※水元小学校は、新校舎を建設中で、既存体育館と仮設校舎で運営中</p> <p>※道上小学校は、新校舎を建設中で、既存校舎一部と仮設校舎で運営中</p> <p>※二上小学校は、プール解体中</p> <p>※宝木塚小学校は、仮設校舎建設中</p>																				
140	50	25 避難所一覧								25 避難所一覧												

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和5年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考																																													
		第2順位 憇い交流館、高齢者施設及び障害者施設等（福祉避難所）・・・76か所	第2順位 憇い交流館、高齢者施設、 <u>及び</u> 障害者施設、 <u>障害者施設</u> 、 <u>子ども未来プラザ及び基幹児童館等</u> （福祉避難所）・・・81か所 (中略) <table border="1"> <tr><td>74</td><td>公</td><td>子ども未来プラザ 鎌倉</td><td>鎌倉一丁目 7-3</td><td>(3658)1800</td></tr> <tr><td>75</td><td>公</td><td>子ども未来プラザ 西新小岩</td><td>西新小岩四丁目 33-2</td><td>(5698)1700</td></tr> <tr><td>76</td><td>公</td><td>子ども未来プラザ 東四つ木</td><td>東四つ木一丁目 20-4</td><td>(5698)1702</td></tr> <tr><td>77</td><td>公</td><td>新水元児童館</td><td>東水元三丁目 5-7</td><td>(5699)1260</td></tr> <tr><td>78</td><td>公</td><td>南新宿児童館</td><td>新宿一丁目 23-4</td><td>(5699)1333</td></tr> <tr><td>79</td><td>公</td><td>白鳥児童館</td><td>西亀有一丁目 18-6(仮施設)</td><td>(3602)3452</td></tr> <tr><td>80</td><td>公</td><td>小菅児童館</td><td>小菅二丁目 19-1(仮施設)</td><td>(3604)2645</td></tr> <tr><td>81</td><td>私</td><td>ケアハウス葛飾敬 寿園</td><td>新宿三丁目 19-19</td><td>(3600) 1551</td></tr> <tr><td>82</td><td>私</td><td>アレーズ秋桜</td><td>水元 2-20-10</td><td>(5876)3315</td></tr> </table>	74	公	子ども未来プラザ 鎌倉	鎌倉一丁目 7-3	(3658)1800	75	公	子ども未来プラザ 西新小岩	西新小岩四丁目 33-2	(5698)1700	76	公	子ども未来プラザ 東四つ木	東四つ木一丁目 20-4	(5698)1702	77	公	新水元児童館	東水元三丁目 5-7	(5699)1260	78	公	南新宿児童館	新宿一丁目 23-4	(5699)1333	79	公	白鳥児童館	西亀有一丁目 18-6(仮施設)	(3602)3452	80	公	小菅児童館	小菅二丁目 19-1(仮施設)	(3604)2645	81	私	ケアハウス葛飾敬 寿園	新宿三丁目 19-19	(3600) 1551	82	私	アレーズ秋桜	水元 2-20-10	(5876)3315	
74	公	子ども未来プラザ 鎌倉	鎌倉一丁目 7-3	(3658)1800																																													
75	公	子ども未来プラザ 西新小岩	西新小岩四丁目 33-2	(5698)1700																																													
76	公	子ども未来プラザ 東四つ木	東四つ木一丁目 20-4	(5698)1702																																													
77	公	新水元児童館	東水元三丁目 5-7	(5699)1260																																													
78	公	南新宿児童館	新宿一丁目 23-4	(5699)1333																																													
79	公	白鳥児童館	西亀有一丁目 18-6(仮施設)	(3602)3452																																													
80	公	小菅児童館	小菅二丁目 19-1(仮施設)	(3604)2645																																													
81	私	ケアハウス葛飾敬 寿園	新宿三丁目 19-19	(3600) 1551																																													
82	私	アレーズ秋桜	水元 2-20-10	(5876)3315																																													
141	54	27 市民消火隊の結成状況 (中略) <table border="1"> <tr><th>No</th><th>市民消火隊名</th><th>自治町会名</th></tr> <tr><td>10</td><td>四つ木一丁目中町会〃</td><td>四つ木一丁目 中町会</td></tr> <tr><td>30</td><td>協栄自治会〃</td><td>協栄自治会</td></tr> </table>	No	市民消火隊名	自治町会名	10	四つ木一丁目中町会〃	四つ木一丁目 中町会	30	協栄自治会〃	協栄自治会	27 市民消火隊の結成状況 (中略) <table border="1"> <tr><th>No</th><th>市民消火隊名</th><th>自治町会名</th></tr> <tr><td>10</td><td>四つ木一丁目中町会 <u>(休止)</u>〃</td><td>四つ木一丁目 中町会</td></tr> <tr><td>30</td><td>協栄自治会 <u>(休止)</u>〃</td><td>協栄自治会</td></tr> </table> <p>※市民消火隊は、指定避難道路の安全確保対策の一環として、沿道の自治町会に対し、地域内の指定避難道路の自主的・積極的な消火活動を期待して、昭和48年から昭和50年にかけて東京消防庁の指導により葛飾区内に組織されたもの</p>	No	市民消火隊名	自治町会名	10	四つ木一丁目中町会 <u>(休止)</u> 〃	四つ木一丁目 中町会	30	協栄自治会 <u>(休止)</u> 〃	協栄自治会																												
No	市民消火隊名	自治町会名																																															
10	四つ木一丁目中町会〃	四つ木一丁目 中町会																																															
30	協栄自治会〃	協栄自治会																																															
No	市民消火隊名	自治町会名																																															
10	四つ木一丁目中町会 <u>(休止)</u> 〃	四つ木一丁目 中町会																																															
30	協栄自治会 <u>(休止)</u> 〃	協栄自治会																																															

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和5年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考
142			ページ番号のズレ反映	
143	57	28 地区防災計画策定地区及び地域別防災会議の実施状況 (中略)	28 地区防災計画策定地区及び地域別防災会議の実施状況 (中略) 令和6年度 堀切地区 堀切自治町会連合会 地震 堀切地区住民に対する災害情報の周知支援等	
144	59	30 協定先一覧 1 災害時の医療救護活動についての協定 (一社)葛飾区医師会 昭和52年2月1日 医療救護班の派遣 (中略) 150 災害時における相互連携に関する基本協定 東京電力パワーグリッド上野支社 令和2年9月23日 災害時における相互連携 (中略)	30 協定先一覧 1 災害時の医療救護活動についての協定 (一社)葛飾区医師会 昭和52年2月1日【失効】 令和6年6月3日【再締結】 医療救護班の派遣 (中略) 150 災害時における相互連携に関する基本協定 東京電力パワーグリッド(株)上野支社 令和2年9月23日 災害時における相互連携 (中略) 181 災害時における被災住民の受入れ等に関する相互応援協定 (社福)敬寿会 令和5年3月31日 高齢者・障害者等の受入れ 182 災害時における井戸水の提供に関する協定 学校法人広和学園幼保連携型認定こども園葛飾みどり 令和6年7月23日 井戸水の提供 183 災害時における医療救護活動についての協定 特定非営利活動法人日本医療救援機構 令和6年6月3日 医療救護チームの派遣及び医療機器の貸与	[東電 PG]
145	76	32 ヘリコプター施設の現況	32 ヘリコプター施設の現況 86 葛飾区立奥戸小学校 奥戸小 葛飾区 奥戸8-20-17 区市町村 R6	

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和5年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新						備考																																																																											
			87	葛飾区立上平井小学校	上平井小	葛飾区	西小岩 4-22-1	区市町村	R6																																																																											
			88	葛飾区立亀青小学校	亀青小	葛飾区	青戸 8-17-1	区市町村	R6																																																																											
			89	葛飾区立幸田小学校	幸田小	葛飾区	西水元 3-24-12	区市町村	R6																																																																											
			90	葛飾区立新宿中学校	新宿中	葛飾区	新宿 3-20-10	区市町村	R6																																																																											
			91	葛飾区立葛美中学校	葛美中	葛飾区	水元 2-17-1	区市町村	R6																																																																											
146	85	3 7 緊急道路障害物除去路線図	3 7 緊急道路障害物除去路線図 (図の差替え)																																																																																	
147	99	4 3 区内文化財の現況（令和6年1月末現在） 国指定文化財	4 3 区内文化財の現況（令和6年1月末現在） 国指定文化財																																																																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重要文化財（美術工芸品）</td> <td>木造不動明王立像 1軀</td> <td>亀有</td> </tr> <tr> <td>重要無形文化財（工芸技術）</td> <td>江戸小紋</td> <td>西新小岩</td> </tr> <tr> <td>重要文化的景観（文化的景観）</td> <td>葛飾柴又の文化的景観</td> <td>柴又</td> </tr> <tr> <td>登録有形文化財（建造物）</td> <td>會田家住宅旧蔵 1棟</td> <td>鎌倉</td> </tr> <tr> <td>選定保存技術</td> <td>三味線製作技術</td> <td>東四つ木</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形文化財（建造物）</td> <td>宝篋印塔（3基）</td> <td>東堀切</td> </tr> <tr> <td>有形文化財（考古資料）</td> <td>柴又八幡神社古墳出土埴輪</td> <td>白鳥 他</td> </tr> <tr> <td>無形文化財（工芸技術）</td> <td>日本刀製作技術</td> <td>高砂</td> </tr> <tr> <td>無形文化財（工芸技術）</td> <td>日本刀製作技術</td> <td>西水元</td> </tr> <tr> <td>無形民俗文化財（民俗芸能）</td> <td>葛西囃子</td> <td>東金町</td> </tr> </tbody> </table>	区分	名称	所在地	重要文化財（美術工芸品）	木造不動明王立像 1軀	亀有	重要無形文化財（工芸技術）	江戸小紋	西新小岩	重要文化的景観（文化的景観）	葛飾柴又の文化的景観	柴又	登録有形文化財（建造物）	會田家住宅旧蔵 1棟	鎌倉	選定保存技術	三味線製作技術	東四つ木	区分	名称	所在地	有形文化財（建造物）	宝篋印塔（3基）	東堀切	有形文化財（考古資料）	柴又八幡神社古墳出土埴輪	白鳥 他	無形文化財（工芸技術）	日本刀製作技術	高砂	無形文化財（工芸技術）	日本刀製作技術	西水元	無形民俗文化財（民俗芸能）	葛西囃子	東金町	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重要文化財（美術工芸品）</td> <td>木造不動明王立像 1軀</td> <td>亀有</td> </tr> <tr> <td>重要文化財（建造物）</td> <td>旧小菅刑務所庁舎 1棟</td> <td>小菅</td> </tr> <tr> <td>重要無形文化財（工芸技術）</td> <td>江戸小紋</td> <td>西新小岩</td> </tr> <tr> <td>重要文化的景観（文化的景観）</td> <td>葛飾柴又の文化的景観</td> <td>柴又</td> </tr> <tr> <td>登録有形文化財（建造物）</td> <td>會田家住宅旧蔵 1棟</td> <td>鎌倉</td> </tr> <tr> <td>選定保存技術</td> <td>三味線製作修理</td> <td>東四つ木</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形文化財（建造物）</td> <td>普賢寺宝篋印塔 3基</td> <td>東堀切</td> </tr> <tr> <td>有形文化財（考古資料）</td> <td>柴又八幡神社古墳出土埴輪</td> <td>白鳥 他</td> </tr> <tr> <td>無形文化財（工芸技術）</td> <td>日本刀製作技術</td> <td>高砂</td> </tr> <tr> <td>無形文化財（工芸技術）</td> <td>日本刀製作技術</td> <td>西水元</td> </tr> <tr> <td>無形民俗文化財（民俗芸能）</td> <td>葛西囃子</td> <td>東金町</td> </tr> </tbody> </table>							区分	名称	所在地	重要文化財（美術工芸品）	木造不動明王立像 1軀	亀有	重要文化財（建造物）	旧小菅刑務所庁舎 1棟	小菅	重要無形文化財（工芸技術）	江戸小紋	西新小岩	重要文化的景観（文化的景観）	葛飾柴又の文化的景観	柴又	登録有形文化財（建造物）	會田家住宅旧蔵 1棟	鎌倉	選定保存技術	三味線製作修理	東四つ木	区分	名称	所在地	有形文化財（建造物）	普賢寺宝篋印塔 3基	東堀切	有形文化財（考古資料）	柴又八幡神社古墳出土埴輪	白鳥 他	無形文化財（工芸技術）	日本刀製作技術	高砂	無形文化財（工芸技術）	日本刀製作技術	西水元	無形民俗文化財（民俗芸能）	葛西囃子	東金町
区分	名称	所在地																																																																																		
重要文化財（美術工芸品）	木造不動明王立像 1軀	亀有																																																																																		
重要無形文化財（工芸技術）	江戸小紋	西新小岩																																																																																		
重要文化的景観（文化的景観）	葛飾柴又の文化的景観	柴又																																																																																		
登録有形文化財（建造物）	會田家住宅旧蔵 1棟	鎌倉																																																																																		
選定保存技術	三味線製作技術	東四つ木																																																																																		
区分	名称	所在地																																																																																		
有形文化財（建造物）	宝篋印塔（3基）	東堀切																																																																																		
有形文化財（考古資料）	柴又八幡神社古墳出土埴輪	白鳥 他																																																																																		
無形文化財（工芸技術）	日本刀製作技術	高砂																																																																																		
無形文化財（工芸技術）	日本刀製作技術	西水元																																																																																		
無形民俗文化財（民俗芸能）	葛西囃子	東金町																																																																																		
区分	名称	所在地																																																																																		
重要文化財（美術工芸品）	木造不動明王立像 1軀	亀有																																																																																		
重要文化財（建造物）	旧小菅刑務所庁舎 1棟	小菅																																																																																		
重要無形文化財（工芸技術）	江戸小紋	西新小岩																																																																																		
重要文化的景観（文化的景観）	葛飾柴又の文化的景観	柴又																																																																																		
登録有形文化財（建造物）	會田家住宅旧蔵 1棟	鎌倉																																																																																		
選定保存技術	三味線製作修理	東四つ木																																																																																		
区分	名称	所在地																																																																																		
有形文化財（建造物）	普賢寺宝篋印塔 3基	東堀切																																																																																		
有形文化財（考古資料）	柴又八幡神社古墳出土埴輪	白鳥 他																																																																																		
無形文化財（工芸技術）	日本刀製作技術	高砂																																																																																		
無形文化財（工芸技術）	日本刀製作技術	西水元																																																																																		
無形民俗文化財（民俗芸能）	葛西囃子	東金町																																																																																		

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和5年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考																																												
		<p>(中略)</p> <p>区指定文化財</p> <p>(有形文化財)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>所在地</th><th>名称</th><th>所在地</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>絹本着色東照大権現 (徳川家康) 像1幅</td><td>東四つ木</td><td>徳川家康書状 1通</td><td>東四つ木</td></tr> <tr> <td>板絵着色赤穂浪士討入 の図 1面</td><td>東金町</td><td>徳川家光・三世御ちキリ 1 通</td><td>東四つ木</td></tr> <tr> <td>木造聖徳太子立像 1 躯</td><td>四つ木</td><td>文書収納箱</td><td>白鳥</td></tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <p>紙本墨書胎蔵界私・金 剛界私糸玉抄 2冊</p> <p>金町・松戸関所文書 2冊 附 関所印 他</p> <p>水元 柴又勸農事績碑 1基 柴又</p> <p>白鳥他 加藤ひな子の碑 1基 附 東四 つ木 他2基</p> <p>(有形民俗文化財)</p>	名称	所在地	名称	所在地	絹本着色東照大権現 (徳川家康) 像1幅	東四つ木	徳川家康書状 1通	東四つ木	板絵着色赤穂浪士討入 の図 1面	東金町	徳川家光・三世御ちキリ 1 通	東四つ木	木造聖徳太子立像 1 躯	四つ木	文書収納箱	白鳥	<p>(中略)</p> <p>区指定文化財</p> <p>(有形文化財)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>所在地</th><th>名称</th><th>所在地</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>絹本着色東照大権現</u> <u>(徳川家康) 像1幅 附木</u> <u>造黒漆塗内箱及び外箱</u> <u>2口</u></td><td>東四つ木</td><td>徳川家康書状 1通</td><td>東四つ木</td></tr> <tr> <td>板絵着色赤穂浪士討入 の図 1面</td><td>東金町</td><td>徳川家光・三世御ちキリ 1 通</td><td>東四つ木</td></tr> <tr> <td><u>木造聖徳太子立像 1躯</u> <u>附木造仏形立像 1躯</u></td><td>四つ木</td><td>文書収納箱</td><td>白鳥</td></tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>紙本墨書胎蔵界私糸玉 抄・紙本金剛界私糸玉 抄 2冊</td><td>水元</td><td>柴又勸農事績碑 1基</td><td>柴又</td></tr> <tr> <td>金町・松戸関所文書 2冊 附 関所印 印 箱 御用印 研箱 船橋 用 虎綱残欠</td><td>白鳥他</td><td>加藤ひな子の碑 1基 附 <u>山田顕義風折鳥帽子の碑 1</u> <u>基 空齋山田伯造墨碑建設者</u> <u>名簿の碑 1基</u></td><td>東四 つ木</td></tr> </tbody> </table> <p>(有形民俗文化財)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>所在地</th><th>名称</th><th>所在地</th></tr> </thead> </table>	名称	所在地	名称	所在地	<u>絹本着色東照大権現</u> <u>(徳川家康) 像1幅 附木</u> <u>造黒漆塗内箱及び外箱</u> <u>2口</u>	東四つ木	徳川家康書状 1通	東四つ木	板絵着色赤穂浪士討入 の図 1面	東金町	徳川家光・三世御ちキリ 1 通	東四つ木	<u>木造聖徳太子立像 1躯</u> <u>附木造仏形立像 1躯</u>	四つ木	文書収納箱	白鳥	紙本墨書胎蔵界私糸玉 抄・紙本金剛界私糸玉 抄 2冊	水元	柴又勸農事績碑 1基	柴又	金町・松戸関所文書 2冊 附 関所印 印 箱 御用印 研箱 船橋 用 虎綱残欠	白鳥他	加藤ひな子の碑 1基 附 <u>山田顕義風折鳥帽子の碑 1</u> <u>基 空齋山田伯造墨碑建設者</u> <u>名簿の碑 1基</u>	東四 つ木	名称	所在地	名称	所在地	
名称	所在地	名称	所在地																																													
絹本着色東照大権現 (徳川家康) 像1幅	東四つ木	徳川家康書状 1通	東四つ木																																													
板絵着色赤穂浪士討入 の図 1面	東金町	徳川家光・三世御ちキリ 1 通	東四つ木																																													
木造聖徳太子立像 1 躯	四つ木	文書収納箱	白鳥																																													
名称	所在地	名称	所在地																																													
<u>絹本着色東照大権現</u> <u>(徳川家康) 像1幅 附木</u> <u>造黒漆塗内箱及び外箱</u> <u>2口</u>	東四つ木	徳川家康書状 1通	東四つ木																																													
板絵着色赤穂浪士討入 の図 1面	東金町	徳川家光・三世御ちキリ 1 通	東四つ木																																													
<u>木造聖徳太子立像 1躯</u> <u>附木造仏形立像 1躯</u>	四つ木	文書収納箱	白鳥																																													
紙本墨書胎蔵界私糸玉 抄・紙本金剛界私糸玉 抄 2冊	水元	柴又勸農事績碑 1基	柴又																																													
金町・松戸関所文書 2冊 附 関所印 印 箱 御用印 研箱 船橋 用 虎綱残欠	白鳥他	加藤ひな子の碑 1基 附 <u>山田顕義風折鳥帽子の碑 1</u> <u>基 空齋山田伯造墨碑建設者</u> <u>名簿の碑 1基</u>	東四 つ木																																													
名称	所在地	名称	所在地																																													

※真番号は「葛飾区地域防災計画（令和5年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧				新				備考
		名称	所在地	名称	所在地	二十一仏庚申塔 1 基	青戸	板絵着色裸参り絵馬額 1 面	青戸	
		二十一仏庚申塔 1 基	青戸	板絵着色裸参り絵馬額 1 面	青戸	寛正六年月待供養画 像板碑 1基	東新小岩	板絵着色裸参り絵馬額 1 面	奥戸	
		寛正六年月待供養画 像板碑 1基	東新小岩	板絵着色裸参り絵馬額 1 面	奥戸	半田稻荷神社板絵類 附12面 他2面	東金町	柴又題経寺帝釈天出現由来 碑 1基	柴又	
		半田稻荷神社板絵類 附12面 他2面	東金町	柴又題経寺帝釈天出現由来 碑 1基	柴又					
		区登録文化財 (有形文化財)				区登録文化財 (有形文化財)				
		名称	所在地	名称	所在地	龍こて絵	白鳥	石造鳥居	東金町	
		龍こて絵	白鳥	石造鳥居	東金町	武藏国葛飾郡木下川 村検地水帳	白鳥	孝子褒賞状 附他関係資料 一括		
		武藏国葛飾郡木下川 村検地水帳	白鳥	孝子褒賞状 附他関係資料 一括		清水巡查部長墓 附 故清水巡查部長の碑	新宿	四季農耕図	白鳥	
		清水巡查部長墓 附 故清水巡查部長の碑	新宿	四季農耕図	白鳥	東葛西夕顔観音縁起	白鳥	金銅華鬘 2面	奥戸	
		東葛西夕顔観音縁起	白鳥	金銅華鬘 2面	奥戸	上野・下野・武蔵・下 総・常陸水利一覧図	白鳥	木彫地蔵菩薩像	奥戸	
		上野・下野・武蔵・下 総・常陸水利一覧図	白鳥	木彫地蔵菩薩像	奥戸	平野家文書 (一括)	白鳥	弘法大師画像 附厨子	東金町	
		平野家文書 (一括)	白鳥	弘法大師画像 附厨子	東金町	旧小菅御殿石燈籠	小菅	涅槃図	新宿	
		旧小菅御殿石燈籠	小菅	涅槃図	新宿	東條一堂の墓 附 他2基	堀切	小高園(菖蒲園)関係資料一 括		
		東條一堂の墓 附 他2基	堀切	小高園(菖蒲園)関係資料一 括		東條一堂の墓 附 東條一堂先生百年祭 記念碑 一堂先生遺 著刊行の碑	堀切	小高園(菖蒲園)関係資料一 括		
		柴又用水の碑	柴又	吉野園(菖蒲園)関係資料一	四つ木					

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和5年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧				新				備考	
				括		柴又用水の碑	柴又	吉野園(菖蒲園)関係資料一括	四つ木		
		細谷家文書	白鳥	堀切園(菖蒲園)関係資料一括	堀切	細谷家文書	白鳥	堀切園(菖蒲園)関係資料一括	堀切		
		葛西神社文書	東金町	菖香園(菖蒲園)関係資料一括	白鳥	葛西神社文書	東金町	菖香園(菖蒲園)関係資料一括	白鳥		
		坂本家文書	白鳥	武藏国葛飾郡上千葉村検地 水帳	白鳥	坂本家文書	白鳥	武藏国葛飾郡上千葉村検地 水帳	白鳥		
		関口家文書	奥戸	元禄拾年丑十二月亥御検地 御水帳之写	青戸	関口家文書	奥戸	元禄拾年丑十二月亥御検地 御水帳之写	青戸		
		新宿町遺跡出土遺物	白鳥	薙刀(拵共) 1口	四つ木	新宿町遺跡出土遺物	白鳥	薙刀(拵共) 1口	四つ木		
		小高園絵画資料	堀切	三間社流造石祠 2棟 附 建立記碑 1基	西水元	小高園絵画資料	堀切	三間社流造石祠 2棟 附 建立記碑 1基	西水元		
		(中略)				(中略)					
		嘉永七年褒賞青ざし一 貫文 附 古文書2点		大相撲板番付	白鳥	嘉永七年褒賞青ざし一 貫文 附古文書2点		大相撲板番付	白鳥		
		市原学校教科書認可 通知書	西水元	欄間彫刻	亀有	市原学校教科書認可 通知書	西水元	欄間彫刻	亀有		
		湯殿山供養碑	堀切	横幕	東四つ 木	湯殿山供養碑	堀切	横幕	東四つ 木		
		解念仏供養碑 2基	新宿	絹本著色大般若十六善神図	四つ木	解念仏供養碑 二基	新宿	絹本著色大般若十六善神図	四つ木		
		南蔵院裏古墳出土遺 物一括	立石	夕顔観音堂及び門棟札	白鳥	南蔵院裏古墳出土遺 物一括	立石	夕顔観音堂及び門棟札	白鳥		

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和5年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧				新				備考	
		題経寺諸堂内及び二天門建築装飾彫刻一括	柴又	力士若柳図 1幅	白鳥	題経寺諸堂内及び二天門建築装飾彫刻一括	柴又	力士若柳図 1幅	白鳥		
		地籍図類一括	白鳥 他	上小松遺跡出土緑釉陶器一括	鎌倉	地籍図類一括	白鳥 他	上小松遺跡出土緑釉陶器一括	鎌倉		
		宝篋印塔	東水元	今戸焼関連資料一括	白鳥	宝篋印塔	東水元	今戸焼関連資料一括	白鳥		
		千葉村育英会関連資料一括	西亀有	山本亭 附 庭園	柴又	千葉村育英会関連資料一括	西亀有	山本亭 附庭園	柴又		
		舞鳳狻猊背文八稜鏡	東金町	観花園（菖蒲園）関連資料	白鳥	舞鳳狻猊背文八稜鏡	東金町	観花園（菖蒲園）関連資料	白鳥		
		海獸葡萄鏡	東金町	東京都第五建設事務所古井戸	東新小岩	海獸葡萄鏡	東金町	東京都第五建設事務所古井戸	東新小岩		
		菊花散双鳥鏡	東金町	櫃（非常持ち出し用）	東四つ木	菊花散双鳥鏡	東金町	櫃（非常持ち出し用）	東四つ木		
		亀形瓦 一対	亀有			亀形瓦 一対	亀有				
		(有形民俗文化財)				(有形民俗文化財)					
		女人橋関係石材一括	堀切	板絵着色産育祈願小絵馬一括附他1冊	白鳥	女人橋関係石材一括	堀切	板絵着色産育祈願小絵馬一括附他1冊	白鳥		

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和5年修正）」を踏まえ記載しています。

6. 葛飾区地域防災計画（令和6年修正）【資料編 風水害等編】 新旧対照表

番号	頁	旧	新	備考								
148	103	4 4 排水場一覧 平成 26 年 4 月現在	4 4 排水場一覧 令和 6 年 12 月現在									
		種別	施設 数	原動機内訳（台）	排水能 力 (m ³ /分)	停電時能力 (m ³ /分)	種別	施設 数	原動機内訳（台）	排水能 力 (m ³ /分)	停電時能力 (m ³ /分)	
		排水 場	3	電動 機	ディーゼル機 計	52.8	排水 場	3	電動 機	52.8	34.8	
						60.2%					65.9%	
		(中略)					(中略)					
		No	排水場名	所在地		電話番号	No	排水場名	所在地		電話番号	
		1	第三新宿	新宿 1-1-13		3607-5439	1	第三新宿	新宿 1-1-13		3607- 5439	
		2	古谷	金町 4-25-14			2	古谷	金町 4-25-14			
		3	四ツ木橋	四つ木 1-7-9		3697-1635	3	四ツ木橋	四つ木 1-7-9		3697- 1635	
			計					計				

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和5年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧					新					備考	
149	104	4 5 要配慮者関連施設 (中略)					4 5 要配慮者関連施設 (中略)						
		特別養護老人ホーム	18	東四つ木ほ ほえみの里	東四つ木 2- 27-1	5698-2341	特別養護老人ホーム	18	東四つ木ほ ほえみの里	東四つ木 2- <u>26-15</u>	5698-2341		
		特定施設入居者生活介護	42	ライフコミニューン新小岩	新小岩 3-10-6	5662-6090	特定施設入居者生活介護	41	ライフコミニューン新小岩	新小岩 3-10- <u>16</u>	5662-6090		
		認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	49	エブリィ！トーリツ立石	立石 8-48-1	3691-8891		42	チャーム水元公園	東水元 2-38-11	<u>5648-7702</u>		
			82	みのりの里	東新小岩 5-17-11	5698-5058		46	アズハイム 葛飾白鳥	白鳥 4-15-19	<u>6662-7027</u>		
							認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	51	花物語かつ しか	立石 8-48-1 1 階	3691-8891		
								73	コンフォートフィオーレ東堀切	東堀切 1-15-21	<u>4400-1249</u>		
								82	みのりの里	東新小岩 5-17-11	<u>5698-5058</u>		
								82	グループホ ームきらら 高砂	高砂 3-25-16	<u>5622-3015</u>		

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和5年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考																																														
150	106	4 5 要配慮者関連施設 (中略) <table border="1"> <tr> <td>区立保育園</td><td>117</td><td>渋江保育園</td><td>東立石 3-3-15</td><td>3696-3761</td></tr> </table>	区立保育園	117	渋江保育園	東立石 3-3-15	3696-3761	4 5 要配慮者関連施設 (中略) <table border="1"> <tr> <td>区立保育園</td><td><u>106</u></td><td>会野保育園</td><td>奥戸 5-23-7</td><td>3692-7677</td></tr> <tr> <td></td><td><u>107</u></td><td>青戸保育園</td><td>青戸 5-9-10</td><td>3602-4007</td></tr> <tr> <td>区立保育園</td><td><u>117</u></td><td>渋江保育園</td><td>東四つ木 2-15-11</td><td>3696-3761</td></tr> </table>	区立保育園	<u>106</u>	会野保育園	奥戸 5-23-7	3692-7677		<u>107</u>	青戸保育園	青戸 5-9-10	3602-4007	区立保育園	<u>117</u>	渋江保育園	東四つ木 2-15-11	3696-3761																											
区立保育園	117	渋江保育園	東立石 3-3-15	3696-3761																																														
区立保育園	<u>106</u>	会野保育園	奥戸 5-23-7	3692-7677																																														
	<u>107</u>	青戸保育園	青戸 5-9-10	3602-4007																																														
区立保育園	<u>117</u>	渋江保育園	東四つ木 2-15-11	3696-3761																																														
151	111	4 5 要配慮者関連施設 <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">有床医療機 関</td><td></td><td>小宅産婦人 科医院</td><td>西水元 1-29-17</td><td>3609-0415</td></tr> <tr> <td></td><td>悠翔会在宅 クリニック 金町</td><td>金町 5-24-18</td><td>5648-8336</td></tr> <tr> <td></td><td>間外科医院</td><td>亀有 1-15-23</td><td>3604-8407</td></tr> <tr> <td></td><td>たかはし助 産院</td><td>柴又 1-26-15</td><td>080-6550-0438</td></tr> </table>	有床医療機 関		小宅産婦人 科医院	西水元 1-29-17	3609-0415		悠翔会在宅 クリニック 金町	金町 5-24-18	5648-8336		間外科医院	亀有 1-15-23	3604-8407		たかはし助 産院	柴又 1-26-15	080-6550-0438	4 5 要配慮者関連施設 (中略) <table border="1"> <tr> <td rowspan="8">有床医療機 関</td><td></td><td><u>わたホーム</u> <u>クリニック</u></td><td><u>立石 6-8-1</u></td><td><u>6662-8514</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>小宅産婦人</u> <u>科医院</u></td><td><u>西水元 1-29-17</u></td><td><u>3609-0415</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>悠翔会在宅</u> <u>クリニック</u> <u>金町</u></td><td><u>金町 5-24-18</u></td><td><u>5648-8336</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>悠翔会在宅</u> <u>クリニック</u> <u>葛飾</u></td><td><u>柴又 1-46-9</u></td><td><u>6231-3578</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>間外科医院</u></td><td><u>亀有 1-15-23</u></td><td><u>3604-8407</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>たかはし助</u> <u>産院</u></td><td><u>柴又 1-26-15</u></td><td><u>080-6550-0438</u></td></tr> <tr> <td></td><td><u>高橋助産院</u> <u>柴又マタニ</u> <u>ティーハウス</u></td><td><u>柴又 1-26-15</u></td><td><u>5660-3963</u></td></tr> </table>	有床医療機 関		<u>わたホーム</u> <u>クリニック</u>	<u>立石 6-8-1</u>	<u>6662-8514</u>		<u>小宅産婦人</u> <u>科医院</u>	<u>西水元 1-29-17</u>	<u>3609-0415</u>		<u>悠翔会在宅</u> <u>クリニック</u> <u>金町</u>	<u>金町 5-24-18</u>	<u>5648-8336</u>		<u>悠翔会在宅</u> <u>クリニック</u> <u>葛飾</u>	<u>柴又 1-46-9</u>	<u>6231-3578</u>		<u>間外科医院</u>	<u>亀有 1-15-23</u>	<u>3604-8407</u>		<u>たかはし助</u> <u>産院</u>	<u>柴又 1-26-15</u>	<u>080-6550-0438</u>		<u>高橋助産院</u> <u>柴又マタニ</u> <u>ティーハウス</u>	<u>柴又 1-26-15</u>	<u>5660-3963</u>	
有床医療機 関		小宅産婦人 科医院		西水元 1-29-17	3609-0415																																													
		悠翔会在宅 クリニック 金町		金町 5-24-18	5648-8336																																													
		間外科医院		亀有 1-15-23	3604-8407																																													
		たかはし助 産院	柴又 1-26-15	080-6550-0438																																														
有床医療機 関		<u>わたホーム</u> <u>クリニック</u>	<u>立石 6-8-1</u>	<u>6662-8514</u>																																														
		<u>小宅産婦人</u> <u>科医院</u>	<u>西水元 1-29-17</u>	<u>3609-0415</u>																																														
		<u>悠翔会在宅</u> <u>クリニック</u> <u>金町</u>	<u>金町 5-24-18</u>	<u>5648-8336</u>																																														
		<u>悠翔会在宅</u> <u>クリニック</u> <u>葛飾</u>	<u>柴又 1-46-9</u>	<u>6231-3578</u>																																														
		<u>間外科医院</u>	<u>亀有 1-15-23</u>	<u>3604-8407</u>																																														
		<u>たかはし助</u> <u>産院</u>	<u>柴又 1-26-15</u>	<u>080-6550-0438</u>																																														
		<u>高橋助産院</u> <u>柴又マタニ</u> <u>ティーハウス</u>	<u>柴又 1-26-15</u>	<u>5660-3963</u>																																														
	152	112	4 5 要配慮者関連施設	4 5 要配慮者関連施設 (中略) <table border="1"> <tr> <td>児童相談所</td><td><u>342</u></td><td>児童相談所</td><td><u>立石 2-30-1</u></td><td><u>5698-0303</u></td></tr> </table>	児童相談所	<u>342</u>	児童相談所	<u>立石 2-30-1</u>	<u>5698-0303</u>																																									
児童相談所	<u>342</u>	児童相談所	<u>立石 2-30-1</u>	<u>5698-0303</u>																																														

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和5年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考																																								
153	115	4 6 河川堤防の水防上注意を要する箇所 (中略) 第5 「河川及び堤防における水防上点検を強化する箇所」調書 <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th><th>河川名</th><th>地先名</th><th>種別</th><th>構造物</th><th>延長</th><th>注意を要する理由</th><th>対策</th><th>河川管理者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td><td>荒川</td><td>四つ木三丁目</td><td>堤防高</td><td>橋梁</td><td>左岸 34m</td><td>四つ木橋</td><td>巡視点検</td><td>国土交通省</td></tr> </tbody> </table>	No	河川名	地先名	種別	構造物	延長	注意を要する理由	対策	河川管理者	(1)	荒川	四つ木三丁目	堤防高	橋梁	左岸 34m	四つ木橋	巡視点検	国土交通省	4 6 河川堤防の水防上注意を要する箇所 (中略) 第5 「河川及び堤防における水防上点検を強化する箇所」調書 <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th><th>河川名</th><th>地先名</th><th>種別</th><th>構造物</th><th>延長</th><th>注意を要する理由</th><th>対策</th><th>河川管理者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td><td>荒川</td><td>四つ木三丁目</td><td>堤防高</td><td>橋梁</td><td>左岸 34m</td><td><u>四つ木橋</u></td><td>巡視点検</td><td>国土交通省</td></tr> </tbody> </table>	No	河川名	地先名	種別	構造物	延長	注意を要する理由	対策	河川管理者	(1)	荒川	四つ木三丁目	堤防高	橋梁	左岸 34m	<u>四つ木橋</u>	巡視点検	国土交通省					
No	河川名	地先名	種別	構造物	延長	注意を要する理由	対策	河川管理者																																				
(1)	荒川	四つ木三丁目	堤防高	橋梁	左岸 34m	四つ木橋	巡視点検	国土交通省																																				
No	河川名	地先名	種別	構造物	延長	注意を要する理由	対策	河川管理者																																				
(1)	荒川	四つ木三丁目	堤防高	橋梁	左岸 34m	<u>四つ木橋</u>	巡視点検	国土交通省																																				
154	117	4 8 水防関係機関 <table border="1"> <tr> <td>江東治水事務所 水門管理センター</td><td>江東区清澄 1-2-37 先</td><td>水門管理課</td></tr> </table>	江東治水事務所 水門管理センター	江東区清澄 1-2-37 先	水門管理課	4 8 水防関係機関 <table border="1"> <tr> <td>江東治水事務所 水門管理センター</td><td>江東区清澄 1-2-37 <u>先</u></td><td>水門管理課</td></tr> </table>	江東治水事務所 水門管理センター	江東区清澄 1-2-37 <u>先</u>	水門管理課	[江東治水事務所]																																		
江東治水事務所 水門管理センター	江東区清澄 1-2-37 先	水門管理課																																										
江東治水事務所 水門管理センター	江東区清澄 1-2-37 <u>先</u>	水門管理課																																										
155	119	4 9 水防倉庫及び敷材備蓄一覧 <table border="1"> <tr> <td>資機材備蓄種別</td><td>水防第一倉庫</td></tr> <tr> <td></td><td>立石 6-9-1</td></tr> </table>	資機材備蓄種別	水防第一倉庫		立石 6-9-1	4 9 水防倉庫及び敷材備蓄一覧 <u>(倉庫内資機材備蓄の数量を更新)</u> <table border="1"> <tr> <td>資機材備蓄種別</td><td><u>第一水防</u>倉庫</td></tr> <tr> <td></td><td>立石 6-9-1</td></tr> </table>	資機材備蓄種別	<u>第一水防</u> 倉庫		立石 6-9-1																																	
資機材備蓄種別	水防第一倉庫																																											
	立石 6-9-1																																											
資機材備蓄種別	<u>第一水防</u> 倉庫																																											
	立石 6-9-1																																											
156	128	5 5 洪水緊急避難建物一覧 <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th><th>建物名称</th><th>所在地</th><th>EV</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td><td>立石図書館</td><td>立石 1-9-1</td><td></td></tr> <tr> <td>7</td><td>総合庁舎</td><td>立石 5-13-1</td><td></td></tr> <tr> <td>60</td><td>お花茶屋図書館</td><td>お花茶屋 2-1-15</td><td></td></tr> <tr> <td>171</td><td>中央図書館</td><td>金町 6-2-1</td><td></td></tr> </tbody> </table>	No	建物名称	所在地	EV	3	立石図書館	立石 1-9-1		7	総合庁舎	立石 5-13-1		60	お花茶屋図書館	お花茶屋 2-1-15		171	中央図書館	金町 6-2-1		5 5 洪水緊急避難建物一覧 <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th><th>建物名称</th><th>所在地</th><th>EV</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td><td>立石図書館</td><td>立石 1-9-1</td><td><u>○</u></td></tr> <tr> <td>7</td><td>総合庁舎</td><td>立石 5-13-1</td><td><u>○</u></td></tr> <tr> <td>60</td><td>お花茶屋図書館</td><td>お花茶屋 2-1-15</td><td><u>○</u></td></tr> <tr> <td>171</td><td>中央図書館</td><td>金町 6-2-1</td><td><u>○</u></td></tr> </tbody> </table>	No	建物名称	所在地	EV	3	立石図書館	立石 1-9-1	<u>○</u>	7	総合庁舎	立石 5-13-1	<u>○</u>	60	お花茶屋図書館	お花茶屋 2-1-15	<u>○</u>	171	中央図書館	金町 6-2-1	<u>○</u>	
No	建物名称	所在地	EV																																									
3	立石図書館	立石 1-9-1																																										
7	総合庁舎	立石 5-13-1																																										
60	お花茶屋図書館	お花茶屋 2-1-15																																										
171	中央図書館	金町 6-2-1																																										
No	建物名称	所在地	EV																																									
3	立石図書館	立石 1-9-1	<u>○</u>																																									
7	総合庁舎	立石 5-13-1	<u>○</u>																																									
60	お花茶屋図書館	お花茶屋 2-1-15	<u>○</u>																																									
171	中央図書館	金町 6-2-1	<u>○</u>																																									

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和5年修正）」を踏まえ記載しています。

番号	頁	旧	新	備考																					
157	133	5 6 大規模水害時の広域避難先施設及び大規模水害時における緊急安全確保に関する協定一覧 ■【大規模水害時の広域避難先一覧】	5 6 大規模水害時の広域避難先施設及び大規模水害時における緊急安全確保に関する協定一覧 ■【大規模水害時の広域避難先一覧】 (中略) <table border="1"><tr><td>17</td><td>学校法人大妻学院</td><td>包括・細目</td></tr><tr><td>18</td><td>住友不動産株式会社</td><td>包括・細目</td></tr><tr><td>19</td><td>学校法人青山学院</td><td>包括・細目</td></tr><tr><td>20</td><td>学校法人帝京平成大学</td><td>包括・細目</td></tr><tr><td>21</td><td>学校法人帝京大学</td><td>包括・細目</td></tr><tr><td>22</td><td>国立大学法人東京大学</td><td>包括・細目</td></tr><tr><td>23</td><td>公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会</td><td>包括・細目</td></tr></table>	17	学校法人大妻学院	包括・細目	18	住友不動産株式会社	包括・細目	19	学校法人青山学院	包括・細目	20	学校法人帝京平成大学	包括・細目	21	学校法人帝京大学	包括・細目	22	国立大学法人東京大学	包括・細目	23	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会	包括・細目	
17	学校法人大妻学院	包括・細目																							
18	住友不動産株式会社	包括・細目																							
19	学校法人青山学院	包括・細目																							
20	学校法人帝京平成大学	包括・細目																							
21	学校法人帝京大学	包括・細目																							
22	国立大学法人東京大学	包括・細目																							
23	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会	包括・細目																							

※頁番号は「葛飾区地域防災計画（令和5年修正）」を踏まえ記載しています。

7. 葛飾区地域防災計画（令和6年修正）【資料編 参考資料編】 新旧対照表

番号	頁	旧	新	備考																								
158	155	6.1 葛飾区防災会議地域防災計画見直し幹事会設置要綱 (中略) 別表（第2条関係） <table border="1"> <tr> <td>〃</td> <td>東京電力パワーグリッド（株） 上野支社 企画統括グループ</td> <td>地域担当次長</td> </tr> </table>	〃	東京電力パワーグリッド（株） 上野支社 企画統括グループ	地域担当次長	6.1 葛飾区防災会議地域防災計画見直し幹事会設置要綱 (中略) 別表（第2条関係） <table border="1"> <tr> <td>〃</td> <td>東京電力パワーグリッド（株） 上野支社 企画統括グループ</td> <td>地域担当次長</td> </tr> </table>	〃	東京電力パワーグリッド（株） 上野支社 企画統括グループ	地域担当次長	[東電 PG]																		
〃	東京電力パワーグリッド（株） 上野支社 企画統括グループ	地域担当次長																										
〃	東京電力パワーグリッド（株） 上野支社 企画統括グループ	地域担当次長																										
159	176	6.9 主要官公署等一覧表 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〃</td> <td>新小岩北</td> <td>〃 東新小岩 6-21-1</td> <td>3694-2711</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>新 小 岩</td> <td>〃 新小岩 2-17-1</td> <td>3653-7141</td> </tr> </tbody> </table>	名 称		所 在 地	電話番号	〃	新小岩北	〃 東新小岩 6-21-1	3694-2711	〃	新 小 岩	〃 新小岩 2-17-1	3653-7141	6.9 主要官公署等一覧表 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〃</td> <td>新小岩北</td> <td>〃 東新小岩 6-21-1</td> <td>3694-2781</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>新 小 岩</td> <td>〃 新小岩 2-17-1</td> <td>3653-7151</td> </tr> </tbody> </table>	名 称		所 在 地	電話番号	〃	新小岩北	〃 東新小岩 6-21-1	3694-2781	〃	新 小 岩	〃 新小岩 2-17-1	3653-7151	
名 称		所 在 地	電話番号																									
〃	新小岩北	〃 東新小岩 6-21-1	3694-2711																									
〃	新 小 岩	〃 新小岩 2-17-1	3653-7141																									
名 称		所 在 地	電話番号																									
〃	新小岩北	〃 東新小岩 6-21-1	3694-2781																									
〃	新 小 岩	〃 新小岩 2-17-1	3653-7151																									
160	177	6.9 主要官公署等一覧表 <table border="1"> <tr> <td>〃 首都国道事務所 金町国道出張所</td> <td>葛飾区金町 3-48-2</td> <td>3607-6400</td> </tr> </table>	〃 首都国道事務所 金町国道出張所	葛飾区金町 3-48-2	3607-6400	6.9 主要官公署等一覧表 <table border="1"> <tr> <td>〃 首都国道事務所 防災施設（旧金町国道 出張所）</td> <td>葛飾区金町 3-48-2 （通常は無人、災 害時のみ有人）</td> <td>3607-6400</td> </tr> </table>	〃 首都国道事務所 防災施設（旧金町国道 出張所）	葛飾区金町 3-48-2 （通常は無人、災 害時のみ有人）	3607-6400	[首都国道事務所]																		
〃 首都国道事務所 金町国道出張所	葛飾区金町 3-48-2	3607-6400																										
〃 首都国道事務所 防災施設（旧金町国道 出張所）	葛飾区金町 3-48-2 （通常は無人、災 害時のみ有人）	3607-6400																										
161	177	6.9 主要官公署等一覧表 <table border="1"> <tr> <td>東京電力パワーグリッ ド（株）上野支社</td> <td>台東区竜泉 2- 18-6</td> <td>0120-995-007 6375-9803(有料)</td> </tr> </table>	東京電力パワーグリッ ド（株）上野支社	台東区竜泉 2- 18-6	0120-995-007 6375-9803(有料)	6.9 主要官公署等一覧表 <table border="1"> <tr> <td>東京電力パワーグリッ ド（株）上野支社</td> <td>台東区竜泉 2- 18-6</td> <td>0120-995-007 6375-9803(有料)</td> </tr> </table>	東京電力パワーグリッ ド（株）上野支社	台東区竜泉 2- 18-6	0120-995-007 6375-9803(有料)																			
東京電力パワーグリッ ド（株）上野支社	台東区竜泉 2- 18-6	0120-995-007 6375-9803(有料)																										
東京電力パワーグリッ ド（株）上野支社	台東区竜泉 2- 18-6	0120-995-007 6375-9803(有料)																										
162	177	6.9 主要官公署等一覧表 <table border="1"> <tr> <td>(株) NTT東日本一東京</td> <td>新宿区北新宿 1-5-1</td> <td>5688-9409</td> </tr> </table>	(株) NTT東日本一東京	新宿区北新宿 1-5-1	5688-9409	6.9 主要官公署等一覧表 <table border="1"> <tr> <td>東日本電信電話株式会社 東京東支店</td> <td>台東区上野 5-24-11</td> <td>5846-8762</td> </tr> </table>	東日本電信電話株式会社 東京東支店	台東区上野 5-24-11	5846-8762	[東日本電信電話]																		
(株) NTT東日本一東京	新宿区北新宿 1-5-1	5688-9409																										
東日本電信電話株式会社 東京東支店	台東区上野 5-24-11	5846-8762																										
163	178	6.9 主要官公署等一覧表 <table border="1"> <tr> <td>日本郵便（株）葛飾郵便局</td> <td>〃 四つ木 2-28-1</td> <td>3695-9103</td> </tr> </table>	日本郵便（株）葛飾郵便局	〃 四つ木 2-28-1	3695-9103	6.9 主要官公署等一覧表 <table border="1"> <tr> <td>日本郵便（株）葛飾郵便局</td> <td>〃 四つ木 2-28-1</td> <td>3695-9101</td> </tr> </table>	日本郵便（株）葛飾郵便局	〃 四つ木 2-28-1	3695-910 1																			
日本郵便（株）葛飾郵便局	〃 四つ木 2-28-1	3695-9103																										
日本郵便（株）葛飾郵便局	〃 四つ木 2-28-1	3695-910 1																										